古事記傳

六

和書門
類
二九二五〇號
七八函
一三架
一五冊

内閣文庫
和書
類
二九二五〇號
一五冊
一三七函
二架

内閣文庫
番號 和 29250
冊數 15 (6)
函號 137 4

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

寛永天保天照大御神詔之亦遣曷
神者吉爾愚金神及諸神白之
堅天安河河上之天石屋名伊
都之尾羽張神是可遣伊都

教部文庫
東京帝國大學圖書館
内一〇〇九二號

本居宣長謹撰

於是天照大御神詔之亦遣曷神者吉爾思金神及諸神白之坐天安河河上之天石屋名伊都之尾羽張神是可遣伊都二字以音

若亦非此神者。其神之子建御雷之男神。此應遣且其天尾羽張神者。逆塞上天安河之水而。塞道居故。他神不得行。故別遣天迦久神可問故。爾使天迦久神問天尾羽張神之時。答白恐之仕奉。然於此道者。僕子建御雷神可遣。乃貢進爾天鳥船神副建御雷神而遣

天石屋。屋字。旧印本ハ室ニ作ル。延佳本又一本ハ屋ニ作ル。今按ニ屋字ヲカ。記中石屋ハ皆此字ヲカ。ナレバ實ハ石ヲ構ヘタル屋ヲヨメリ。カノ天照

大御神のたばし隠らしし所は堅固きことなる故なり云
石屋なり其意異なるなるべし石屋は坐ぬ
なる處なるも非なり又尋常社家なるもいはい石屋は坐ぬ
なるべしなるべしあり書記にも天石
窟所住神なるべしなる○伊都之尾羽張神は伊邪那岐大神
の御刀の御霊なり即其御刀の
名を天之尾羽張とも云なり上に
見えたり傳五の七十九
巻八十二巻
考合はすべしなるべし其處なり神
云ざるは直に其御刀をさしたる故なり此は其御霊を
云故に神云ふ名義伊都の書紀に稜威作て此伊都の
都は清音なるべし傳六の六十一巻
七の三十八巻に委く云はるべしさて或人の説に

劔の惣名を尾張云劔は諸刃なるて鋒の方は張なる
物なる故なり尾は鋒を云ふ天尾羽張云も是なり
又國名の尾張も熱田の神劔より出て此意なり云
ふ此説さも有なり鋒を尾云いまだ例を見ざ
の惣名云はるに然云まきに非ず但劔
て雄なるは云みも有なり伊都の男建なる言
の双の意なるなり今世は波婆理云針は双の形に
針云意の名なるは此同じ又物の満
けびなるなるを此意近し書紀には稜
威雄走神なり此名義は逃劔の利を云利は疾
を口の走云も同じ師は意同じ俗に口利物言
業刈なる名に同じ此神名を大業刈小
云も知れいかん○若亦

非此神者今の世に語るかの如此言こゝに多し○建御雷之男神いかの迦具土神の頸を斬賜ふる時御刀の本より著る血の湯津石村より走著て成坐る神なり上は見ゆ傳五の七十三葉然るに其血い母の如く御刀い父なり故彼處より因御刀所成之神者也ゝ云此處より直に其御刀神の子ゝ云ふ書紀の傳い異なり下よりいふ○且字麻豆ゝ訓法上黄泉殿に且具与黄泉神相論ゝある且字ゝ同格なり彼を麻豆ゝ訓て其處に傳六の九其由い云ふ此を建御雷神のこゝをを云ふなるゝ立復て上の尾羽張神の事を云處なる故に麻豆ゝ云てよく

當まる○逆塞上ゝいい川水を塞留湛て側の方に引遣を云そゝ本流に水を横に引遣るゆゑに逆ゝ上ゝ云ふなり同意なる邪ゝ云ふ逆ゝ上に回ゝふ非ゝ方巣八三下ふ佐保河之水平塞上而殖之田乎ゝと云ふも同ゝ世間物に水を引に其中に砥を安て刃斂を平ゝと此神の如此河水を塞湛て石室に坐ふに縁に此西屋い冥の石屋なり云ふこゝ思合ふ○塞道ゝいかの塞留に水を引て道路を絶を云ふ又彼塞戸大神の類に此神の道に塞坐ゝ見ゆれゝ水を塞止ゝいきゝれば云ふ○居故い衣礼婆ゝ訓法意い訓て故字の○別ゝい

葦原中國言向よ遣神を擇ぶ時なる故は、それはかの
らで別めゆ分て云なり又尋常神い得行まじき故よ
殊よ優よふ神をゆ云意まて有なむ。○天迦久神名
義いまゞ思得ぬせんて、いはゞ書紀崇神卷ゑ八廻擊
力ゆのりて万葉十三ノ七ふ劔刀鞘從拔出而伊香胡山
ゆ於ゞあよらゆ冠辞考ゑ鞘より拔出て擊ゆ於
於あらるゆて伊い發語ゑ取きるゆ。さて伊香胡山
い和名抄ゑ近江國伊香郡伊香ゆある處なり。ゆ
を思ふ今此劔神尾羽張神をいざなひ起せる功を
以て劔を拔出て擊ゑ称るゆ名ゆ。

然らば迦伎神ゆて云ば通音なり。迦伎を迦久ゆ活し用ふ格ゑ非ず。さて劔を加動久ゆ云ゆ擊字をかゝるゆ思ふゑ劔を振て物を切狀をなるゆを云なる活。時ゑ試ふ意あれば。いよ。若然もあらば式の近江國伊
香郡伊香具神社伊香具坂神社もあり。此迦久神を祠るゆ
もあるなし。然らば伊香郡名抄ゑ地名も此神社より出る
加古ゆあり。万葉も同じ神社ゆ伊香具なり。さて彼
本より古ゆも具ゆも通ば云なる活。
万葉の歌もいよ。由ゆて聞ゆるゆ。○問ゆ葦
原中國言向ゑ罷ゆある太詔ゆの活て仕奉ゆ否
ゆ問なり。上の可問をも登比賜倍志ゆも訓活く此問をも登波志米賜ゆも訓活。○恐之
い加志許志ゆ訓活。如此言て即仰を承ゆ諾なふ辞

みかるあり今世は加志許麻理白多ゆゑ云ふ是よりも出
るなり此言上傳九の廿六葉に此次にもあり○仕奉い都加
閉麻都良牟ゆゑ訓るゆゑなり書紀雄畧巻歌に都柯陪麻
都羅武とも推古巻歌に訶之胡弥豆兒伽陪摩都羅武
烏呂餓弥呂兒伽陪摩都羅武とあり此言古書に數
ちらば多し上ちらは人に事はいひらはいに萬の事に云な
ど都加閉は被使なり波礼い閉ゆ切君に使はるる奉はなり然
は使ゆ事ゆ漢字は異なれども下を使ゆ上に被使ゆ
云ふのかはるなり言の本は一つなりさて都
加閉奉を中昔よりは都加字奉ゆ云ふ又その字を牟に
轉して都加牟奉ゆ云ふ又その牟を畧きて都加麻都留
ゆ云ふかく言のうるはしきもかはりきて今は都加麻都留ゆ都加閉麻都留ゆ甚く

異なれども同言なるが如くなれば聞
を云ふ元て物を行く事を指て道ゆ云ふゆゑ万葉六天
平四年天皇賜酒節度使卿等御歌に大夫之去云道曽
中昔までも古今集に人遣の道ゆ云ふ
がゆ哥に詞にも多かり漢文に此行字は行字に
宮殿に東方十二道ゆ云ふ下考合ふ傳廿三の五十八葉
○僕子建御雷神可遣尾羽張神みなのうは物を深き此
神を遣ても速ち功の立ぬる深き理ぞ有る
書紀に是後高皇産霊尊更會諸神選當遣於葦原
中國者僉曰磐裂根裂神之子磐筒男磐筒女所生之子

経津主神是将住也時有天石窟所住神稜威雄走神之子甕速日神甕速日神之子熯速日神熯速日神之子武甕槌神此神進曰豈唯経津主神獨為丈夫而吾非丈夫者哉其辭氣慷慨故以副配経津主神令平葦原中國也

○按甚異なる傳なり書紀上卷の一書に又異なる傳あり又しく経津主神や

申したい此記にていい即建御雷神の亦名なるを別神やせるるに上傳五の七十四葉より委く論ずる○貢

奉りしい此建御雷神を大御神の御許より奉遣はせり○

天鳥船神亦此次より引る書紀の熊野諸手船亦名天鳩船云ふ合せて見るべし彼伊邪那岐伊邪那美二柱大神の生坐る鳥之石楠船神亦名謂天鳥船ありあ神

の〻い傳五の五十二葉より見ゆ〻〻〻

似るを思ふ然れども本は一神なれば波岐は此れ切なし然れども傳くるなり轉しかの夷鳥命の事は師の祝詞考なり既に傳十三の十二葉より十五葉まで委く云へり考合はすべし

是以此二神降到出雲國伊那佐之小濱而。伊字以音 那佐三字 拔十掬トツカツルギヲ 劒逆刺立于浪穗。跌坐其劒前。ヌキテナミノホニサカサマニサシタテ、ソノツルギノサキニアグミヰテ。問其大國主神言。天照大御神タカギノカミノミコトモチテトヒニツカハセリナガウ 高木神之命以問使之。汝之宇シレハラノナカツクニハ 志波祁流此五字 葦原中國者。

我御子之所知國言依賜故汝心奈何爾答白之僕者不得白我子八重言代主神是可白然爲鳥遊取魚而往御大之前未還來故爾遣天鳥船神徵來八

重事代主神而問賜之時語其父大神言恐之此國者立奉天神之御子即蹈傾其船而天逆手矣於青柴垣打成而隱也訓柴云布斯

伊那佐之小濱ハ神名帳ニ出雲國出雲郡因佐神社あるに其處なり風土記ニハ伊奈佐乃社ヤと書て風土記抄ニ伊那佐之小濱い杵築郷の内假宮村ヤと云處なり此辺の浦を俗傳ニハいなさ濱ヤと云ヤいなさの伊那佐の山い大和なり又遠江國にも引佐郡あり哥ニハいなさ細江ヤと云ヤ是ハ是なり此等皆同名なり

書紀ニハ五十田狭之小汀ヤあり同ク處なり那ヤ陀ヤい常ニ通ハまし又大穴牟遅神の少名毘古那神ニ逢ひし處を書紀ニハ五十狭ヤ之小濱ヤあり是も同處なるべし伊那佐の名義未思得ず若い諾否の意なるか書紀仁賢卷ニ諾字を勢ヤと訓て後撰集哥ニ伊那勢ヤより方葉十六ニ否藻諾藻ヤとも諾字も勢ヤと訓ましい今世ニハ宇ヤと云ニ同ク宇ヤと訓て大國主神の諾否の答を問賜ひ處なるか言須ハ名ニハ言須ハ式ニハ同郡の杵築ニハ大穴持伊那毘波伎神社ヤと云あり又天比奈等理神社も同郡ニハあり加布都努志神社ハ出雲國風土記ニハ此神ハ大穴持神の御子の由風土記ニハ小濱ハ凡て此ニハ小川小田小野ヤと云ハ万葉ニ難波の小江なるもまたみて必小さかりぬべし云ハ初瀬ハ筑波なるの類皆稱辞の如し其ハ本ハ細小きを云言なるが稱辞ヤ大ヤと云て稱美ハ方ニハ大ヤ大ろかなるヤ又大ハ不好方ニハ老なる如く小ハ細小き曲を云て物を稱るヤ今世ニハ美ハ方ニ

坐ふかぶかとや有るむ宇迦の伊那佐の同郡なり彼宮の〻い上傳十の五十九は見えず○降到い久陀業六十四業
理都伎氏の訓法（）浪穂は上ふ出（）逆刺立の〻い劔
は鋒を以刺そのかるゝ是は柄の方を刺立ふ故に逆
の云ふ（）劔前は鋒かるふ上ふ御刀前あぶあり延佳本に
前を麻用の訓はい甚はるまじ紀こゝかりこゝの劔鋒
に跌坐はい甚はるまじ紀こゝかり思ふるかの
強事なり凡て迫世の人の漢籍より多く書紀はい拔
ふ所なりしかし心はみなかくの如し
十握劔倒植於地踞其鋒端あり是をさふ白井氏の
に註ふはいかゝ其前に踞ふ由
鋒字は何の用そいかゝ可笑（）跌坐は阿具美韋
氏の訓法字知阿具美
志理宇多牙の訓はい言を添ふもよ書紀

海神宮段に寛坐のあるも然訓は阿具美は足を結
の云ふかゝ合俗に丈六かゝ云坐様なり丈六か
丈六の佛像の跌坐
の方言に阿具良加久出ふ法に丈六は予縁
受久美は足組て阿具美は阿受久美加久云ふ阿
訓はい字は踞は志理宇多牙は同じさて踞は阿具美韋
て坐を云ふ踞を地に浩て膝を立て臀を浮挙て
云ふ書紀欽明卷に乘踞胡床敏達卷
踞坐胡床あるは云ふものかり物語文は
て臀を物に上坐ふかれば尻を挙て字書
に據物坐曰踞は據物は俗に腰懸ふ是なり
わかゝ云ふは非腰を懸ふなり漢は
腰懸ふ孔坐云常の然は書紀に踞其鋒
端はふ劔鋒に腰を懸座を云
はまて此記はいは異なり跌字は佛書に結
跏跌坐かゝ云て阿具美はよく當るさて此阿
具美居に

二ツあり。組は足の末を膝下より敷て股上に至て縁て跨を脇に張て左右の足掌を合せて坐は此神の如此為まつる皆天神跡の類ひなり。さて今此神の御使の絶て奇く霊き威徳ありしを示せるなり。

○其大國主神は只は此神の御名を指て云へり。いさゝか異なり。其國の主なる神なる意なり云ふなり。

○上は須佐之男大神の詔なり。為大國主神のおほ御子は傳十の五然なり其なり云ふ此神を指なり。

○次の詞は同傳十の五然なり其なり云ふ此神を指なり。

○次其國之なり云意なり。然なれば此其なり言上なり承なる処なり物遠

○さて其國なる天より降坐る時の處なれば坑て葦原中國を指なり。

○次の詞は然なり。

○問使之なり。登比布都訶波世理なり訓なり。漢籍讀はのみ耳なれば心はいかゞ如是讀むをいかゞ何なりやとなれば思ふに有るべかりけり御国語なり上代は中昔も今世もかくなりしぞ定格なる。さて此記なる遺なる使なるも通はせる書なる例上なり本都加布なる都加波須なる延なる切なるなり。

○同言なり又都加比なる都加布なる體言なる仰なる此なる字を登波須留都加比那理なる訓て之字なる也の誤なるべし。然訓もなる上なる吾者なる云言無てなる言足ぬ。

○中巻倭建命段なる擊遣なる平遣なる同語なるのなり。之字なる如此樣なる語なる絶なる處なる助字なる置なる常多し。恐なるべきなり。

○宇志波祁流なる主なる飛其處を我物なる領居なる云但天皇の天下所知食なる宇志波伎坐なる申せる例なる無なれば似なる

が所知食がごと云がい差別あるこがと聞えず。言の意い師い主張がり。古言は振を布久がし云は如く流を久がと云こなるこがと云きき是りさほらがれば。猶張を波久がと云は例おれば。波久は佩刀着沓がごの波久がと同くて身に着て持意がむ。取がい手に持がこがに。今世は國所を領ぶるに某処を猶考取ふ。幾万石取がと云し。此の波久意通ずり。猶さて此言。万葉五三十一に宇奈原能辺に母奥に母神亘麻利宇志播吉伊麻須諸能大御神等六三十六に住吉乃荒人神船舳に牛吐賜九三十に此山乎牛掃神吹。此山に筑三十七に波山なり。十七丸に国須賣加未能宇之波伎伊麻須。弥地可波能曽能多知夜麻に十九三十六に墨吉之吾大御神船乃倍に宇之波伎座なり。此万葉の牛吐牛掃なりの字に付て云説をい云に足ぬ強言なり。遷却祟神祝詞に山川能清地に遷出坐氐吾地止宇須波伎坐世止云こがあるに須がと志がと通音にて同言なり。○我御子がに天照大御神高木神の御言のまにに云詔なる故に。かくの如く此御事依の詔命い上に見えたり。○汝心奈何がい此御事依のまにに此國をば皇御孫命に献らむがと思ふや奈何がと問なり。此問の言書紀に高皇産霊尊欲降皇孫君臨此地故先遣我二神駈除平定汝意如何當須避不。と一書に汝将此國奉天神耶以不がなりあり。○僕者不得

白我子云と。此言を以思ふに。此時既に大穴牟遅神は
年老坐て。多く事代主神に事を譲り給ひて。事代主
神の。真盛に威勢ありしむ。故みぎりの心一つにては
御答を得白し賜いざ。ふかり書紀にも。當同我子然後
将報申あり。①事代主神の事は。名義も何も。上傳十一の六十
五毋に委曲に云り。②是は此神の云ふ所なり。○可白然
は麻表須辮伎表申訓法。然字は表申云に當る。志加
礼杼毋申訓てもあるべし。とかくぬ。重過ぎ。
ぬ此は表申云て。ぬなり。然字の意を軽くふくみ。
○鳥遊は。登理能阿曽備申訓法。能を略きて直に登理阿曽備申も訓法
あれど。姑く舊訓に従ひ。野山海川に出て鳥を狩て遊ぶは

は。此は海辺にれば。もしは水鳥を狩るなり。下巻朝倉宮段大御歌に。
夜須美斯志和賀意冨岐美能阿蘓婆志斯志斯能夜美
斯志能云て。猪之病猪申なり。猪を射ることあるは
を。阿蘓婆志斯申なり。賜字は。是狩申も遊び申云證なり
○山城風土記に。玉依比賣於石川瀬見小川之遊為時
聞ゆ。是は魚釣を云なり。師は鳥遊を。登賀理申訓
きそれも。ぬ。若然ば。此記の例。必鳥狩申書法きに。遊字を書き。書紀にも遊鳥
ゐは射鳥遊遊申書て。猟狩申の字を。○取
がいざ。に思ひ。阿蘓備申訓法なり。
魚は師の須那杼理申訓法なり。宜き書紀神武巻

よ即然訓ス又欽明巻に捕魚ありしも然訓ス猶須
那杼理の子い猨田毘古神段に云ふ傳十六の九葉
鳥遊取魚を好みあり隱遁の意なり
云ひ例の漢意なり故に非ず魚字
の下なる而字い讀ず上の為字に囲て志尓ゆ讀ふ
而字い漢文の方は就て置ス見ゆ例記中に多
師い須登豆ゆ訓ス云い奈良
の比以前い無
き故なり
(王)御大之前に上傳十二の三葉に出より出
雲國嶋根郡なり書紀書に出雲
風土記に嶋根郡に御津濱ゆ
式楯縫郡に御津神社あり
()徵来ゆ米志伎氐ゆ訓
ふ師の米志許佐世氐ゆ
訓ふ然訓て即令来ゆ云意なり
なり()問賜い建御雷神の問ふなり(代)語其父
の語字讀ふ次上に語天若日子言ゆあり
同()大神ゆい大穴年遲神を大神ゆ始て云ス()恐
之ゆ上に詔ゆ書ゆ同()()天神之御子天神ゆ必阿麻
都加微ゆ訓ふ上傳巻の葉に云ふが如即續紀
一に天都神乃御子ゆあり天神ゆ上に云ふ如く
凡て高天原なる神を申次中ゆ此ゆ天照大御
神を指奉るなり(代)天忍穗耳命い其御子に坐
ゆ御孫なる迹に藝命
ゆ又鶏葺草葺不合命ゆ神武天皇ゆ天神
御子ゆ申せり子ゆ孫末ゆ名なる

ゞ故なり。さて如此申次は大凡の國神や同等なれば
なほ由ふ事を分て尊奉ふ御称なり。天忍穂耳命迩迩藝
命は天ゝて生坐
ば。ゝゞよ天神やゝて申次ぎき。御子や申ゝ穂
穂出見命より以来此國ゝて生坐る名を申なり。はゝ
は御名を上ゝる四ゝて語を傳ゝなり。それゝ天
照大御神の御子や申次意ゝなれば違ふこゝゝ
ゝゝゝ天神の御子や申次本の意ゝ此國ゝ立奉ゝ
ゝて生坐ふゞ天神の御末ゝて生坐由なり。
多氏麻都理多麻閇や訓清ゝ。多氏麻都良牟や訓むも
あゝゞ語其父大
神言や書ふゝ上の語天若日子言ゝなゝゝ同格の書
ゞふなゝゝ。彼処ふも可射殺やゝなゝばその例ゝ従ふ
ゝ立字を添て書ふ由ふ上傳九のゝ委ゝ云ふ。師の
呂尓多臣麻都理多麻閇や訓地名ゝ前後
の例なゝゞゝゝよくゝ考ゝられなゝ。
今乗ゝて来賜ゝる船なり。是を以見ふ。御大之前ゝ

ふ因佐之小濱ゝて海路を帰来ゝなり。此海路
友内山真龍ゞ考ふ云。出雲国風土記の頃ゝ出雲郡
や神門郡や大河を堺ひゝて東ゝ西ゝ流ゝ江代
ゝゝ出雲郡ゝ神門郡ゝ海を隔ゝて。嶋根郡秋鹿
郡揖縫郡出雲郡や此四郡の地ゝは海ゝ嶋ゝて
入海ゝ西の大海ゝて郡ゝ隔ゝ。市ゝ今見
ふゝ出雲郡や神門郡や堺の辺今道二里ゝ
ゝゝゝ平原砂地なり。上代ゝ此海ゝて東西
きれゝ通ゝ熊野の諸手舟の三保崎ゝ通
ゝゝ。此海路ゝ依ふ御之
前ゝより伊那佐之小濱ゝ出て前ふ入海を通ゝて往来ひ
ふゝ踏頭ゝ布美加多夫祁氏なり。下巻甕栗宮段
歌ゝ加多夫祁理や。あり。◎天逆手ゝ伊勢物語ゝ天の
逆手を拍て祈ゝ乃ゝ居ゝ祈ゝ。相照ゝて思
ふゝ古ゝ逆手を拍て物を咒る術俗ゝ麻
自那比なり。のあり

しかりまさに彼物語なる人を詛ふ事にしけるを止
代まで然る悪事はみな凶事にて吉善事のみ渉て為ける
ぞ此の故事にて知べし此の船を柴垣に變じむ
ふゆの呪術なれば如何さて逆手を拍て云拍狀は先
常の手を拍て掌を外に反して此は逆に翻して掌を外に
して拍を云て又常は兩の掌を同じ方に向て
て拍を此は左右の上下を逆にして違て拍
を云て此二の間今定べし俗に横手を拍て云
横にしたがて拍を云ぞ若それに準ずべいは
逆手も後に其方にあらむ猶定まらざ
て此夫逆手の事を契沖伊勢物語に引て尋常の手
を拍て歡喜の事を思はるいと人を詛ふ
物語のごとくいふべし人を詛ふ事に用ひ彼
はなれば後のことにあらず本はさまざまの
吉凶事にいはば何事にまれ吝てよしとせば
見えて今此神の逆手の術なり然るを彼物語の凶事
に変化ひて此を隱生の術なり然るを彼物語の凶事
はなれ放ひて此を隱生の術なり然るを彼物語の凶事
て又後手逆手の別事なり師の海神の教
奉りて伊勢物語なり師の海神の教
意同じきにより思ひまよはしなり又後手の書
紀の黄泉殿に背揮此云志理幣提尓布屢訓注あれ
ば佐加傳訓ぞ非ず又四時祭式鎮魂祭儀に行
酒三杯以後拍後手退出見え太神宮儀式帳に月神
事條に祭畢て人々直會殿の座に坐き太直會を給

ひ事代主神の逆手に此世を去ぬ拍て
ば吉事に非ず云ひ師に凶事にして海神の教遠理
命に鉤を奉ぬ拍て兄命に命は
於後手賜ひ云ることを引て手を後方に
拍後手逆手同じ方にあれば後手に佐加手
し訓ぞ云ことに此説皆誤り此を誰も必凶
事に思はるいと伊勢物語は彼
物語のごとくいふべし人を詛ふ事に用ひ彼
はなれば後のことにあらず本はさまざまの
吉凶事にいはば何事にまれ吝てよしとせば
見えて今此神の逆手の術なり然るを彼物語の凶事
に変化ひて此を隱生の術なり然るを彼物語の凶事
はなれ放ひて此を隱生の術なり然るを彼物語の凶事
て又後手逆手の別事なり師の海神の教
奉りて伊勢物語なり師の海神の教
意同じきにより思ひまよはしなり又後手の書
紀の黄泉殿に背揮此云志理幣提尓布屢訓注あれ
ば佐加傳訓ぞ非ず又四時祭式鎮魂祭儀に行
酒三杯以後拍後手退出見え太神宮儀式帳に月神
事條に祭畢て人々直會殿の座に坐き太直會を給

はり畢は時に後手一段拍ありと云ふ事なり又同年中行事同祭條齋内親王御拜の時に祢宜の詞に御拜四度御後手申すと云ふ事ありこれ御後手又御拜四度御後手を今本に悉理閑傳や訓はに事の心をよく考へざるなり悉理閑手なり悉理閑手なり悉理閑手な

いひ初めし云ふ如く、漢文をかざりとせるものなれば、古のまことを違へること多く見ゆれども、なほ多かれば、此記の如くはかりそめに書きなすもの、なほ直しとして、書き改めたる物なり、有物を他物に変じなば、此も必ず始より物なりしなるべし、例ふるに、又始より物なりしなるべし、例ふるに、青柴垣を造と現はして意なら、青柴垣乎云々と云ふ、始より有物を清柴垣尓云々と辞を通えば、尓乎云々と通ふこと、此を船に係じて、清柴垣尓云々、天逆手を打て、青柴垣を裂き、其間に其船を蹈傾覆て、天逆手を拍て、其船を青柴垣に成て云々と云意なり、其船を再び云々は、詞出なれば、上に議ること、重ねて省き、又逆手を打て、續く意なり、其間に青柴垣尓云々置て、

清柴垣に打成て云ふ、みな古文の妙なる巧みにて、後世の及ばぬ所なり、○隱也、青柴垣の内に隱坐云々、下巻近飛鳥宮段、大御哥に美夜麻賀久理氏、書紀推古巻哥に和我於朋者弥能詞句理摩須阿摩能柳蘓詞磯城の中に此に青柴垣に隱と云詞なり、此次に父大神に、汝命の宮を作て、隱て侍へと云如く、此神に問て海底に入坐て、現御身を永く隱

なるなり、其由は下に云ふ、延喜六年日本紀竟宴藤原佐高奇に須女美万志林佐利互奈此處美能宇倍乃阿遠布軽加幾迩多比為須留可那、の事書紀には、是時其子事代主神遊行在於出雲國三

穂之碕以鉤魚為樂。或曰遊鳥為樂。故以熊野諸手船。亦名天鳩船。載使者稲背脛遣之而致高皇産霊尊勅於事代主神。且問將報之辭時。事代主神謂使者曰。今天神有此借問之勅。我父宜當奉避。吾亦不可違因。於海中造八重蒼柴籬。柴籬府蹈船柂而避之。使者既還報命。故大巳貴神則以其子之辭白於天神曰。云々。

書紀の趣は。三穂之碕にまかりて。使をして其父事代主神の海に入坐て。三穂之詔命をのぶる事。大略同じ趣なり。かの書紀の伊那佐之小濱に。使を以て見しむ。此使者は。大巳貴神の遣し使なり。故大巳貴神云々。

又式に。出雲郡の社。大穴持伊那西波伎神社。大

故爾問其大國主神。今汝子事代主神如此白訖。亦有可白子乎。是亦白之。亦我子有建御名方神。除此者無也。如此白之間。其建御名方神。千引石擎手

末而來言誰來我國而忍忍如此物言然欲爲力競故我先欲取其御手故令取其御手者即取成立冰亦取成劒刃故爾懼而退居爾欲取其建御名方神之手乞歸而取者如取若葦搤拉而投離者即逃去故追往而迫到科野國之洲羽海將殺時建御名方神白恐莫殺我除此地者不行他處亦不違我父大

國主神之命。不違八重事代主神之言。此葦原中國者。隨天神御子之命獻。之。此亦有可白子乎。白ゆゑい。上は僕者不得白。まして事代主神是可白。ゆゑ白。同じく詔命の御答を白次ゆゑ

ゆゑ。事代主命の餘みし。詔命を宣令聞て。其答白次心を。問聞ぎき子ゆゑ。問ゆゑ。○亦白云の亦字い。剃

ぎ。猶有る宜き。由よ事代主神の
ゆゑ。白て。又今神あ。ゆゑを白次ゆゑ。亦云
ゆゑ。さて其言ゆ。亦我子云ゆゑ。亦云
○有建御名方神。以見。此神。事代主神ゆ
亞て。天下の威勢ゆゑ。知ゆゑ。然る物。上
よ大國主神の御子。ゆゑ。舉ゆ。中ゆ。此神の脫ゆ
は。如何ゆゑ。舊事紀い。次要高志沼河姫生一男
神社。あれば。例名義。建まと御い。例の稱名ゆ。名
い字の如きゆ。方い。中卷水海宮。段よ。櫛御方命。衣飯肩
巢見命。黑田宮御宇天皇御子。日子刺肩別命あり。是

らの加多叩同じかるべし皆堅の意ぞ稱名なるべし
名方叩連ける例は日代宮御宇天皇の御孫なる大
名方王なり又遠飛鳥宮御宇天皇の御女なる書紀に名
形大娘皇女なる故此記なる張田大郎女なり是
なる准ずべし方は濁はなるべし阿波國なる名方郡名方奈加郡
なり神名帳なる其郡なる多祁御奈加弥神社なるべしの下なる奈
方字脫なるべし又同郡なる大御和神社同
國勝浦郡なる事代主神社阿波郡なる建布都神社事代主
神社なり建御名連ける例は建御雷神又書紀なる武甕
熊之大人なり除此者無也昭なる子なる和多なる
なるべし此事を問ふ法なるべし此神を除て餘なる無し

餘の御子なるべし問なる如此白之間大國主神
の如此白給ふなり建御名方神物より来坐ふなる
事なる千引石なる上傳なる千丸葉なる出なり手末なる書紀神
代紀なる手端此云多那須衛なる和名抄なる遊仙窟云
手子師說云太奈須恵なるべしなる手なる云
なるべしなるは末なる云ふなる重なる見なる俗言なる手
なる末なる拳なる刺舉なる切なる言なる此なる手なる高く伸て
其末なる拳ふなる云ふ俗なる手なる高く神舉て
物なる持なる佐須なる為て来坐ふなる天神なる御使なる来てなる
く聞給ふなる故なる已なる勝なる力なる示せて

其御使を懼れ畏まりて死なむやと思ひて此所為既に詔命に服
従ざる心なり。○誰い多礼曽や訓ぢ。多曽や云い下
巻大長谷天皇御歌に多礼曽意冨麻幣介麻袁須さい
ばら浅水に多礼曽古乃名加比止太天〻美毛止乃加
太知世宇曽己之止尓良比尓久留也。絶歌なり。我世
あむ。さて此い天神の御使なるこやいよく知なり。故
らおかぬきて誰ぞやいい云なり。如此云に答むる意
なり。今世の人の所為をや。○忍さまぢ志奴夫や云
言古い志奴夫や云ふ。志能夫や云い奈良の末よりのこと
字なり。書て志堪志奴夫や。万葉
多布や云に同じ。堪志奴夫や。俗に堪忍ぶ。許良閑流。隠志

奴夫や。三の意あり。万葉
い。古今集の哥文に。堪志奴夫も隠
志奴夫も多かり。さて恋志奴夫も。恋志奴夫
遠く相別れて。別信。堪志奴夫
隠志奴夫や近く相通ひ。朝こそ多し
志奴毘加涙ぞ云い。堪志奴夫
に通ふ。如此。隠の意
堪忍ぶ。其の顕意。隠方。堪志奴夫
の意。意。意。

の意なり書紀神武巻に密音安康巻に密設兵雄略巻に密使人継躬巻に密奉遣使などの如し万葉十二に人目多見眼社忍礼などよめる忍に重ねたい古今集神遊哥に陸奥の安達の真弓我引いて来さ源依来志能備志能備に此後歌にも詞にも見さて此如重ね言ひ一度のみならず遍重ねる意なり書後漢書に忍ぶ云云此御使に記の趣に此意異なり此御使の記に無又重き事を定め處に来坐るに只一度あれば訓無又重き事を定め度ごとに幾度も相見て沈右に議に有ぬ故書紀に書に意に往天和還て又降坐る事も見

なれども此御使実に密隠れて議なるに非ずと雖已に不令聞て議なる故に忍ぶ云云なり○物言是も實に此國を天神御子に献れと来て問に来なるまでは知ざりし何事言ふも知らぬ故に若なる意なり上に誰ぞ云云其意を答へて自ら此處に響けり書印本延佳本共に師に物言者下誰ぞてふこそのみふい下に置て物言に誰ぞ連てふ故に其格を改思へば物言の下に者を云べき足らぬさまなれども故なり上に列る天長谷天皇の御哥に誰ぞ上に在て大前に白次に結び給ひし者なれば物言ぬを思へ又物言に師の詞登に布に訓を記

ほゝ強なり。言字はみな訓なれども。物字の
ものゝ字は。毛乃伊波受の。毛乃は。訓なれども。万葉に。毛乃
伎尓氐。などゝ。ものゝ癖なるを。凡て師の癖なりて。今世の耶遠
きなる古言なりて。好まれしかども。常多に。碁登志なる。碁登志
は。那須なる。云也。昔は古言なりしを。碁登志は古言は非ず
思はるゝなり。如字なるゆゑに。悪く那須なる訓み。余
理し由も。昔は古言なりしを。昔は由なる。云いで。凡て此神
は。古言は非ずして。如字に思はるゝ類なり。

○然れども。志加良婆なる訓は。其の上を承
て云言なるゆゑに。此は上を承ずして云るゆゑ。今世
の俗語なる。事を為むなる。際に。佐良婆なる云。同じく
佐良婆。参らん。佐良婆。始め。又。此
を佐阿なる。云も。佐阿なる。佐波なり。佐は志加の切なる
然れば。皆。其し言。以行ば上を承る意なり。誰

ぞ云るゆゑに。咎なるを故に。よく明らかなるものゝ
て。其の我國を取すなりて来ざるゝを安からぬ。
怒なるより云なるべし。其の心を以て。然我國を取むと
ならば云意を落さん。俗語の佐良婆も承る意なり。
其事を始むなる構。今
然らば始めしなる云なり。還去むなるはよ云
今の言なるも言。為なるを。還
はなるなるを意を承て。然かなるなる云なり。
○欲為力競は。知加良婆。此は世弁なる訓なり。欲字は訓て宜き
なり。首巻書紀垂仁巻に。何遇強力者而不期死生。頃得
爭力焉。字鏡に。捕取力相爭也。知加良婆。良久良辺なる。拉挙
鼎也。知加良婆。良久良辺なるなり。さて今かく云は。我國を

取ばやがて先力競をして勝負を以事を定めむの心なり。㊁其御手を云。㊀欲取ば。建御雷神の御手を云。㊁欲取ば。登良牟比訓なり。此まで建御名方神の詞なり。㊂立氷い多知毘訓なり。多丑流比訓なり。物なり垂有を多流比と云如く此い下なり。立而有氷なり。谷川の瀧の瀬なれば側の巖に懸れる水なりの下に隧終ぬ間に凍るが如くして立はこれある物なるが敏を突植るなり。尋常の如く物なれば平のおちはてぬに凍て地上に細くして先立氷なり。㊃取成取の手にて捉なり。成い上の打成の處なり云は如く此物を彼物に變化して建御雷神の御手を捉て立氷に變化なり。○亦取成い初に立氷に成しなる御手を又更に敏刃に變化なり。如此二ツ物に成せるい。先手を右手かと思ふ人も有なれど。先立氷に成せるい後に敏刃に成せるなり。の下形なり。立氷の狀敏に近きが故で精いは氷は寒涼て握て難き意なり。故敏のみ云云刃云云刃なり。氷い寒涼なり。敏刃い更に手觸なきに非ず。心を動く故に前後の序の意なり。さて此建御名方神の自乃心より如此變化るよりの建御雷神の例の奇く靈き德を以て變化て御名方神を威せる所為なり。上の敏鋒に跌坐同

意なり。此神は元より斂の御霊なり。坐べき由縁あるぞ。御名方神は、已に絶
えぬる力を以て、此御手を取挫ぎもてむ物と思ひ
て握りぬ。思ひの外の物に變化て、或人是を疑ひ
名方神のみ、然成りぬるを云ふ。思ひの
外に然成りぬるは、立氷の那理斂刃は那流ぞと
云ふ。那須に合成を云言なり。心そ然
いひ解て云く、此疑一つ有りいかれば如
此せば思ひ成りぬるは、那流ぞと思ひの外な
ほさまよりぬ。那流ぞと云ふ。那須ぞと云ふ。
常に多し。其例を挙げば、古哥に夏虫の身をいと
らふとて、こそ思ひよりけれ云ふ。
自身をいとふ思ひは、非ず。其故は、
そは思ひの外なれば、大に入ふ心なり。
火なる建御雷神の御手を握りぬ。御名方神の心にも握られぬ。
立氷なる斂刃なり。此処なり。那須ぞ
い云ふ。此処なり。那須ぞ
せば涙ひ濡ひぬ。さて御手觸ぎ

ぬ。故に驚き懼ぢて退けぬ。谷川氏が立氷斂刃
名乃角刃之溢觴也云ふは、若葦等此蓋其手術
なり。又師は、二つの取成を登流那須ぞ訓て成を如
の意なり。然は、此終は同じ意なり。
然て、二つの物譬なり。故に誤なり。其故は、斂刃
は譬云ふ。落欠
は如何なる意の譬ぞ。立氷を譬云ふも非ず。そ
は取成の例なり。心得ぬ。且前に非ず。
如く那須ぞ云ふ。古言なり。此辞も
なぞらへ好まるべし。
出ぬ。
○退居て志理曽伎表理ぞ訓ふ
曽伎に遠離るぞ。登保曽伎
比賣歌に曽岐表理登母ぞ。下巻高津宮段黒
理曽久ぞ云。故古より退字を然訓ぞ。師は此
訓も然なれば、曽伎表理奴ぞ
理曽伎ぞ云ふ。此処なり。此志
居て、此を語の終なれば。

表流ぬるを訓ふ表理ぬを訓むを如何ぞ後世の心
なほ思はるる法あれば居は有ぬ同格は活用言なれば語
の終なれども表理ぬを云ふ表流結ぶ上曾又れ夜ぬ云辭のぬらぬの
有る同じ古今集小町歌に胸焦火に心焼表理方兼汁六に婆
羅門乃云幡幢尓居れ古土佐日記に黒鳥尓い
言をよく辨まへて表理ぬを訓む
姫鳥いはのうまふ河ぬ竹取物語に竹
切ぬ又うぬ部に字又祖ぬ部に伊勢物語に男
弓ぬ部に字負て戸口に立ぬ云ふ思
ひたる源氏物語玉鬘巻に額に手を当て念じ入て
ぬ文ぬ手をはふ

餘多し又右に引る黒比賣命又其同段の八田若郎
女の御歌に比登理表理登毋ぬ此等
理登毋ぬ後世の心に表流登毋ぬ思はを表
格れば自帰ぬ初に建御名方神に建御雷神
の御手を取ぬ如に建御雷神に
御名方神の手を取ぬ乞賜ふを云帰ぬ元彼方
ぬ易く所摧る物の譬ぬ為ぬを云ふぬ若葦
ぬ物ぬ若き殊は脆ぬ御名方神の手を引石
を撃ぐばかりの力ぬを知る建御雷神の手からの如く
又舊事紀又典記中巻自代宮殿持捕搤批字延佳本
搤批字延佳本云搤批字延佳本云搤批字延佳本

作る故字書にも考はなし 揺は説文に捉也廣韻に持也注に又握也と注す

排批也と注す批は説文に手擊也英記孫子傳に批九註批相京賦に批猛狡註に搏撮猛獸類又音紙與抵同とあり注せり説文に捽也とあり同書に持頭髮也廣韻に手持也前漢書金日磾傳に捽胡投何羅殿下註に胡頸也捽其頸投殿下也と注せり又擊也と注せり増韻に攫也と注せり

何光遠通俗中に批を今以て此に

考るに叶ふべし今の舊印本又一本に依て此字を定

る 但し古き漢籍に揺批とも抵とも書きたるに依て其に依るべき已未見ぬ故に

右の如し さて訓は都加美比志岐豆と訓ては如取若葦

譬宣れば必比志岐と云ては處なり二字共に

比志具と訓ては義に註なし見あたらず必然る

はあらん字なり 強孤字注の義は二字を登理氏

訓ては叶はず 登理氏に此処なり 爾岐理宗知豆と訓は非なり

爾岐苗と宗都と連ねて言は非なり又師い

爾岐理比志岐氏と訓は揺字を握也と注せば

此訓 揺字の用ふる所なし 此の勢は都加美と訓べし

揺字 揺を云宣に此は 都加美と訓べし字義なし

の四十五葉十六の十五葉に 万葉に 投離者は

其を躁離遣と同 投離者は

例の 追往は御名方神此は

追往は御名方神此は驚き懼き

猶逃遁て服従ざる故に追往

迫到の事は舊印本は神字なし 放は誤

師の云 舊事紀は其字なし

之ノ字記中到某處ノ所ノ處多くは此助字無き例なり
故今は延佳本に從ひて科野國齊明
紀に此字を作て名義は山國なれ級坂なる故の名
なりと師説なれど其説なほ冠辭考に見えたれど此國は倉科穂科御科信科蓼科など志那
那に多かれ又一説は志那云
志那の木なる故なり其皮を剝ぎ
木なり古事記に地名に多かれ
志那なる名なるべし又其皮白くれば志那
志良なりと云ふ説も云ふ
又其皮を剝ぎて木綿を作
て衣裳なりしなり紙なりしも此木の皮を
殊に色白くて名産なり神樂哥なる木綿造る科の原
料野國名も此木なり出
細なり用ひ然き級布藤布多布布なり更級
郡なり今も級布紙布
郡なり名産なり右の多布布
云ふ楮皮なり織き布なり多布
なり

楮を志那云ふ今思ふに此説も由ありて捨がたし
此國の方言なる有ぬ古書に見えぎれなし
志那の木の生なる有ぬ及神樂哥に木綿造る
よまれなる木に此木なりて名なる
海洲字舊印本延佳本共に州作なり今は
本に從ひて洲羽に和名抄に信濃國諏訪郡
是なり續紀に養老五年六月辛巳割信濃國始置諏訪
方國天平三年三月乙卯廢諏訪方國並信濃國に
なる故に國みな廣き名なりけり名義
未考得ざれ嘗は須太麻理の意なるべ
ら兄麻を切るを婆清音轉理を省
なり上の單段なり

がきで須夫須夫と云ふ。其由は此次の詞に見ゆ。海の湖なり。古は湖をも海といひつゝ、其海を云ふ例なり。此は此洲羽のみを云ひて、海をも云ふ。道の限に逃賜ひ切るが、此湖の岸に至りて終に道絶て、逃隱ぬ。故窮まる由にて追到て云ふ。即其意なり。世代苗に狹なれば、自他云差のみなり。世麻苗に狹かへば、の須夫麻理は、此神の追迫られて、此處に窮まり賜ふ故、由の名なり。○恐れ此の恐は此國者云々あり。同意なり。隨天神御子之命獻之云處に係る言なり。莫殺我と云ふ。○除此地者云

云かく白賜まりしはあれども此洲羽に鎮坐て神名帳に信濃國諏訪郡南方刃美神社二座名神大とある御社是なり。持統紀に五年八月己亥朔辛酉遣使者祭龍田風神信濃須波水内等神とあり。水内神は帳に水内郡健御名方富命彦神別神社名神大と見たり。社号に依て此も同神なり。同郡に美和神社伊豆毛神社なども坐なり。さて加諏訪の外に別に水内社なども共に名神大社に坐す。如何なる由縁ぞ。彦神別は申次号なるべし。さて健字無く水内の方なれば此字なるべし。さて右の持統紀に龍田風神と度に御使を遣て祭らしめ賜ひ、龍田は同く風の御祈なれば、風を祈らせ賜ひしなり。此神は龍田の袋册子に信濃なる岐蘇路の櫻咲に

なり風の祝よりきたれるなり次なる云俊頼主の哥に
きて是は信濃国にきは先風早き所なれば諏訪明
神の社に風祝といふ物を置て春の始に深く物に籠居
て祝して農業のよき吉凶をうらなひ其年元そ風静
なるか否か百日の間尊重はなはだしくそれにおのれ
なりて首尾も見せずとぞ風をさまりぬと云其意なり
云ふ説はいかゞ知らねどもしかるべきなるべし
風は由なるべきかは古くは云傳まるべし又神名式に水内
郡に風間神社といふ又伊勢国風上記に伊勢
武天皇中州に入坐ときに天日別命を遣して伊勢
国をうはなはに伊勢津彦に神を言向和平
より伊勢津彦始め詔命に服さずして日別命軍を興
て攻たまへば伏ひ逃て其国を避奉る時に大風を
起して波を立て信濃国に遷て住たまふ神風の
伊勢と云ふ此由なり伊勢
津彦といふ今思ふに此伊勢
云ふ名なり右の故事に即建
御雷神の名を神武天皇の御世の事
なるに神武天皇の御歌に神風の伊勢
見えたるより傳の誤なるべし
建御名方

神を伊勢津彦といふは居
まひしに建御雷神に攻追はれて逃まひ
る時に其神に以て伊勢を逃賜ひしなり
高倉山の岩屋に伊勢津彦の住
跡なりや神宮
の書に傳へたる此時に暫く居
処なりやあらむ竟に伊勢を攻られて信
濃に去賜ひしなり伊勢津彦若風土記に云ふ
姫く神武天皇の御世乃神
なるべし信濃国に坐伊勢津彦神社
社なり建御名方神
なり風の祝
を始め多く此彼諏訪神に
ある故に今伊勢外宮の
ある高倉山の麓に建御名方神を祭
外に伊勢津彦の社
の傳ある風土記の文
孫弟答曰吾覓此国居住日久不敢聞命矣天日別命発
兵欲戰其神于時畏伏啓云吾国悉献於天孫云々
はあり此の段の建御雷神と御名方神との事に全
ら同きなれども思ふに諏訪社を伊勢津彦神なり
云説も既くよりあるなり御名方神のて名を見るや

きい。よく當まつる。神武天皇の御世の神
なり。御名方神は別なり。此說安なり。續後紀に
漢和九年五月奉授信濃國諏方郡无位勲八等御名方
刀美神從五位下。是諏訪社の主神なり。今同年十月奉
授信濃國无位健御名方富命前八坂刀賣神從五位下。
此健御名方富命は水内郡の社なり。八坂刀賣神は諏
訪社の座の内なり。御名方富神の后神なり。
今下諏訪に云是なり。前は諏訪御名方富神社の
前の神なり。申次なり。前は傳十二の二十
兼に委く文德實錄に嘉祥三年十月御名方富命神
健御名方富命前八坂刀賣命神並加從五位上。仁壽元
年十月進信濃國建御名方富命彦及坂刀賣命等兩大
神階加從三位。此は水内神なり。諏訪御名方富神
は位を進ぬる事なり。諏訪神は正三位を授奉り。此上に有。彦は又彦
及二字は前八の誤なり。同三年八月授三位建御名方八
坂前富命神祝預授把笏。此諏訪神の祝なり。見
乱下に。又前富は方字下に在。下上に其祝は本より把笏
實錄に負觀元年正月廿七日奉授信濃國正三位勲八
等建御名方富命神從二位。從三位建御名方富命前八
坂刀賣命神正三位。授二位を授奉なり。諏訪神の
正三位は賜なり。諏訪神の脫なり。此は見えず。知ぬ。
建御名方富命は建は云ふ。前は例見えず。又從三位
の后神なり。諏訪。水内神なり。前八坂刀賣命は
向年三月廿七日授信濃國從二位勲八等

建御名方冨命神正二位正三位建御名方冨命前八坂刀賣命神従二位同九年三月十一日信濃國正二位勲八等建御名方冨命神進階従一位従二位建御名方冨命八坂刀目命神正二位あり右続後紀文徳実録三代実録に載せる諏訪神水内神号同じく又諏訪后神河泉水内神引連げ挙られ故に彼此まぎらも有故に今委曲に明らめ水内社は右の如く古い諏訪社に並ぶべきの名神大社に坐し

○命世に甚社の比とはぬい甚しいまわざ

なり武内宿禰の子孫小社い後世ごかまし次絶と

なり一はし諸國に多かれば次の大社

の其知れぬい無きそのかは或人戸隠明神を水内

社なりと云ふ今思ふに戸隠はさばのり申あ

神に聞えるに式に載べ凡て古書に見えざれば

此説信に然りあるべし其戸隠を手力雄神な

りと云傳るい此建御名方神も千引石を手柱に

指挙げ給へ手力有し神に坐し手力雄に

ましまし由あり凡て戸隠社は中昔より例の佛ざ

るみ主なりしく本の神名も社号も失ひ

し○大國主神之命事代主神之言に父に命兄に

言ありい本より詔に差あり

子之命献建御雷神いまぞ此神に詔命を宣聞せ賜

ひ事に上に見えざれば其上文に譲て畧す

は物に実い既に此神をも宣聞を賜ひ

故今如此白賜ふ○書紀に此建御名方神の故

事をい畧き棄て記さればいとまぞや

○隨天神御

故更且還來問其大國主神汝
子等事代主神建御名方神二
神者隨天神御子之命勿違白
訖故汝心奈何爾答白之僕子
等一神隨白僕之不違此葦原

中國者隨命既獻也唯僕住所
者如天神御子之天津日繼所
知之登陀流此三字以天之御
巢而於底津石根宮柱布斗斯
理此四字以音於高天原氷木多迦

斯理多迦斯理四字以音而治賜者。僕者。於百不足八十坰手隱而侍亦僕子等百八十神者即八重事代主神爲神之御尾前而仕奉者違神者非也如此之自而

更且還來ル。信濃より出雲なり。○二神ハ。此を布多理ト訓ル。次なるも同じ。多違ノ字ハ。記中何處ニ。ても。不審ノ同格ニ用ル例なる。上ニ。此前後三處よみな不違ノ。此ハ必多賀波士ト訓ル。○汝心奈何。初ニ如此問ふる時ニ。僕者不得白ニ。ノみて。自の御答ハ未有ざる故ニ。又カ問賜ふなり。○僕之不違之字ハ。亦の誤なれども。師ハ。ともかくも。如何まれ必阿礼毋ト訓ル。○既ハ常ニ宮ト訓ル異ニ。此を悉皆ト云意なり。此記序ニ。已ト訓。述者詞不逮ト云ル。万葉十七十三丁ニ。

天下須泥尓於保比底布流雪乃ゆ久ゆゑ皆其意なり又書紀継躰巻より全字を須傳尓訓るも同意なり既字は本義盡也注せり春秋なる日有食之既云ふ類なり然るに須傳尓云ふ訓よ此字を當ては盡の義よりれる唯なり天雨い悉く献む其中なり唯なり意よりの故よりの多紀志住所い師の須美知訓る宜し所字即加の意なり○天津日継方業寄よりの安麻能日継ゆ光よりの此い天津日大御神の大御任を受傳坐て其大御業を嗣く知者此由の御称なり天武紀よ皇祖等之騰極ゆる處よ古云日嗣也註を書紀よ漢国よ天子の位の

用る字を書る為を危て此御位を嗣ゆよみなアーツヒツギ我ゆ奉て此御位を嗣ゆよ為ゆ儲の皇子を自嗣御子皇太子の字を當て申て奉る礼る加て右の意い必動く誰も然思定て此業ゆ物ゆ今此段よ就て別よ今一乃考あり

継字借給て天津日大御神の給寄し賜る物を受納知者此を天津日継所知申い給寄賜物ゆ即天下の百姓の奉進る諸の御都岐物ゆ物を寄ゆ物を給の意ゆ今の俗言よ人よ物を美都具ゆ供御都岐物の都岐ゆ又物を都久流云も本同ゆ如く思ふ人よ物を下ゆる者よ賜ふ限ゆ給ゆ上ゆ奉ゆ人ゆ非ゆ下ゆ上ゆ奉ゆ故朝廷よ奉進ゆ美都岐ゆい云ゆ是即天照日大御神

の天皇は給寄し賜ふ物なりて其種ゝ物の中おそ
稲を生ずとり其由は書紀は天照大神又勅曰以吾高
天原所御齋庭之穂亦當御於吾兒也宜以授
康治元年大嘗會中臣壽詞 康治の後世なれども文は
古文なり台記別記に載せ
ふ天津御膳遠長御膳乃遠御膳止千秋乃五百秋位
瑞穂遠平介久安介久由庭仰所知食止事依志奉氐天
降坐云ふ大殿祭詞は皇御孫之命此乃天津
高御座尓坐氐天津日嗣乎万千秋乃長秋尓大八洲豊
葦原瑞穂國乎安國止平氣久所知食止言寄奉賜比氐
万千秋乃前は稲は孫て云ふ由なり解らず如
天津日嗣乎万

千秋云ふ大八洲國の穂稲を全天照大御神の給寄賜
の中臣壽詞は万千秋は所知食ての意なりかし
し大殿祭は天照大神の御上なり中次故に由庭仰所知食
云ふ共は其稲穂は同稲穂なり
其中ふ主首は齋庭の穂なり故書紀は波
勅は首は主なり
ふ天下の百姓の奉貢ふ稲又種ゝの御調物もみな新
含み合せ考へて日給の意を思ふに前ふも云ふ如
く皇御國は稲は殊なる深き所由にて右の如く大
御神の嚴重き御詔も坐て後世は至ふまでも萬の政
乃有るべき中にも大嘗を又なき大事にまふすその
ぞされば天津日継知食ん事なれば即天下知食御事ふ
もれなく天津日継のみ云て所知食いふ
又日嗣御子なれども申次なれ

ひ也。普く云ひ伝へて、やはり後の所知食すべき事なるべし。疑はしく思ふ。但し此記よりは此言四処に見えたる。皆所知食すべき事なり。今此よりは登陀流云々の言連きたれば、下の委く云如く、御膳の事よりは、即彼日大御神の給寄し賜ふ稲以て炊く御膳を所知食す。其夫之御巣や云意なるべし。もしも天下知食御位のこと云ひ、天神御子之登陀流云ひ、せば此よりは必ず用ひき言云ひ、のみ云ひ、①登陀流天之御巣や云ひ、御殿を云ひ、前よりは思ひしらるべし。然るに非ず。御殿を云ひ、同言のあり。凝烟の云ひ、就て熟思ふに此は御竈の上の炊烟の發騰る處を云ひ、其構ひ上代の如何よりの事なるべし。

難有御巣を付て推て心見よ。いかに烟を出さむ為に竈所の上に屋をつくりかはりて菩遺し窓の如く開る處あり。此を菩處と蘆葦の露をつくれば實なる故風の透る物を簾云簾も其意の名なり。御簾は借字なり。巣は茅屋なり。今世に竈上の炊烟の如く阿麻尼の音の如く呼ぶ。其なり。躰源抜て昔日吉行幸の時に鞨鼓の筒を社頭よりて失ひ、音十余年を経て後に大津の辺よりて求出る。所云物は上

なりけり云々。故例の如く阿米乃宇伊訓て阿麻乃宇伊訓べし又例の格乃天之を見べし

なりけり。はて登陀流いと心得べし。例の強て云べし。富足の意なりむ。富は美を畧く例あり。其故は先古は人

民の家は富るを以て炊烟の繁く起を云。貧きを以て炊烟の繁からぬを云。下巻高津宮段に於國中烟不發國皆貧窮云々。於國滿烟故為人民富なり

ぬ。如此なれば炊烟の稠く發るを祝て即富足なり云なり。然は此炊烟の繁く立登る天足御巣なり云なり。上代より此炊烟の騰る處を重く思へり故に然富足て祝言あり又今は

も其事を主なり云なり。明宮御宇天皇の御歌に。毛〻知陀流夜迩波毋美由なり知陀流は此の登陀流は同て富を切て知や云なり。百千足の意に

流は同て富を切て知や云なり。百千足の意に流は同て富を切て知や云なり。百千足の意に

然も烟繁く烟の發騰百の家庭の所見る由なり。又烟の繁く立を見て富足と思へる意なり。又大殿祭祝詞に此乃

敷坐大宮地底津磐根乃極美下津綱根波府虫能禍無久高天原波青雲乃靄久極美天乃血垂飛鳥乃禍無久

あり。血垂も同じ。但此はやがて彼烟の騰る處の名なり云なれば知陀理と訓て彼登陀流天之御巣云を切て直に飛鳥乃禍なり此血垂の處

い屋を葺遺して闢く故は虚空高く飛鳥の或は毒物はまれ何はまれ咋持来又は糞まじりまれ竈上は墜ちまじりまじりこやの所をを云あり膳師の祝詞考の此血垂の説いいみしき誤なり彼文をよく見よ御殿の下方や上方を相對ふて底津磐根乃極や高天原云々極を對ふれば其次の下津細根は對ふて天之益垂水必御殿の上方屋根なる処を云ふそや明け又書紀神武巻は細戈千足國あり千足も同じこやなり炊烟の繁く起て富足國なり彼毛陀流云て云ふ大御哥思合次なり細戈は枕詞なり玉鉾之御路や云や同くて知て言はかりなり

命の御舎の構をかくの如くこそ云ふ八尋殿の事

は彼なる故は次文に掛八王神為膳夫其御厨の構をしこの事以てきこえたり然也天津日継所知なる

厨の如くなる意は彼明帝天慶六年日本紀竟宴得大鷦鷯天皇師輔公哥大鷦鷯須女羅賀与利多津氣敷里阿麻能比都幾仁裳江万散留賀奈これは烟之日嗣のよみなるなるみなるわ古意を知て右は云ふ日嗣の考は由あり又其御厨の中は彼炊烟の騰る處を重くなる故は分て天之御巣を云なり此て殊は天神御子之御巣の如くなるなり白をを思ふ其構の狀必凡人の家の如くなる異なるなるなり又

中巻玉垣朝段に此出雲大神の御喩言に修理我宮
如天皇之御舍者御子必真事登波牟とあり此段に合
せて思ふに必深き所由あるべしと雖も○治賜者
治とは云ふの意にて上に治我前者とあり○處傳十二
に云ふが如し○百不足の八十とは云む料の枕詞にて
其由は冠辞考に見ゆ○八十垌手垌は隅なり此記に
は多く此字を書き垌字は久麻と云ふ意は見えず
の意より久麻は用ふ中巻に垌も作れり垌字は
久麻の意は見えず若は回字に此方は土偏石偏を
加へ同じく非ず例なり又垌は
同じく回字様の似て故に誤て回字
の意にて用ひ初めしか書紀に百不足之八十隈書て
考ふべし

隈此云矩磨湟とあり湟字は字の誤にて手
は道なり但知は非なり訓むは假字なり手の假字
は道なり但知は非なり通音なり万葉に道を永手と多くよめり
道之長乳歯神は申に御名を合せて永手は永道
なり知は道なり此は手に道なり淺曉る淺
万葉一二九丁に川隈之八十阿不落二十九丁に此道之八
十隈毎十三七丁に道前八十隅毎に見ゆ又三四十七丁
に百不足八十隅坂尓手向為者過去人尓盖相牟鴨
隅坂は隈路の誤なり師は云さしに信にさるあ
らず此哥は殊に此は由あるに聞ゆ古の死
時の哥にて八十隈路をいでられば
なまて八十垌手は八十垌多くの隈を経行て甚遠

き處ぞと云ふまで其心ざしゆゑふ處に即黄泉國なり
八十坰手ぞと云ぞかの堅洲國底國なり云り抑此神に須
名の意ぞおなじ其名義は上に云り抑此神に須
佐之男大神の御子孫ぞし坐て中ごろ一ゝ分其大神の
坐黄泉國に往坐ふ依て大なる功をなして天下を経
営ふまつりしゝ上段に見えたるが如くまして今
此御國を天神御子に避奉て又終に其國に隠坐ぬ
深き理あるかも事代主神の海底に隠まして其ぬ
に云ざりぬに同く黄泉國に隠まつりしものなり○隠
而顕國を去て黄泉國に去なり海島に隠居給ふを
意なり非なり㊀侍に佐毋良比那年ぞ訓ゝ佐毋良布に佐

に真の意毋良布に毋流を延て言なり毋流ぞに何
事にまし心を知て同じ考居るを云物の物を
又人目を知ずと云ぬ意なり又目を知ずと物を
見ずを云ぬ意なり又候風なぞ
伺ひ居ふを云て同意
ら奉らぬ祠ひ居る意なり坑て君の御前に在る
也佐毋良布ぞ云なり王垣宮段に登岐士玖能迦玖能
木實持参上侍若櫻宮段に政既平訖参上侍穴穂宮段
に先日所問賜之女子訶良比賣者侍万葉二三十五に雖
侍候佐毋良比不得氏比四十に佐毛良布等和我手流
等伎尓ぞあり人を指て此侍ふ処を指

侍云ふ事は丈君の御前に在ふを云より轉じて
て人を敬ひ云語なり己が主の事なり
丸て添言なり如し見侍ふ聞侍ふ云ふ
中世より佐年良布云ふ佐母良布
ば訛て佐宇良布云ふ又あの添て云辞の侍ふを
約めて曽呂云ふ云ふ
俗に佐年良布云ふ又波年倍理云ふ
意も甚近し敬同く侍
よい侍字を書を波年倍理よい侍字を
み書て候字を書り波年倍理
の御前に在ふ意のみ
む云ふ言の意い
居ふ同し万葉
物伊波比伏管云
物伊波比鶏成伊波比
自物膝折伏云
い倍い清音して波
利云直命太法師平勢今身流重病天起居失便天波部
云ふ後に音便
ふ

濁る云ふ濁る音便
も濁り移る音便
云ふ濁る音便
云ふ濁る音便
て波年倍流も准知
侍云ふ多み
訓て波南理も訓
白い遠き黄泉國に隠
御子の大御前に伺候居る心ひおて遥に守衛奉る
の意なり中世の言に隠て在ひ云
七詔に御世御世に當天天下奏賜比國家護仕奉流事
乃勝在臣多知乃侍所に波置表氐與天地共人に不令
侮不令織治賜部止宣ある侍所に其墓を云て此

も意ゝ同じ事にて又書紀に時高皇産霊尊乃還遣二
神勅太己貴神曰今者聞汝所言深有其理故更條々而
勅之夫汝所治顕露之事宜是吾孫治之汝則可以治神
事云々於是大己貴神報曰吾所治顕露事者皇孫當治
吾将退治幽事也此侍ふて之言の中に
幽事は此上文に神事とのみいひて一事にて神
事は言の字幽事は意を以書ふ書は字
故二共に加微碁登と訓法書紀舒明巻に幽
顕とあり此訓を以て幽事をかくのみ訓法きこと
思ひ定めまつる今は皇孫の所治食ひなき顕露
事とは朝廷の萬の御政にて現人の顕に行ふ事な
ど幽事は人に見えず誰為ひやと
もかく神の為ふまつりごとは此世にあらゆる
事は皆神の御心にて為まつれども其中に姑
現世の為に分て神事といひ

今此太神の其神事を掌て治めたまふ即皇朝の大政を
幽に助奉ふたまふ侍りむと云に其意いと
分まほしく顕國と黄泉國と須佐之男大神と
須佐之男大神と顕國と黄泉國と相分
所治食ひ定まりぬ今又各其御子孫相分て終に
幽と相交りて幽に顕を助成ふ其間の種々の事皆顕
幽段々委曲に云ふ如
終始を考へ善悪生理を暁ふ法きまほしければ
此世間のことわりは幽事は悉に此大神の所知看
如是隠坐て現御身にて上に僕住
所者云々此國に留まりて御霊の鎮坐む
處を云なり此差別は混ぬ法にて神代
の事は此現身の御霊のみを只一つに云傳ふ

なれの意なり故は上代まぎらはしきこと多かり伊邪那岐大神の御事を書紀は登天報命仍留宅於日之少宮とあるは現御身の御事を申し搆幽宮於淡路之洲寂然長隱と申し又此記は坐淡路之多賀と申せるは皆御霊の鎮座を云又須佐之男大神現御身は根國に坐て御霊は出雲の熊野に坐るを思ふべし猶わかきを思ふべし

○百八十神は毛と夜曽賀微訓なり毛と麻理夜曽は知麻理伊保と云ぬるぐ此大神の御子等百柱は餘て数十柱坐けるなり

凡て物の数の多きを大凡は云ふ八は云五千は八十五百は八百は云千は五百万は千万は云いとかぬ漫書紀は千五百万は云ふなり其量は従ひて云ふなり書紀は大國主神其子凡有一百八十一神と見えたり出雲風土記は百八十神等集坐云とあるは多くの神

あるを云て也なり又書紀雄略巻は百八十種勝部欽明巻は天地社稷百八十神推古巻は百八十部皇極巻は百八十部曲なりなり百八十は云ふ例なり

○神之御尾前神は天神御子は帰順奉社る諸神を指て云なり上の百八十神を指ふが如くなれば若然は其神之尾前は前後俗は跡前なり同じ也云むが如なり後世の軍陣なりは先鋒殿後なりは重き任なり

如此事代主神渠帥なりて諸神の前は後は

さらて天神御子を守護奉仕らむなり書紀天武巻は高市社は坐事代主神なり牟狭社は坐生霊神なり二柱

高市縣主許梅ヨ著テ吾者皇御孫命之前後以送奉于不破而還爲今旦宮軍中守護之ヤ詔ヲ思合ル是ヨ皇御孫命之前後ニヤあるヤ此ノ神之御尾前ヨ即天神御子ノ前後ニヤあるヤ事代主神ヤ生靈神ヤ二柱前ヤ後ヤ立ル由ヲ見ユレバ彼前後ノ神ハ非ズ此ノ八神ノ列ハモ入テ祭ラシム此神後世マデ神祇官ノ八神ノ列ニ入テ祭ラシム奉賜ふ全天皇ノ大身ヲ守護奉ル由縁ナリ猶是等ノ事ハ上傳ノ六十六葉ヨリ六十八葉マデニ委シク云ヘリ如ト吾ヲ此事代主神ヨリ現御身ヤ既ニ隱坐ヲ此ヨリ後御守護ヤ奉仕ル賜ヒヤ御靈ヤ自明ラカニ

違神者非也ヤ僕子等百八十神ノ中ニ丁柱ヨ違ヒテ背キ奉ラヤ百八十神者ヤ云ヲ此ヨ係テ見ル非ヤ不有ノ意カ

ヲ此ヨ太國主神ノ白ヨ詔ヤ書紀ヨ此時ヨ乃以平國時所杖之廣矛授二神曰吾以此矛卒有治功天孫若用此矛治國者必當平安ヤ申賜ヒ又一書ヨ乃薦岐神於二神曰是當代我而奉從也ヤ云ヒ

（八十八）

岐神ノ巻ノ上ヨリ

首渠者大物主神及事代主神乃合八十萬神於天高市帥以昇天陳其誠欵之至ヤ天ヨ昇ヒテ後ヨ天ヨ如何ヤ疑ヒあるバ隱ヤ御靈ノ事ヤ現身ヨリ大物主ヤ申シ

い現身の御名よりも非ず大三輪の坐御靈の御名なり此は以て云ふなり以て現身に非ずと知るべし

スナハチカクリマシキ　乃隱也故隨白而

此七字は今言を補ふなり然補ふる所以は本文に合ず中巻天高市

而

如此白而云まで四字は國主神の上より云ふ語次に於出雲國之云々より轉て天神御子の詔命以此神を祭らしめ賜ふ方より云ふ語なり此て然此彼の事に轉ふ際より必語の果限なるべし此は本のまゝにて此間に甚果限なきが故に如此之白而於出雲云々は献天之真魚咋也と云ふまで一續なれども皆大國主神の為に事なりて理なれば如此之白而の下に必此より彼冥轉る果限無くてはあらざれば其處に必有べき語を考求るに書紀に言訖遂隱於是云々とあるは吾將自此避去即躬被瑞之八坂瓊而長隱者矣故云云とあるに依て乃隱也の三字を補て大國主神の上より云語を結終て果限なる如此之白而隨白而の下の二字は同じきがまぎれて其間の字ども脱し故なるべし思ひ得て下の四字をも

補了紀・旣記の例隨〻云處多ふの所ふ而字所り故隨
詔命而云〻ゆゆしあるべし

於出雲國之多藝志之小濱造
天之御舍多藝志三字音而水戸神
之孫櫛八玉神爲膳夫獻天御
饗之時禱白而櫛八玉神化鵠

ワタノソコニイリテソコノハニヨクヒイデ入海底咋出底之波邇以音二字此
アメノヤソビラカヨツクリ作天八十毘良迦以音此三字而鎌
カラヲカリテヒキリウスニツクリコモノカラヲ海布之柄作燧臼以海蓴之柄
ヒキリギネニツクリテヒヲキリイデ、ヨシケラクコソアガキレル作燧杵而鑽出火云是我所燧
ヒハタカミノハラニ火者於高天原者神産巢日御

祖命之登陀流天之新巢之凝
烟訓凝烟云州須之八拳垂摩弖燒擧
摩弖二字以音地下者於底津石根燒
凝而拷繩之千尋繩打延爲鈎
海人之口大之尾翼鱸訓鱸云須受岐

佐和佐和通此五字以音控依騰而
打竹之登遠遠登遠遠爾此七字以
音獻天之眞魚咋也故建御雷
神返參上復奏言向和平葦原
中國之狀

多藝志之小濱名義いまだ思得ず舟具は當藝斯ゆゑ云物あり其は依るる名なりやその當藝斯のこゝの中卷倭建命の段傳二十八に見ゆ○さて此の杵築大社の地の古名ゆ聞ゆるなり此名他は見えずゆゑ風土記に出雲郡出雲御埼山云て西下所謂所造天下大神之社坐也此大社なゆいあれば多藝志之小濱てふこゝい允て見えず神名帳に神門郡に多伎藝神社多伎神社あれば必是らは濱い今い田地はなし○御い武志村ゆ云此村今い神門郡塩冶郷内なり○御舍い美阿良詞ゆ訓む玉垣宮段又朝倉宮段なれば天皇之御舍ゆ見え遷却祟神祝詞に皇御孫之尊乃天御舍ゆ見え大殿祭祝詞に皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止造奉仕祀流瑞之御殿古語云瑞殿古語美豆能美阿良可方葉に二十に御在香乎高知座而ゆあり地の枕詞は阿良詞泥能ゆ地い舍根立ゆ根ゆ底津石根は宮柱布乃斯理ゆ云をおもふに文古語拾遺に仍令天富命太玉命幣帛置帆負彦狹知主神之孫斧齋鉏始採山材構立正殿故其齋今在紀伊國名草郡御木麁香郷古語正殿謂之麁香採材齋部所居謂之御木造殿齋部所居謂之麁香是其證也ゆあり和名抄に名草郡荒賀郷ゆあり御木郷ゆ云い見えず○さて阿良詞の名義い在所ゆ又在波詞ゆて

も有ぢ（波訶い）ぎをけの（波加）ぎ云（理波を切きび良）造る
なむ。さて今此造奉る御舍は大國主神の御靈の鎮坐も
御社なり。即杵築大社なり。國造神賀詞に乃太穴持神
乃申給久。云々申天已命和魂乎云々皇御孫命能近守
神登貢置天八百冊杵築宮尓静坐支奴あり。抑此御社
の事は書紀に高木神の勅に文汝應住天日隅宮者
今當供造。即以千尋拷縄結為百八十紐。其造宮之制若
柱則高太。板則廣厚。見て出雲風土記に神魂命詔
五十足天日栖宮之蹤横御量千尋拷縄持而百結々八
十結々下而此天御量持而所造天下大神之宮造奉詔

而ありて。この五十足を也。内は真龍は五字は衍也。登陀流也訓き。其構殊に
廣く大きなりて。他社に勝れり。故大社なり。名に須
今世に至るまでも然なり。神名式に出雲國
出雲郡杵築大社。名神大。杵築郷今は神門郡に属す。文徳実録に仁壽
元年九月庚午朔乙酉。特擢出雲國熊野杵築両大神。並
加授三位。三代實録に貞観元年正月廿七日。奉授出雲
國従三位熊野神杵築神。並正三位。同年五月廿八日。授
出雲國正三位勲七等熊野坐神。正三位勲八等杵築神
並従二位。同九年四月八日。出雲國従二位勲七等熊野
神。従二位勲八等杵築神。並授正二位。熊野は須佐之男大

神ゝ坐、ゝ、傳九の四十二葉ゝ委く云ふが如く又杵築ハ大國主神ゝ坐、ゝ、此記書紀出雲風土記國造神賀詞ゝ明らかなるゝ杵築ゝ須佐之男ゝ大國主ゝ二神を祠るゝ云説ゝ誤りなり、そハ神祇令義解ゝ天神地祇の分を註せる文ゝ天神者云ゝ出雲国造齋神等類是也地祇者出雲大汝神等類是也ゝ見え舊事紀ゝ素戔嗚尊生出雲国熊野杵築神宮云ふゝ依ゝ例の信ゝ足ゝ義解の文ハ書紀ゝ云ハ熊野を指ゝ神賀詞ゝ依ふゝ出雲一国の神ゝハ悉く彼国造此ゝ拜祭る中ゝ熊野を第一ゝ故ゝ然云ふ所ゝ大汝神ゝ云ふ杵築ゝハ西ゝ彼神賀詞ゝ考ふ国造齋神ハ杵築ゝ神ゝ誤ゝ考ふ心得ふ所ゝ誤ゝ考ふ

○古書ゝ杵築小須佐之男命を祭ふ見え書紀通證ゝ引ゝ云ふ長徳元年出雲國言上云杵築両神致齋廢發之間云ゝ杵築の熊野二字ゝ脱ゝ神大后神社ゝ所謂同社大神社ゝ云ふ故

両神を祭る杵築社ゝ云ふ故ゝ両神ゝ必ず社ゝ故ゝ

○古書ゝ杵築社ゝ記書ゝ然ゝ

○註ゝ多數志ゝ字ゝ以音ゝ與ゝ濱字ゝ下同在ゝ

○水戸神ハ伊邪那岐神生水戸神名速秋津日子神欲速秋津比賣神上同見ゝ是欲

○孫ハ和名抄ゝ所雅云子之子為孫和名無万古一云比古賀万中神地古云正人ゝ孫字古ゝ皆然訓ゝ又曾孫ゝ古ゝ云ふ意ゝ可ゝ今俗ゝ曾孫ゝ比古ゝ云ふ梅ゝ後ゝ年万ゝ孫ゝ無万古ゝ云ふ例ゝ馬ゝ子ゝ番息子ゝ本ゝ字万古ゝ番息ゝ憶ゝ称ゝ慢ゝ古ゝ称ゝ此ゝ孫ゝ遠ゝ子孫ゝ意ゝ

云ふなりし見ゆ猶子の子を云ふなり○櫛八玉神名義櫛は奇霊の例の称名八は弥玉は布刀玉其玉も同じて手向の約言なり映事傳八の云て膳夫を為て大國主神の御饗を手向ふ負ふ名も聞ゆ師陀麻なり法云也なり

ふかしそい海底考思ひ出て映神の名他の古書より見なり或説に映神を沫那藝神の子なりと水戸神因河海持別而生神名沫那藝神云云上はの推當なり水戸神之孫なり思合せて云別なり神名式大和國高市郡櫛玉命神社四座並天月次新嘗雄氏録高御魂命子櫛玉命神伊勢朝熊神社六座の内第櫛明玉命之孫法其裔今在出雲國云云明玉は八玉なり櫛明玉命之孫法其裔今在出雲國云云明玉は八玉なり近き若し同神なり別神なり映明玉命の支い傳八のサハ九巻十五の六十三巻に見ゆ

式に出雲國意宇郡玉作湯神社風土記に同郡玉造川仁多郡玉作社峯山に膳夫の加志波傳は訓む中巻に見ゆ書紀に多く継躰巻に供膳は也なり和名抄に大膳職於保加之波天乃豆加佐内膳司宇知乃加之波天乃宮主膳監美吉乃美夜乃加之波天乃豆加佐なり名義は先に上代に用て饌を木巻に盛る甚巻に何木に総て加志波は云

其加志波の事は中巻軽島宮段傳故饌の事も執行

ふ人を加志波傳ハ伝云り傳ハ手ずり凡て物を造
ふ人を手人ハいふ今世ふも事を行ふ人を某手ハ云
類多し出雲風土記に神門郡武志村に膳夫
大明神ハ云ふ此神ハ[illegible]○為字
ハ志ハ訓ふ此事天照大御神高木神の詔命以て
任賜ふ事なれば郡理豆訓ハ梯八王神
為意なり其意を
わらび中天御饗天字ハ大の誤なり見ゆれば白檮原宮
段ハ称捉騰宿禰献大御饗ハ此ハ似て下ハ天
段又同段ハ軽島宮段ハ大御饗あり
之真魚味ハ見え大嘗祭祝詞ハ天都御食ハ
ハ本の隨ふ有ふ天上ハ行ふ御饗の或
明ふ故ハ云ふ此ハ献天御饗之時

ハ云ふ總を括て先宮置て次ハ其細なる件を
云ふ中昔の物語文ハ多
次ハ禱白而云ふ献天之真魚咋ハ豈ハ御此
御饗の件ハ
命布刀詔戸言禱白而ハ傳ハ四
ハ御饗奉る祝詞ハ
良迦而ハ作遂年而ハ字を畳置ハ是も宇氣
比段又石屋戸段傳ハ十五
事を並挙ハ辞ハ上の事を為て次ハ
禱白ハ御饗奉る事の中ハ件ハ御八王神三
ハ云ふ事ハ係て

い見法うつ次ぎて此禱白ひ詞い下文は是我所燧火者云こゝ
ゆゑ是なり然らば禱白ひ云ふを彼處は云ひて此處は先云ふい御饗献る時云は接連むゆゑ
なり此下の種々の事い御饗献ふ時の事い非ず禱白ひを正く献ふ時の事なり而て云辭を置るい文彼下文の云是我
云ふ言接むゆゑなり古文ひて後世の及ばぬなり○櫛八玉
神再び此名を挙ふ者生ひ詔命を任ひ賜ふ事ひて
此を其任を奉けまつて是より下の種々の事を此神の
行ふ由を云なり○鵜和名抄に辨色立成云大白鸕鷀
日本紀私記云小白鵜鶘裕云志乃豆乃鳥利
亦雅注云鸕鷀水鳥也鵜

頭如鉤好食魚者也云て志乃豆乃鳥此利宇宗毛大小
鵜野鳥雑ひ者格て島鵜鳥庭鳥
俗云ふ云ふ云ふ宇て名既に神武御世
の奇ひ見
宇鏡に出鸕字を鵜字に宇ひ此記に
ひ此鳥三處に出て皆鵜字を書て今此鳥に化
勝て水底に善潜入ふ故ゆ此を海底に入
ふ鵜に例の漢意心得ふ
○海底万葉に和多能曽許ひて此神ひ水戸
神の孫なれば海底に入ふ由ひ○底辺土に既
に海底ひ云て又如此云ひ拙き事に似れば海底ひ
云ひ海水の下方を底大方に云言蔵底ひ正く

底を云なり。(一)波迩は和名抄に釋名云、土黄而細密曰埴、和名波尓、字鏡に埴、黏土也、波尓なり、万葉に赤土、黄土なども書て埴なる地を埴生なり云て、此土にて陶器の類を作る土なり、故坏を作る人を土師なり云、書紀に須佐之男命の以埴作舟、見ゆ、今海、底の埴を取て、何の意にか知ず、若人氣遠く清潔處の土を擇て、出雲國造神賀詞に、彼方能古川原、此方能古川原、小生出若水泥間能云々、師の考に云、古事記に、櫛八玉神化鵜、云々、出雲風土記に、郡御津郷、処に、其津、水泥、後、而御身沐浴坐、故國造神吉事奏、参向朝廷時、取其水海土、而用土物也、云々、此を對、見る土物を造る泥を、若水泥、云、

彼風土記考に、水海土物の字、事の趣異なり、水泥、と水海土物、異津、の異なり、若、本の趣、水泥土物、の事なり、非、次前のいりば、出雲風土記、秋鹿郡出島、社、西濱佐田村釜、大神也、此、社を釜代、云、傳云、昔、此、初、海中より、古制の釜鑄出、故、(二)八十毘良加、八十、數の多、毘良加、畏、書、畏字を、書、畏、良加、畏、畏、良加、畏、畏、良加、畏

の如くなる物なり聞えなし但儀式は比良加徑一尺三寸深一尺四寸なり見え大嘗祭式は比良加百口各受一斗なり此あり大嘗祭式は比良加有法名義比良

○書紀は平瓮なり書は如之深かく平なり形色同

式は多加須伎比良須伎比良須伎云器以現故今世の膳具なり比良なり都煩なり是ら皆形名なり理まる

浅瓮なり云名浅なり意なり書紀云佐良伎云迦此類浅き也佐良伎

俗言器乃器乃惣名なり聞えて由加大嘗祭式は凡應供神御雜

物器者神語曰由加物見え

又由加は口なり見ゆ忌瓮なり多志良加式は見也疑なり法又

甕土器なり瓮氣通音なり此本名なり中巻

水垣宮殿は奴御井迦賀色許男命作天之八十毘羅詞

定奉天神地祇之柱書紀神武巻は有天神訓之曰冥取

天香山の杜中土以造天平瓮八十枚并造嚴瓮而敬祭天

神地祇なり天皇基悅乃以此埴造作八十平瓮天手挾

八十枚嚴瓮而陟于舟生川上用祭天神地祇釋は大同

宮本紀曰采女忍比賣我元年天神

戸尔仕奉支兼方拔之平賀者盛供神物之土器也今世

伊勢大神宮御殿下多以安置云云諸神參候之座或說諸神參候之神座

云云得ぬ

の所會なり後

申豐受大神宮為洪水流損事正殿下天平賀流損事

保安四年九月十日諸卿定

見え

太神宮儀式帳は天比良加十二口なり見今伊勢神

宮は用ふ比良加は盆瓦

徑八寸許深一寸許なり尋常の土器の如き燒なり盆の口物

毎節宇尔鄉なり頂に云て形ハ丸き

心御柱の

安

合

⑪海布は米訓

ばし米は海藻滑海藻昆布ゆゆの類の惣名なり和名
抄は海藻和名迩木米俗用和布滑海藻阿良女俗用荒
布ゆゆ見え万葉十四三十四丁は伊蘓乃和可米十六二十七丁は
稚海藻云と和海藻さだめ和海藻の方は尓岐米ゆ訓法
きゆゆ和名抄は尓木米ゆ阿良米ゆを出し
別は和加米ゆ云ゆゆ出し又名は和加米ゆ尓岐米
ゆゆの如く思ひ誤り延喜式は海藻稚海藻滑
海藻又和布海藻荒布ゆゆ三を並法ゆ牟ゆ所又あれ
ば別ゆゆかゆゆ或の和布は海藻ゆ分和加米ゆゆ
和名抄は海藻を俗は和布ゆ書ゆゆ誤ゆゆ以思ふ

び惣ゆゆ尓岐米ゆ云を其中ゆを細ふ柔ゆを分ち
別は和加米ゆ云ふゆゆ此呂米を昆布阿良米
を荒布和加米を和布ゆ書ゆゆ俗ゆ思ふゆ誤
は海藻ゆ書ゆゆ惣名ゆ閑ゆゆ米ゆ訓法ゆ
何ゆゆ米ゆ定ゆ難中ゆ稚海藻滑海藻ゆゆの米
は海藻の字をあ又板藻七上下は海藻刈舟今本
かりぶねを訓ゆ書ゆゆ海藻米の惣名ゆは此字
を又尓岐米は用ふ思ふは種の米乃中ゆ尓岐
米を主ゆゆ然らば此の海布ゆ強ゆいはば尓
岐米ゆ定むゆゆ然ゆゆ海布ゆゆ米

なれ有ぬ法なり。㊀柄は茎を云。和名抄に、幹、和名加良乃、柄也、州木、柄字、弄の類或は斧柄、注に、幹字、茎也、柄字、弄の類或は斧柄、乃柄の字を用ひたる意異なれども、其を同く加良と云故に通はして書るなるべし。物の柄を云も、州木の茎を云も、加良にて、名は本一なり。漢国にも、柯字を云て、通ずる事あり。木枝の大なるを云、又斧柄を云なり。（出雲風土記に出雲郡脇島の産物に、藻柄云々とあり。何物か知らず。）㊁鎌は、加理と訓ずべき字なれども、鎌の字は、意も無く、鎌の名を其用に用ひたるなるべし。上に帚は掃字を書に、是用を以て其躰に用ひたるなり。相似たり。古の文字用ひの古格なり。

㊂海蓴は古毛と訓ずべし。和名抄、海菜類に、石蓴、唐韻云、蓴、水葵菜也、漢語抄云、石蓴、古毛と云、水葵菜、辨色立成云、海蓴和名上同なり。此漢語抄の石蓴、辨色立成の海蓴は、物は異なれども、海に生る物なれば、水草の菰に別なり。文字書を考へ、草に非ず、池澤に生る物なり。然れば蓴は石蓴なり。唐韻を引て、誤なり。違ふなり。

○海草は、名水葵なり。海蓴は、石蓴なり。和名抄に、石蓴を一名を水葵菜なりと云り。

大嘗祭式に、紀伊國所献云々、都志毛、古毛、各六籠云々、

並令賀多潜女十人、量稚採備なる、古毛は是なるべし。此海蓴なる物は、物よりも未考得ず。谷川氏云、海草は古毛と云物あり。小藻の意なるべし。保陀波良に似て、九月に物多くなるなり。其を海蓴と云なり。海草は生て蓴に似て、物なるを思ふべし。海に生て蓴に似て、物なるを思ふべし。又蓴は竹に作る物なるべし。

法部如よく尋ぬ法し○燧臼也肥伎理字須○燧杵也
肥伎理岐泥訓法如海草乾蓮也以て海草乾蓮を以て
火を鑽る具也と云ふ如何なる由よく知らず此物
を以て火を取ることあり海邊の人よく廣く尋ぬ法
也或云海潮の流れる所漬て乾る木を火口に
用ゐる云々海邊の里よりのみ云々火しい
由あるらん其杵臼云ふ由も次に云法和
名抄に臼和名守須杵岐祢あり○鑽出火は肥袁伎
理伊傳氏訓法和名抄に火鑽和名比岐利燧和名
比宇知あり内に危て火を出す法に打切坊の異あり中
卷倭建命段に以其火打而打出火と見打火あて

尋常の如く文上代よりの忌清く火を鑽る火は皆鑽出火
なり火打を用ひ火切を用ひ其意知かたし然れども木切を故
陽火金打出ふ陰火切取ふ云々例の漢意なり今は至るまで
火神宮の御饌炊火切の然あり故は伊勢國は
出火を別に清火切を用ひ必切
不用火打用火切見元ふり伝て伎留は云ひ轉る
本同言法今俗に毛美火云靈異記
鑽岐里又毛美あれば古は毛牟云
雖穴を穿を俗に伎理毛美云鑽い名伎
留貝故ふに其伎留を毛牟云ふ是同言
なり扨て右の和名抄又書紀倭建命段に燧出火あ

はなびなどは依ゆべし燧の火打打なども此の燧臼燧杵の燧
を肥後理訓の如く思ふは人あらば法なれども燧の火
打なども火切なども通はし用ふる字なり燧字注に取火具也云
礼記内則篇に充佩金燧右佩木燧註に金燧取火於日
木燧鑽火也云云木燧をもて火を打出ふる法なる由かも
ふるれども火切なる和名抄に鑽を比岐利燧を比字知
明らかなり分るべし後の事なれども有るまじき火を切出ふる
法なれば鑽字を所以穿也穿器也注せるは
錐字の注に穿器之銳者似鑽而小云ふを合せて
思ふに漢國にも鑽の如く錐の如く銳らなる穴を
穿る器の名なり然るに又鑽燧云云古書漢籍

に見えざるを思ふに時火を取るかの鑽云器に似
る物にて木燧は是なり必金に限らず木燧なれば
を以て穿る事如之なり礦を揉て出せば見あらざる
此は燧臼燧杵なり其を思合せ御國にも
火を切る由然為る事なり知られず故
神供を炊く火も皆切火なり其法は火神君火屋殿
檜の木口を切て舟の錐の柄の如く中央を以て
木口に入れ又山枇杷木を作る杵に檜長
祭式に次火燧荷納宮に合器竹等足に此の
両國供物等を齋場大嘗宮に運ぶ行列の中に見
まさに火鑽手桙是阿波國造

備へ献ふ種々の物の中に見ゆ。また云へる火鑽子杵・臼杵・鐵二廷は神服を織る処の作具乃中に見ゆ。斯の御饌を炊く料の火を切り出るは非ず故に鐵を以て造るべし。委くは知がたし。見ゆ。年中行事秘抄に引る高橋氏文に是時上総國安房大神・御食都神・止定奉・若湯坐連等の始祖意富賣布連の子豊日連・今火鑽氏・此乎忌火乎止為氏・伊波比由麻・閇氏・供御食云々。倭姫命世記に其伎佐宇乎令進大神御贄而佐々乎乃木枝乎割取而生比伎乎宇氣比伎良比給時尓其火伎理出而采女忍比賣我作之天乎賀八寸枚持而伊波比戸尓仕奉支太嘗祭式に伴造燧炬兼炊御飯安曇宿禰吹火とあり。内山

真龍出雲風土記の神門郡の宇比多伎山に鵜火焼山ありて櫛八玉神の事を云へり。御屋也とあり。其御炬屋なり。○云豊我云々上の禱白而とある言を此云字の上に移して心得たし。禱白は即此より下の祝詞を指して云へる歟。此櫛八玉神の白したる書紀高木神の勅に見えたる雲国造神賀詞に貴神祭祀を主り者天穂日命の子孫なる太穂取掛天国造が仕奉仕奉を然也。此祝詞も天穂日命の白賜ふ詞なれば然らん。○所燧火者伎礼流肥波比訓濱舊印本又十本又十本如此。燧字を燒作とあり。所燒字穂字次又多流訓流云ばいと宜きなり。○於高天原者今の真福寺本又延佳本に依るに所燒字穂字次又多流訓流云ばいと宜きなり。○於高天原者

諸林に於て学無し今の真福寺本又舊事紀に依まり舊事紀は此字あり此記の古本小有を以てなり於ゆ云方勝ればなり○天之新巣は神産巣日命の宮は御厨の御巣なり上文合せて思ふ

此の御巣にあらざるべし新字は御の誤なるは非ざりけむ○疑烟和名抄に唐韻云炤煤灰集屋也和名須之ゆあり万葉九三十八に爐に燎須酒師竟冠辞考に火の煤なるべしとあり十一十

なる難波人葦火燎屋之酢四手雖有の切なるべし

疑烟の多流は非なり自物は多流物は流物を他多流物を他なり令垂に云なり火を繫く燎

但し疑烟の多き由の祝言なりて於高天原

者ゆ云なるは盛に燎て烟の高く起登るを云ふなり於高天原氷木高知ゆ云ゆ同意なり次に地下者云に對へて云へるなり上に云へる高天原ゆ云なり其處に坐神の宮は御巣を云ふ烟の烟御巣に懸る物なれば物なり然神産巣日命の御巣ゆは於高天原者ゆ云ふ因て假設て言なるべし實は天孫降臨の御巣を云ふ故に御巣を新巣ゆ云ふ新造なる御巣あるが故なり○底津石根に上傳十の五十九葉に云る如く地底の石根なり○焼凝ゆは竈の下れ土

を焼きて石の如く凝固りたるその炙り其を甚く底津石根まで焼き云ふ上に登るを高天原云々云はゆは同じく出雲國造神賀詞に白御馬能前足尾後足尾蹈立事波云々下津石根尓蹈凝りしてありさて上の是我云々炙り是まで炙乃事を云此まで祝詞拷縄云々下を祝詞地詞云々次なれば猶然よりあり御饗を献るを云て甚火を鑽出るを如是委曲く云て其祝詞に載る所以い上に大國主神の此御舍の事を白て賜ふ御巣の事を主に請申し賜ふ故なり盆此を付て上代に炙を嚴重く忌清め

思ふ清め上の黄泉段なる黄泉戸喫の處傳六考合せよ○拷縄は拷木の皮を作ふ業なり云ふ言は皮以て作る縄なり或説に志那木の皮を作ふ云て志那木のことなり傳此巻の思七葉に拷の事は上白丹寸手の解傳八の三に云也又冠辞考拷衾拷角拷縄の條を見合せ此縄上代まい普く何に用ひしかは尓おかれて古書に多く見たりと書紀に此大國主神の日栖宮造る法を詔ふ以千尋拷縄云々上に引て見え万葉に拷縄之長命乎拷縄能千尋尓毋何等かあり齋明紀に佐伯連拷縄と人名にあり○千尋縄を長きを云如此に言

を重ねくゝりて天津祝詞乃太祝詞天雲之八重雲真
玉手之玉手ばゝ古の雅語の常なりさて此縄を打延
ゝ云ひ釣船を牽綱なり和名抄に唐韻云牽紋挽船縄
也訓豆奈天比とある是なり万葉廿二十五に釣船之綱ゝ
よりて此ゝ次の控依ゝ云ふ係る言なれば打延
に句を切て心得ざる打延為釣ゝ意ゝ非ず
の緒ゝ思ひすぐゝ又此縄ゝ拷縄ゝ釣緒に用ふ
ざる物ゝ非ず又ゝ千尋ゝ云ふゝ為
釣ゝ都良世流ゝ訓ざる釣有ゝ云意なり都流を都良
都良世流ゝ云ひ古言の格なり必しも尊び辞なるべ
し然云ふ例多し又然訓ざる処に為字を書ざる例も万
葉なれば多し都理須流に非ず此ゝ此ゝ云ふ

句を切て心得ざる海人之釣ゝ意ゝ鱸ゝ釣ゝ
ゝ非ず若其意なば海人之為
都理須流ゝ讀べし次の言を隔て佐
和佐和迹係る言なれば也此ゝ太口を寫誤
る歟ゝ方葉に狼なる太口乃真神ゝ云
旧本知意富夜意富多豆ゝ訓万葉廿二差大裁ゝ
ゝ某意富ゝ訓ざれば允大きなるこ
常のゝ意富ゝ云ざれば大某上なるは
ゝ知夫登ゝ訓ざれば又知意富ゝ訓ざれば
布カゝ書る例なり此ゝ太ゝ假字
毘呂ゝ悪ゝ違ゝ延佳本又師本ゝ久知
乃例なる若毘呂ゝ廣字を書ざる大ゝ書
毘呂ゝ訓ゝ如きゝ例なり
ゝ鱸の形ゝ漢籍ゝ
巨口細鱗ゝ云ふ○尾翼ゝ小鰭の意なり尾ゝ借字

ずの如く古い言をのみ思ひて字はい拘らぬ習なれば何心もなく魚は由ある尾字を
が書るなりの若尾を正字とせば言はくもの言足はば尾も翼も萬魚はみな
狀を云ふ言はくもの言足はば尾も翼も萬魚はみな
有物なれば尾翼云くやの其
心なりと古文はは拙きなりなりけり非ず小
翼對言るを以て上の口大い大口の誤なる法き
なりと思ひ定し法又翼を延住本師本はい此礼
訓て和名抄は鰭魚背上鬣也和名波太俗云比礼あ
ずれば比礼は背上鬣のみ云ふ尤右はいかなる云
波多は尤右はあるものみ云く背上なるを云法ら
然ある波多あり鰭字を用ひ背上を比礼
なりてその比礼は尤右の波多なるは名な
故はそれは引きて波多
ある此字を用ふ法なり此は翼字書

尤右はの鰭は島
の翼に向きを
尤右の波多は比礼云中下巻
故は此字
なりと
表祁命の御歌は志毘賀波多傳に見え又波多能廣
物波多能狹物なり諸の祝詞にあれば此表波多
須受彼訓法波多請は悪
此魚小翼なり波多の殊は物に非ず
なり大白は對言は啓の意
き物なり小某云常なり又字鏡は鰭魚脊
上胃又俱呂已なり
漢籍なるを細鱗を合て思ふ
鱗を云ふかも思はる翼字も書
なり非ず又魚の波多比礼
此記中も鰭字を書る此は普く古書なる又
翼字を書る

疑はしきなり。然るに思ふに、若くは鱸は尾を以て水上を飛ぶ物なり。もしくは物の字を表波浪なるべし。尾を翼として飛意なりて物を見ること能はず。頭をもたげて思ひよれば、まことに驚かしかれみなり。海人なる人、此魚の委く問ひ試むに、鱸は和名抄に雀禹錫食経云、鱸須似鯉而鰓大闊者也、四聲字苑云、似鱖而大青色和名須々木とあり。万葉三十五に荒栲藤江之浦尓鈴寸釣白水郎云々十七三十七下に鈴寸取海部之燭火乎とあり。さて魚は種々多かる中に、かく鱸を云ふは出雲の海に此魚殊に多くて住きが産して杵築神の御贄に殊に献ずるなり。或人云、出雲の海に今も住き鱸出て名あり。彼国に今松江といふ地名あり。此魚名高きは漢國の松江の鱸名高きは

よりなり。然るに風土記に、嶋根郡秋鹿郡神門郡なども海に入りて嶋根郡の内に品々産物中に須受枳に見えず。殊に多きこと、又佳きこと見えず。○佐和佐和迩此言下巻高津宮段、太御歌に、あり。噪ぐ。万葉四十五丁に珠衣乃狭藍花謂沈丁花四十下に安利伎奴乃佐恵佐恵之豆美冠辛荷云、夫の遠き旅に出立時に妻がを思ひ、狭藍花謂佐恵佐恵也、皆通音和章恵て同言なり。此釣取る千萬の鱸を積む舟を拷縄して海人なる人の挽寄せて、呼ぶ声すれば、諠く噪ぐ故云。重き物を挽い、必声を挙ぶそのなり。又佐和具佐和賀志云々言い、多く声の諠きこと云々。さて

此言は上の海人之云より續きて心得ばなり鱸より
言はは元て此處はそもそも下上の語を入も乱る
て丈をなる物なて古此類多し直は云ふ口の
小翼鱸を舟は積て其を釣りし海人等ぞ千尋拷縄
を打延て佐和佐和は依て云意なり○控依は奥よ
を渚に挽令寄るなり祈年祭祝詞は八十綱打掛白引
寄如事云る○騰は舟より取揚なり依騰を師と訓き
は指上を佐は牙搖上を加は牙持上を毛は牙万葉
は召上を米佐牙云の格なれば依阿牙を
佐牙云る上は牙は牙
二事なれば其上此は依騰
かりて延も約なれ与世阿牙訓て凡て尋常の言は
をもみ苦自也思ふ也○偏は拆竹拆字舊事紀は拆

や作るは就て思ふは拆を誤るものなり舊事紀は
を取て書るものなれば此記の古本は拆なり
を取るは後は彼は折は此は打は誤なり佐
伎陀氣なる塔非万葉七四下は辟竹なり破竹を
云なり打竹なるは云なり耳は所思は又師は宇知竹の意なり訓き
には冠辞考は宇知比佐須又打麻乎なりの宇佐を麗
きなりなるは其意は見られしなれもいと
○登遠は登遠は迩登遠は多和は同じなて物の
撓む貌を云万葉八四六下は秋芽子乃枝毛寸尾二寸三
丁は為笹柳寸緒又五寸九下自杜枝母寺乎は尓毛多和
和は多和は或云枝
あり又二四寸は奈用竹乃騰遠依なるは
撓み靡くを云て此は拆竹の簀の上はあまるの

御贄の鱸を山の如く積るが、諸の祝詞に神に供ふる物どもを云ふ如く積置て云ふなり、其竹の撓むばかり多かる狀を云ふ

乃ち竹の實に御贄を置て他はをさ〳〵見あらねど、然るべきあり様なれば、下卷表祁命の御詠詞に魚簀てふものゝ見え、大嘗祭式に置實など云物に出たり、又思ふに、如此樣に引ばる詞の上に多くは枕辞なる例なれば、拆竹のよく撓む物なる故に、登遠々の枕辞に置るけみるもありかも、若然らば登遠々の御饌物を種〻並居る墓の撓むなど云て、其に枕とせば何物ぞもありぬべし、○鎮魚祭

麻那具比は訓法に魚を那と云て饌に用る時の名なり、思ふに字平なる海川にあるべき字なれば、字平なる書紀に那と云べし、此は心得違なり、持統卷に八釣魚てふ蝦夷の名の訓注に魚此云難、万葉五に奈都良須、魚釣を釣魚の饌の料なる故に那と云ふ、今世に魚を須志那と云、さて菜に本は同言にて魚に添て菜に副て食物を凡て那と云なり、菜を別の言乃如く思ふは文字よりぞ後のくだれる今世に菜を字音にて佐伊と云ふ、魚にも菜にも古那と名は魚に菜の那に如く、菜に着の那に魚菜に及ぶ、万葉十一に朝魚名菜に朝なゝ那に

はゞ故なり。さて其那の中ふ菜より魚をば殊に賞て美き物なる故に稱て真那といふ。故麻那い魚に限りて菜まかりぬる名なり。今世に麻那箸麻那板などいふ魚を料理に具に限りる名なり。真魚ともいふ名目は中昔の記録にみなかに魚味といふ。今俗に魚類の料理をいふ。

○献い多氐麻都良牟登麻表志伎ゆ訓法。今正しく献ふ時のあと。多氐麻都良牟云。拳垂まで云ふ如く上に見し我久き後まで祝辭なれば。所燧火者ゆ云ふより此まで禱白せる祝詞なり。焼凝而をキコリテと訓も其処を祝詞ゆ拷縄云ひよりすを地詞ゆて讀べき事なり。思ふに此ゆ上代の文章なる記中に

まれも殊に絶せるものなりゆ師のいみしく賞美尊崇せる信ありしこと。凡て上代の文章の見得られし中に此又なく。近き世までも知る人さらに無なり。師の始見得し此又なく眼なりしなり。

○此記は此本國主神の自ら僕住所者云々請白賜るゆ殊に御巣のことを申し給ひて其に主ゆ御饌のこと依りて故に其事をのみ右のごとく委細に記せり。書紀に汝應住天日隅宮者云々ありて次に又將田供佃又為汝往来遊海之具高橋浮橋及天鳥船亦將供造又於天安河亦造打橋又供造百八十縫之白楯又當主汝祭祀者天穂日

命漫也し種々の事等を挙られつゝ御饌のこゝ
の見あぬを異なる傳なり。但し日隅宮を昔より比須美乃宮と訓て師説に大国主神の隠退しまつる意にて比曽麻理乃宮なりと云
見しるこゝ出雲土記に日栖あ
るを合せて思へば比須乃宮と訓て隅を須と云こと
上に云たる如比須や御巣や相近あれば是若し
御巣に同じくこゝにやあらむ又風土記に五十足あ
ふし登陀流に近しこれらかよく考ふべきなり
日隅宮の解に方角のことを云ふ舊説い例の漢意にて云なり
(二)故建御雷
神云々事代前後を云ば此復奏に造天之御舍而云々
より前にあるは彼御舍を造て云々の事に此復奏
のあるは然也し太國主神に聞しる事を言後
まで也に連に先言竟て然て此復奏申せるこゝを

ばいひあらず○言向に上に出傳十三
ある處にあり(和平に平和の十兼)
和のみもありみな同事あれば
二字を夜波志と訓は上傳十三の
万葉五に武氣多比良宜氏は夜波志
あれば平字を別に多比良宜と
も有ぬは誤れり二字を
合せて波志と訓べし豆米も訓て
より人又書紀に本末消息行狀行迹情狀を阿曲加
多知とよみ允恭巻に中昔よりこゝに物に云
ぬ古事に云見ぬ事に云て御許のありさまを云意なり然
毛亦乃加太知に云て
きば今此の狀字に加多知
佐麻に古物に事ありしるこゝ
○復奏に加幣理許登麻袁須訓字あれども此の上

は返ぺ云ふ事あれば然訓ていい言重ねりて煩さあれば麻表志賜比伎ぺ訓ぢ前ふ委ふ云ふ如く加弊理許登い使の還来を申ふ言ぺり故ま上ふ返ぺ云ふ事のぞ又加弊理言ぺい云ぢきものぞ

あひ引ざ

千引石（チビキイハサダテタナスエニ）擎手末 二十兼

今出雲國出雲郡稲佐浦の海ふ楽嶋云嶋の土を以て八十槌の岸ふ八十槌の神代ふ建御名方神乃手末ふ云傳ふ

一ッの岸ふ八十槌の神代ふ建御名方神乃手末ふ云傳ふ

げ来坐

千引石ふ云傳ふ

櫛八玉神 元葉

今世ふ杵築ふ櫛八玉神の子孫ぞてあり姓ハ財氏ふて別火ぞ云此別火年毎乃七月四日ふ身逃の神事云ふ明日五日ハ大社の神事ふ献る形り身逃ぞ云ふ事ハ乃の別火國造乃宅ふゆきて此神事を行ふ其日ハ國造乃宅を出て他所ふ居ふ出ふ

ていふ太社の末社ふ湊神社ぞ云あり

櫛八玉命を祭流ぞ云

鑽出火 五十葉

出雲國造義孝弘安記ふ自天照大神至意宇足奴命神相継十八代也第十九代宮向宿祢之時自賜出雲姓以来至義孝子相義三代也雖然鑽神火飲神水未混流俗云ぞ

天照大神云ふ心得ぞ自天穂日命乃ふ伝きぞ

大事ぞ次今世ふ至流まで國造世ぞ神火相續ぞ世ふ新ふ世ふ副ぞ

次る時ハ意宇郡ふ大庭社ふゆきて神火神水を受續ぐ式あり神代ふ火切臼火切杵ぞ云て天照大神より天穂日命ふ授け賜ひ國造家ふ代々第一乃神宝ぞ傳来ぞ

ばぐ光大庭社ふゆく時宝物乃弘を袋ふ

頭に懸て持行き此火切臼火切杵を以て神火を切る故に國造の世がはるる毎に火を継ぎ云ふ故に國造の世がはるる毎に火を継ぎ云ふ故に國造の世がはるる毎に火を継ぎ云ふ

古事記傳十五之巻

神代十三之巻

本居宣長謹撰

爾天照大御神高木神之命以。

詔太子正勝吾勝勝速日天忍

穂耳命。今平訖葦原中國之白

故隨言依賜降坐而知看爾其

太子正勝吾勝勝速日天忍穂耳命答白僕者將降裝束之間子生出名天邇岐志國邇岐志自邇至志以音天津日高日子番能邇邇藝命此子應降也此御子者御合高木神之女萬幡豐秋津師比賣命生子天火明命次日子番能邇邇藝命二柱也是以隨白之科詔日子番能邇邇藝命此豐葦原水穗國者汝將知國

言依賜故隨命以可天降

太子は日嗣御子なれ其意は上傳十四の十七葉に云るごとく申さばして此の初の詔命の處なれ太子云たまを申さばして此の如く申さるは初の時未御事依を受たまはりたまはずして太子に坐ば此は前に既に御事依を受賜し

て太子に坐故なる訓は○平訖は許登年氣表幣奴

訓は○白は建御雷神の復奏に云る○隨言依賜

は御言依は既に前に有ば云る故隨に云る○知者

上傳七の十七葉に出○僕者此者は辞少穏なれば聞は古

語は由は處なれ冷者は書る例は僕字に添るものも見る○将降裝束之間は名陀理那年與曽毘世志冨杼尓は訓は又上の者字は為の誤なれ為将降裝束之間は為に書然訓は例は首巻に裝束の事は上傳十一の十三葉に云る○生出は字を誤師の云る信は然る故は万葉五に産神出有白玉の例も非ず○天迩岐志國迩岐志書紀は饒石は書紀は天國饒石は借字高は同辞なれ是を書紀は天國饒石は同辞なれ万葉十七に能登國鳳至郡に饒石河は有も○天津日高は大祝詞に大倭日高見之國は師の考に

云夜万登國を四方に真秀なりと聞き天津日の虚空に真秀に高くありぬと譬云へり常に日の天乃真秀に在を日高と云是古へ云へる言を聞ゆ火に出見命を海神の宮津日高に申せを思ひ又景行紀に陸奥に日高見國又紀伊國に日高郡と云あるを私記に云へる如く四方の望高く遠き故に名付たるか此夜万登を云へる意の今見えず云也然も此の御名も天津日の高に天乃真秀に坐を望贈奉る如く由に称名なる歟猶異なる意なるべ

未思得皆異説なる歟又紀伊国の日高郡は続紀三に紀伊国阿提飯高郡漏に故あり後に在田に改名飯高郡と日高郡に漏史に漏れ但此に然改名に飯高も伊を省けば即日高に故元正天皇御諱氷高皇女なるを飯高と言を実に飯高に意知なし此夜津日高に係て思ふに是に依て思ふに夜津日高高に下ふに此御名を天津日番能に言に非ず如妨

○古事記傳十五

乙加豆知命乎伊勢飯高郡に倭姫命世記に飯高縣造祖乎加豆知命乎汝國名何問賜白久意須比飯高國山白而進神田並神戸倭姫命飯高志止白事遺止賜支云云貴に悦に驚かに儀式帳に云へる由なり此の考に由なり故後の考に倭姫命云云語に式に意須比を忍に陸奥國桃生郡日高見神社あり又常陸に日高之國云へる彼國の風土記に見えず仙覚万葉抄に引て又豊後国郡名日高比多和名抄に見ゆ風土記に思へば飛弾も日高國歟

○師云此御名を日本紀に天津彦々と云とあるを以て此日高を比古と訓ばしめ云人あれども天字を高字に誤れるみにて皆訓なり高字は皆訓音を訓ばき理なり海神段乃日高も同じ此命の御子火遠理命の亦御名を天津日高云て申し又虚空津日高云て申し鵜葺草葺不合命を天津日高云云て申せど皆下に見切○日子此は男に比古女に比賣云て云を美称なり濁点を讀ばき名なり毘古毘賣云て此記に此清濁を明かに分て書て然るに後世に是を誤て漫に唱ふ事なり多し又濁点を得て凡て濁ふ非なり此記乃清濁如依て讀ば比ハ凡て但日子日女は書分し今辨ずべし

物の霊異なるを云天照大御神の御事を書紀に二神喜曰吾息雖多未有若此霊異之兒とし清寧巻に於諸子中特所霊異神代巻に有霊異威とあるの意なり比古比賣は霊異之兒云意なり比の意上傳三の御産巣日神の下考合て沃て此は子なれば下に属

讀法は番能迩命御名義穂を冊饒君なり稲穂因て御名なり穂の赤熟を云凡て草木又人の顔色付を迩云て狭冊頰歴黄葉垣津旗冊頰合又冊穂面なり万葉に有如又藝に加比の約て饒頰の意なり有此御名の番を始て此の神に付て次の神に付て火照命火須勢理命火遠理命三柱の餘に火に由縁なり皆借字なり此記に火遠理命亦名天津日高日子穂穂手見命なり火遠理を

火と由き御名穂と手見と火と由き御名と非ず故と同じ訓なれども字を易て穂と書き是なり餘し火を借字なれども知ぬ中にて迹藝をば鏡の意なれども鏡をば上と迹岐と書き鏡の岐をば間と約め君の意なれば此を藝字を書き鏡の意なれば此記を凡て假字なれども意

○首巻に云ふが如く又穎の意なれども云ふ此御名を書紀に天之杵火と云ふ猶彼御名の事は次に云ふ杵穎さて穂と穎と同物なれども富と穂と出と貌を云名加比は其體を云名にて言の意穎は祝詞等に重なれども申ふ

千穎八百穎も汁尓毋穎尓毋も云ふ是なり穎の師乃祝詞考に委く見ゆ凡て此御天降段に稲穂と因きなれば乃ち多き上に下ふを云ふを考合へ是御名義書紀に火瓊杵と書ふ字に就て云ふ説此例に異漢意ふく

御名に後に称ふ中に書紀一書に排被天此神に曰天国饒石彦云ふ八重雲以奉降故称云ふ今此に父尊答白賜字ふ御言に告賜ふ記せふに違字ふに似ぬ

加ふ後を以て前に田に云常の

又此御名書紀に天津彦と火瓊と杵尊に此彦二字を合せ比古と訓は私事に上の彦と上の彦と屬て別なるものを天津彦國光彦火瓊と杵尊に天津彦根火瓊と杵尊に天饒石國饒石天津彦火瓊と杵尊に天國饒石彦火瓊瓊杵尊に而に又天之杵火と置瀬尊に天杵瀬尊にあるに甚く異なる傳に意を同は杵は穎に瀬と稲の切で

早稲などの例なり。置て祝詞に稲乃こなを奥津御年といひ、奥乃意なり。○書紀に、高皇産霊尊、次に神皇産霊尊、次に高御産巣日尊、次に天御中主尊、次に国常立尊、次に国狭槌尊、次に豊斟渟尊、次に泥土煮尊、次に沙土煮尊、次に大戸之道尊、次に面足尊、次に惶根尊、次に伊弉諾尊、次に伊弉冉尊、次に大戸之辺尊、次に大苫辺尊、次に面垂尊、次に足垂

千とも数の意なり。○秋津師は、万葉三十七に秋津羽之袖とも、五十八丁に秋都葉尓と、室漱流衣、此は尓代と辞を以見て、秋の紅葉を云るなり。十三十六丁に蜻領巾なども、如蜻蛉の羽乃如薄き細精き帛布を云なり。書紀仁徳巻皇后御哥に、夏虫の火虫の衣とも、同意なり。活漢籍にも、衣を虫乃羽に譬へ云ふあり。師然、師と乃約とは、元て同音の重なる言は、一ツ畧き約めて云ふ例なり。書紀に、千姫とあるも、同じく、其由は、和名抄に、釋名云、縠其形縅縅、視之如粟也、唐韻云、縅繒文貌也、此間云之良岐、良岐とあるは縅、他の字書に、縮也とも、あり。然るに之良岐は縮なれば、貌と、世の縮

布、縮緬、などの如くに、なるべき、なれども、さて知べき、年紀志く、年紀も通はせり、云ふ書紀の、夏子、千姫、此の師、同じくて、共に縅を云なり。大鏡に、髪もいと、長く、上代に、布帛の縅、美好物なる、故の御名なり。師は、秋津洲の意、見て、洲を、師、唱へ、云也、秋津洲、あきつ、後、語、例、古、書紀、書、は、萬幡豊秋津姫、も、拷幡千千姫、萬幡姫、火之戸幡姫、千千姫、戸は、豊萬幡姫、矢萬拷幡千幡姫、此は、千幡、ある、千、の、約、なり、映、を、以て、映記の、師、も、思合せ、かの、神功紀の、千縅、も、縅、縮、乃、意、なり、萬幡姫、兒玉依姫、も、ある、皆同意、又一書に、丹駒、姫、も、ある、は、

饒津の意なり。○天火明命、火明を本阿加理と訓ぶは、体能を讀む例なり。第命の番号なるを、能の例に拘らざるべし。名義、第命は穂之丹饒と同じく、火は借字。穂赤熟なり。天智紀に、稲生而穂云、熟又万葉十九に、安可流橋二才と、安可良我之波と、此餘も多かる言なり。此神書紀に、其書に、此記の如くあり。一書に、天照國照彦火明命とあり。本書又一書に、天字なくて、火明命とあり。瓊々杵尊の御子なり。異なる傳なり。瓊々杵尊の御子なるを、乃字なくて、又書紀に、瓊々杵尊の御子なる名義も火明と、是尾張連等始祖也云々、御兄なる方なり。是尾張連等遠祖也。兒天香山、是尾張連等遠祖也。

或人、御兄なる方なり。御子なるを、同名なる異神なり。神代紀に、御子なる方なり。尾張連の祖なる方なる誤なり。紀に云る如く、返て非なり。異神なる非なり。同傳なる方なる出せる異神なる無きなり。異神なる非なる知なり。故其傳に、就て、尾張氏なる祖なる由なれば、何の名方なる記なれば、此記に、然なるなるの見えざるは、漏なるなり。凡て某姓なる記せるなる書紀なる此記に委曲なる例なれば、其尾なるの尾張連なる祖なる云なる必有なるものなり。

張連姓の事は、中巻掖上宮殿傳に、委く云なる書紀なる此天火明命、神武殿に見えたる饒速日命を、一神なる名を天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊云々なる尾張連なる物部連なる祖なる此神の後なるなるいみなき偽説なり。中巻に云なる饒速日命なる別神なる云なる本なる命の後なる物部連は、彼饒速日命の後なる、是も同祖の姓

て非ル然ラヌを世人の識者舊事紀の偽説に惑ひて其偽なる由を
混雜して
喻さず彼饒速日命を神武天皇の御時に大和國に在
て歸順し人なりなどいふは此記にも書紀にも見えざれば
天火明命に非ずまた天孫を舊事紀に饒速日命
も既に薨て神武天皇に奉仕ハ其の宇摩志摩治
命なる事然るに饒速日尊長髓彦妹御炊
屋姫に云ふ其長髓彦を偽て云ふ又此
御時に天火明命と云ふ終に偽を覆ふ
記に書紀に饒速日命に物部連祖に同じ尾
張連の祖に云ふ又姓氏録に同じ神別
なる火明命の子孫なる氏に皆天孫部に收て饒
速日命の子孫なる天神部に入て明白なる分
を偽を構ふ物部連氏の人
の己が始祖を尊て為て饒速日命を天火明命か
漫に取て其證に記る物部連氏の人
柱也云々三柱の字を延佳本に此上文の

注に云々改て別に低て書注に云々然
に改て低て書注に云々此記
を危て阿礼が口に誦ひ記る物なれば注の
如き語も正文に連けて其事の中間に挾み云ふ例
猶他にも多かるなり其例を一二いはば黄泉殿と故
夜坂也是以云々伊賦者云々伊賦
是以云々其注を隔て上文の注に
同計是者草那藝之大刀也故是以云々
語も短けれど上の注に故是以ハ其注を隔て上
兼ねる同格なる此かくもなる多し又後なれば
源氏物語處女卷に小侍從
音もせず御ものの
御ものの云々句を上の小侍從の注
何も上件云々右件云々ある注の格を異

まで低て別に書ることを非ずなり○是以て上の應降也やあの處を承ふて○神詔は美許登淤冨世豆や訓ふ淤冨世は令負の意なり仰課やも言負を特に意をれなり同じくまは詔命を負持淤冨世やと云て宰なる云も詔命を負持て其処の政を行ふ故の名なり心は字を同じく○科字は此の意あるを移やも淤冨世やと訓故に字を加たる書る苦の常なり科を淤冨世と訓は品を分ちそれぞれを云なるなり

さて此の御孫尊を降し奉て賜ふを如何なる故ぞ

答て此御孫尊を降し奉て賜ふを如何なる故ぞ

傳ふ此御子聖德坐故に代て降し

傳ふ此御子聖德坐故に代て降し

はは当らざるを聖德中に非ずや可畏

称奉ふは御父を聖德なり

皆私事○詔命以の以字は讀ばるを元て麻尓

多く隨云て而字を添て書る此記の例なり其

而字乃意の方に添たるを以字も且

云処に用ひて而字

意に似たる故なり○書紀に云に生天津彦

火瓊々杵尊故皇祖高皇産靈尊特鍾憐愛以崇養焉遂

欲立皇孫天津彦火瓊々杵尊以為葦原中國之主や

まします天穗日命の事又天若彦の事又火已貴命の此

國を避奉る事なり皆其次なるあて大祓詞遷却崇

神祝詞出雲国

造神賀詞古語拾遺ナドニ皆此趣ニテ高皇産霊尊以
下諸神等ヲ皇御孫命ニ係リ奉リテ高皇産霊尊以
真床追衾覆皇孫天津彦々火瓊々杵尊使降之ヲ初
一書ニ天若彦ノ事初ヨリ有リ又一書ニ此記ノ次序
同ジ事ハ先後ノ傳乃チ異ナル有リ

爾日子番能邇邇藝命將天降
之時居天之八衢而上光高天
原下光葦原中國之神於是有
故爾天照大御神高木神之命
以詔天宇受賣神汝者雖有手
弱女人與伊牟迦布神自伊至
面勝神故專汝往將問者吾御
子爲天降之道誰如此而居故

問賜之時答白。僕者國神。名猨田毘古神也。所以出居者。聞天神御子天降坐故。仕奉御前而。参向之侍。

大之衢。知麻多々。道股の意。上々道俣神云々。傳六の四十九葉、知麻の例の彌ゝ方ゝ分行岐の義也

此所多多。斯多天降。道の衢なり。和名抄、唐韻曰、衢、巷、里中道也。和名抄、巷、あれ、字街、字抄、巷、當ア、然、然よりの序をお今按、字者、東西南北相分、文道其中要、俗用辻字、本文未詳、所多、漫道響祭祝詞、太衢、方葉三十六、橋之蔭、猨路乃大衢、和名抄、市、海石榴市之八十衢尓、此、餘ハ、衢、八十衢の、衢の八十、多多の、衢、分、衢、云意、書紀、先驗者還白、有一神居天八達之衢其鼻長七咫、背長七尺餘、且口尻明耀、眼如八咫鏡而赤然似赤酸醬也、於是有八在手此の意なり、上

既に居天迹八衢而やあるて又如此云ふ八於是て
ふ言行て聞ゆ古語ふるくしいひ伝へ○天宇受
賣神八石屋戸段に出ぬ○手弱女人ぬ上傳八のく三葉
見ぬ○雖有ハ那礼杼毋訓ぬ阿礼杼毋の○伊
年迦布神ハ書紀に天若日子ぬ久しく還参らぬ時高
御産巣日神の勅に蓋是國神有強禦之者この強禦を
伊年迦布ぬ訓ぬ射向ぬ或人の云ぬ此も其意
ぬ多年加比敵ぬ云ふ人とかくむかひ引
云ふ漢射向居而ぬ云ふ心ぬ同じ○万葉十
此ぬ其意ぬ云ぬ猶然ぬ非
此然ぬ神を廣く云ぬ猨田毘古神を指ぬ非

○與ぬ後世の語ぬ此云ハ古
語の格ぬ與相對而ぬ云意ぬ○面勝ハ人ぬ
相對ぬ愧ぬ面の強くて負ぬ宇受賣ぬ
名ぬ思ぬ合ぬ世義傳の中に葉ぬ委ぬ云
ぬ書紀に即遣從神性向時有十萬神皆不得目勝
相向故特勅天鈿女曰汝是目勝於人者宜往向之
ぬ此神ぬ撰出ぬ所以明ぬ書紀の猨田毘古
神の中尻明耀眼如八鏡ぬ智慧明ぬ
由ぬ云ふ例の私乃容貌ぬ高
容貌ぬ明き
同意ぬ麻ぬ通音ぬ言ぬ相近ぬ

俗言に人に押勝者を麻牟賀知那流と云も此に出たり

○專は毛波良賀訓清

多字米訓誤なり然るを和名抄に專日本紀云專須毛波良賀專一之字讀太字女乎佐女今按專訓毛波良賀專一之義也太字女者毛波良賀之古語也今呼老女為太字女乎佐女の正義なり太字女の正義なり

○仕佐日記に見えたる人一人伊賀の物語に見えたる老女を多字米云なり

反狐を多字米云なり

○轉は阿多波利

○其多字米は專字を用ひ

由ふ詳なり若し嫣字あり老女の意に見えば例の多字米を用ひ

國ふく字義非ず意に用ひ例の偏を省けるなり

○多字米云なり老女の称

○故汝專須東国にあり和名抄に日本紀景行紀に

名抄引き是なり此專字又他の毛波良賀訓清を多く多字米訓を彼老女の称乃專須專一の義の古言心得誤也云

書紀乃謬訓和名抄太字女誤

説なり皆然の心得誤なり

○專字に依て古言を誤る此類常をえ

○故今委曲辨ずるを專を多多米訓に是專一の義なるを然訓

同じく誤れり多多米云なり言は專に

由ば老女の称乃多多米本なり

○毛波良賀全純なり全は同言俗に比良賀云是なり

純は意なり然は純は波良賀如

○故此言は他の為なり

事能は全く取純一獨為なり意又筋の方に知

他義なるべき意

○欽明卷に全字訓字も訓なり皆其意

○鈴世古学者の文章盛なる意又主意

古の意なり俗意なり此は其意なり純一なり汝獨云

意ぞ

○道字美知表に讀なり其に云道字の

云意なり。此表て。咎を除意あり。雅言に此格なり。○問賜ハ。登波世多麻布ヲ訓ハ。令問賜ふなり。登比多麻布ヲ訓ハ。賜の信字受賣命に係り。其間の語を。仰せ處に既に出たり。故此ハ省けり。書紀ハ。其語ハ此に出せり。書紀ハ付天鈿女乃露其胸乳抑裳帶於臍下而笑嘆向立是時衢神問曰天鈿女汝為之何故耶對曰天照大神之子所幸道路有如此居之者誰也敢問之耳。露胸乳云云ハ。事を示す意なり。かゝる事ハ。此ハ。此記に聞ゆれハ。此事ハ。此記に石屋戸段に有り。○國神ハ。天降神に對て坐て詞なり。故云云。此事上に。○猨田毘古神。毘濃國名

義書紀書曰尻明耀云云。亦名天鈿女命。坐伊勢國五十鈴川上。高天原云云。尻明光彩。志理理を略。備中郡名後略例を以思ふに。尻明光彩。志理理を略。備中郡名後略例佐流云云ハ。然ル。佐流云云。又阿を略。常か。忘加流を略。後略例多。又弘良を切。ハ。獸の猨ハ。此神の形を似て故名付。猨ハ。此神の御名を猨に似たる故なり。猨ハ。猨の形乃此神に似たるを以て思ふに。鼻長長一尺餘有り。俗に。尻の長立を背ハ。只尻の長立なり。猨ハ。其義なり。猨ハ。其長ハ。長一尺云ふ。長ハ。長ハ。猨乃如く。這居坐形なり。其背乃長ハ。這居坐形なり。神なり。若尋常の人乃ハ。似ル。立坐。此神御名。十支の申ハ。事を。寄せ。種の漢意を。又。夷。物を。此神。

はしらを云○出居は映天八衢に坐て俗に出迎に是なり

○仕奉御前而は書紀に吾先啓行まうしたまへりと

仕奉は都加幣麻都良牟登志五訓は登五云は古語に非ず

後世に登五云処古語に多し○参向は麻韋牟

志五は云是古の宣命に如此

幣は訓法に向は迎の意なれば言は本

一に記中に参向云多き中に向字なし

輕に用ひ参る意なれば此は書

紀に奉迎相待は依て迎の意なり中巻白檮原宮段に石押分

之子が答白せる詞に全同○待は此に上に大國

主神の云隱而待に白給に待に同意なり書紀に相待

當に書紀云衢神對曰蒙天照大神之勅命當降行故

奉迎相待吾名是猿田彦大神時天鈿女復問曰汝將先

我行乎將抑我先汝行乎對曰吾先啓行天鈿女復問曰

汝何處到耶皇孫何處到耶對曰天神之子則當到筑紫

日向高千穗穗觸之峯吾則應到伊勢之狹長田五十鈴

川上因曰殿顯我者汝也故汝可以送我而致之矣天鈿

女遂詣焉あ凡て此段は書紀委くて此記は麁

延佳本に此に橋成延の考に載る系分天

児屋命以下承上文下文自故尓諸天子授賣命至

給猿女君等也二百六十九字當在于此間恐錯簡也

云々此は考て猶しかるべし訓は

なほ委くは上の故隨命以可天降の次に尓天

児屋命云々は上の故隨命以可天降の文に在て

其次に尓日子番能邇邇芸命將天降之時云々なる

て参向云々は文はあらぬ物かれ書紀の

次序ハ即右の如くなれど此本のまゝ
妨なしとて故尓詔天宇受賣命云給猨女君等
也云ふすべの事ハ御孫命既て筑紫に降著坐て後
の事なればハ必此の事在すべしもの事ハ然ふ此事
と在やきハ五伴緒矣支加而天降也あるべ天宇受
賣命送猨田毘古神而還到ばあるべ前後錯亂
ふをバ如何ぞ又給猨女君等也尓天児屋命
云や續く如此てハ
上文を承ずれをば如何
ぞ
くせをよ
思ひ

二、二マヽノコヤネノミコトフ

爾天児屋命布刀玉命天宇受賣命伊斯許理度賣命玉祖命

メノミコト　イシコリドメノミコト　タマノミコト

并五伴緒矣支加而天降也

アハせテ　イツトモヲキカクテアメクダリナリ

天児屋命ハ玉祖命ハ五神皆石屋戸段に出ル
神なれ共
伴緒ハ官職同事なれ何ぞ
部なるを云其伴緒ハ是なり登母賀良か
ぞ此意文何伴なれ共交親む人を茂云も南
意ハ伴造云其部の長を云此事傳ヒのハ緒い
長の本詔ふ表佐云長兄名の意書紀に魁
帥渠帥を伊佐表訓も勇長なり然ば伴緒
其部屬の長を云称五伴緒の中に石柱ハ女神

[illegible]云又祝辭比礼懸伴緒云[illegible]女[illegible]
[illegible]男[illegible]書[illegible]男[illegible]皆借字[illegible]男女[illegible]
[illegible]由云[illegible]信[illegible]緒云意師説一ツの緒
[illegible]数の玉を貫[illegible]譬[illegible]云[illegible]伴緒書[illegible]正字
[illegible]貫首[illegible]云貫[illegible]意通[illegible]云[illegible]然[illegible]
[illegible]れ[illegible]今少[illegible]精[illegible]其故[illegible]王緒[illegible]表
[illegible]云[illegible]多の玉[illegible]總縛[illegible]故の名文物の長を表
[illegible]も其徒属を統帥[illegible]故の称[illegible]同言[illegible]然[illegible]
[illegible]何方を本[illegible]末[illegible]と定む[illegible]非[illegible]王緒[illegible]例
[illegible]は引[illegible]其[illegible]譬[illegible]云[illegible]云[illegible]非[illegible]
[illegible]又右の師説の意伴緒を[illegible]其部類[illegible]
[illegible]心得[illegible]云[illegible]物[illegible]其長[illegible]意[illegible]

[illegible]非[illegible]是[illegible]又緒[illegible]
[illegible]其故[illegible]次[illegible]云[illegible]
伴緒云[illegible]右屋戸殿[illegible]見[illegible]如[illegible]
各掌[illegible]職[illegible]其職[illegible]部[illegible]帥其長神[illegible]
[illegible]五神を指て五伴緒云[illegible]伴緒[illegible]一神[illegible]
然[illegible]伴緒[illegible]其長[illegible]其部類[illegible]非[illegible]
[illegible]明け[illegible]書紀[illegible]五部神[illegible]書[illegible]五伴緒[illegible]
だ五部の意[illegible]聞[illegible]
[illegible]云[illegible]其意[illegible]非[illegible]五部
の長神[illegible]彼[illegible]五神を挙
[illegible]之八十伴緒氏姓八十伴緒云[illegible]下巻遠飛鳥宮御[illegible]定賜天
[illegible]所有諸の伴緒を總
[illegible]如[illegible]聞[illegible]伴緒[illegible]是[illegible]長[illegible]限[illegible]部属
[illegible]官人[illegible]大[illegible]其[illegible]朝廷[illegible]仕奉
[illegible]部属[illegible]皆長[illegible]此外[illegible]部字[illegible]書
[illegible]廣く其属を云[illegible]如く聞[illegible]皆[illegible]
其長又万葉[illegible]多く物部之八十伴男[illegible]師説[illegible]古
[illegible]八文官武

官を いけ 凡て諸臣を物部と云ふ事あり 又七十四人 靫懸流伴雄廣伎大伴尓十九人 二十人 八十伴男者大王尓麻都呂布物跡定有官尓之在者云 これ 官 ある 人 なり 大殿祭祝詞詞別 皇御孫命朝乃御膳夕乃御膳供奉流 比礼懸伴緒 襷懸伴緒 大祓詞 皇朝廷尓仕奉留 比礼挂伴男 手襷挂伴男 靫負伴男 劍佩伴男 伴男八十伴男乎始 且官 尓仕奉留人等 此文 あり 是 八十伴男乎始 云 を以て伴男は其長なるを思 定 て 次 官 尓云 云 で其下 屬 部の人等 あり 故

久波幣氐 訓 久麻理 久 支 字書 分也 註 凡て物の分 意 用 字 云 本 分 意 出 延壽 殿 職 支離分 赴 註 支離分散也 水分神の註 訓分 云 久麻理 久麻流 分 然 此五伴長神を其職 の長 分配 御孫命の御後 加 臣上祖天児屋命忌部上祖太玉命猿女上祖天鈿女命鏡作上祖石凝姥命玉作上祖玉屋命凡五部神 侍 馬 此配侍字 相照 支 必 久麻理 訓 さ 知 佐志久波幣 訓 佐志 字 由 非 支

又此記ニ相照シテ彼配侍ヲモ人麻理又波幣多麻布ニ訓ジ、サテ此五伴緒神ノ掌ル事ヲ職ト、ミケ神事ニ依テハ、石屋戸殿今支加所降ル事ヲ、専神事ノ料ナリ、書紀ニ乃使太玉命以弱肩被太襁而云々、ト天児屋命主神事之宗源者也、ト天児屋命太玉命宜持天津神籬云々、ナリ、ト所ラを以テ知ル、○天降也、ラレを右の五伴緒神を降シ、ト見テ、悪カラ、ぬが猶御孫命ニ係テ見ル、ラレ、然見ル、ラレを、此御天降、段ハ、凡て次序ニかゝはる、ト、一事ニ、ト、ニ、を、別ニ、ト、並ベ挙ル、ラレ如ク、ナレバ、妨ナシ、書紀ニ三種宝物の事先ニ、ナリテ、其次ニ五部神の、ト、上ニ、ナリ、此段の中乃次序ハ、ト、論ズ、ラレ、ト、ナリ、ト、ト、ト

神者。取持前事爲政。

其ゆへは、石屋戸段の事を指て云なれば、加能ゆへ訓ぜり。又上の五伴緒、神即彼段に遠伎し神さらなれば、直に文を指て其神々らの遠伎しゆへ云意ゆへもはべれば、曾能ゆへ訓ぜり。○遠岐い書紀、石屋戸段に、思兼神者有思慮之智乃思而白曰宜圖造彼神之象而奉招禱也ゆへ

のり招禱られなり。此を私記に、祢支ゆへ訓るはなり。又海神宮段に、風招ゆへ云るゆへあり。風を招き發し方ゆへ

又万葉十七四十六に、鷹の放逸しを歎られるは長哥に、呼久餘思乃曾許尓奈家礼婆ゆへあるも、彼鷹を招き

寄ぜるを由の無るゆへ云なり。又、木丸殿に、霍公鳥を待哥に、月立之日欲里乎伎都ゆへ敲自努此麻低騰伎奈可奴

霍公鳥可毋ゆへ呼伎ゆへ、霍公鳥を招寄る方をして待なり。又後撰集雜三に、わびゆへ遠伎ゆへ、遠伎ゆへ

鷹の字を拾遺集物名哥に、鷹の表伎恵ゆへ

ゆへ構ゆへ云ゆへ、鷹を招寄るを表伎ゆへ

遠岐ゆへは、物を招寄むゆへ

隱坐る天照大御神を招き出し奉り行事を云なり。

俳優ゆへ云称も、和邪は、神の為しゆへ意、遠伎は招ゆ

て、かの石屋戸段に、神懸して、大御神を招奉ゆへ

云て此遠岐の岐を師の濁て讀まるゝは此
記あるは岐字は濁み清みも用ひらるゝ例なるゝ
道卷に委くらるゝおけるが如し然るに万葉に呼
久乎伎など皆清音字を用ひられ依て清音に定
む所謂過去の斯の八尺
斯は過往の事を云なるの辭なる
勾璁鏡は彼石屋戸段に科玉祖命令作て真賢木の上
枝に取着て玉に科伊斯許理度賣命令作て中枝に取
繫て八咫鏡に当時是等物を用ひて大御神を招
禱奉て故に遠岐の璁鏡に云て然るに此勾璁を或
は伊邪那岐命の天照大御神に賜ふ御頸玉に或は須佐之男命
に誓約をせし時の曲玉に或は大巳貴命事
代主命の献て曲玉なるを皆此の遠岐
斯て言を得心得め故の推當の云なるべし
那藝敦はかの須佐之男命の八俣遠呂智を切給ひ

時に其尾中に得給ひし異物なる故に天照大御
神に献て給ひし大刀なる鏡に劔なるの間に及び
云るは上の遠岐斯の言璁鏡なるのみ係て劔に異時
の物なる故に其を隔ても書紀に天照大神乃
賜天津彦火瓊瓊杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劔
三種宝物なる此三種を連挙て次第に鏡劔玉
なる鏡玉劔なる有ば理なる其由は此諸に書
紀ある玉を先に書紀に殊に玉及鏡なるの
及字を置て如何に云に水垣朝御代に至
て此御鏡劔を他處に齋祭て給て天皇の御許

て坐す神代の舊物なれば坐すべき玉のみぞ今大御神の授賜ふものなれば坐故に彼御世にて三種の中に玉を第一とせるは然なれば其御代に後に常に玉を先に申して其次第の考は伊邪那岐命の御頸珠を天照大御神に賜ひし所知高天原を詔ひし彼御頸玉は大御神の天を知食御ことして招禱せし時彼天照大御神の御頸玉に准て作りて天孫降りし國の主に賜ひしなれば其故は右屋戸殿の勾玉に准て作りたるなり

然るを或説に本来玉を鏡と共に殊に説成し師の祝詞に考へ合せて或説に重き物の如く説成し

意あるべく作りたるなれば非ずと古へ珠を賞でて世に欲する物なる故に御幣に献るのみなるべし殊に作りたるなり重事招禱に用ふる故に心を尽くして作りたるなり中に珍しく美麗き玉なれば故に大御神の殊に珍しく賜ひし此御宝物なれば有ればこそ此度御孫命に賜ひたるなれ異なる意あるべし故に此次の文に書紀に非ず此時詔命なる事は見えず若此玉御國知食御鏡の事なるべし此玉の事は見えず若此玉御國知食御鏡の事なるべし此玉の其事は詔ふべき理なれば彼御頸玉に准て是を天孫の國知食御鏡と云ふべし書紀に三種の中に第一に挙げたる大御神の御視代なる御鏡の其鏡に並べ立て賜ひし一種の御宝物なれば然あるべき理なれば御国知食御璽なる右の餘に此三種に説ふ説今此に大御神

の授賜ふ時を以云ひ鏡第一なり次に更なり次
に劔其次に玉なり其故は書紀継躰巻に大伴
金村大連乃跪上天子鏡劔璽符再拜神祇令に凡践祚
之日中臣奏天神之壽詞忌部上神璽之鏡劔義解に此
即以鏡劔
称璽大殿祭祝詞に高天原尓神留坐須皇親神魯企神魯
美之命以氏皇御孫之命乎天津高御座尓坐氏天津璽
乃劔鏡乎捧持賜天言壽宣志久云々此神祇令又祝詞
継躰巻に璽符也即鏡劔を指て云なり
璽玉なり鏡劔の次に玉なるは
のみを云て玉を云ば佛の祝詞考に璽は御身に着坐
故に古は鏡劔二を以て天儀乃時の手觸ふ物なりしなり
来なり此祝詞に璽を專挙げたる理なり

既に大宝の令乃儀式に依て二のみ云
ふ物なる事は上代の文を見て知
なり云也故に人の手觸ふ物なり
璽は得ば聰に御身に着坐
ら常に身に帯坐
璽は践祚の時いまだ本
なり義解に即位を云
如く古は践祚と即位
儀式に践祚即位の別
式に忌部上鏡劔を
然も璽は本
式に聞ゆ始て御位を嗣
践祚の時舊主の御許
新帝の御所に劔璽を渡
儀式に内侍二人劔を
儀あり又其餘の
執て供奉は此を以て
はじめ上代又大宝の定令の璽
新主に宝物を渡
舊主より時璽も必渡
璽は鏡劔
然に鏡劔璽
劔も重く璽も一
璽は軽き故に然
璽を先
璽の水垣朝
璽の定令
かの水垣朝
神代の本
璽の定令
のみ返
古意
後世に劔璽
を云ひ返
鏡を云
鏡は内侍所に坐て動きなく

ぬがゆゑに古語拾遺に即以八咫鏡及草薙劔二種神宝授賜皇孫永為天璽所謂神璽是也　矛玉自從あるを以知るべし　此拾遺の文へ世に玉を第一に思ふが古意なり　劔鏡を比びがたきを慨みて玉を知らせしなり　文なれば自從あるを非ず　矛は鏡劔の如く正しく御璽なれば添て賜ふなり　由なきさま　又大巳貴神の矛は書紀に所謂日矛なり　又大巳貴神の経津主神に授給ひし廣矛なり　何ぞ三種の中に玉を本とせざるが故なるか　然いふの主なり　天皇の大御許に玉のみぞ今に至るまで大御神の授賜ふなり　此物に坐せば傳持給ふ三種の御璽の中に殊に貴き御寶なり　後世に神璽なり申すは誤なり　○亦常世云云亦辞を此に上下に類異なるは別む

云云亦辞を此に上下に類異なるは別む

なるの隔なり　常世の国の天照大御神石屋に隠坐せば世間常夜なり　時に功績を立て神なる故に云なり　此言先に思金神に柱に係まりて見ゆ　又石門別神は柱に係る眞子孫なり　加之手力男神も同殿に出ぬ　○夫石門別神は古語拾遺に同殿に見えたり　其事下に奏べし　此三柱神は其現御身を天降し給ふなれば非ず　現身は高天原に留まりて天照大御神に仕奉給ふ　皆其御霊實に御霊なり云云　御霊の記に御霊を云云　玉を降し給ふなり　故上の五伴緒神も同列なるあげしなり　今此

て三種御宝の次に連絡云々然まげば此三柱神の御霊
なれば何ぞ鏡も添ふ従ふて降りたまふなれ彼八咫鏡は添ふ従ふて降りたまふなれ
其由は下に云ふ但し石門別神一柱は此記にも石
屋戸殿にも見えざれば此御霊を皇孫命の御
門の守衛神なりと給ふ由あるべきなり又彼五
伴緒神は現御身なる故に此次に各其氏之祖と注し
たる此三柱は御霊躰なる故に子孫をば挙げず
其鎮座に處を注せり此等を以て現身と御霊との差
別あるを覚るべし書紀に五部神はあげ給れど
御身は非ざる故なり上にも此三柱神をあげたれども現
ふを現身をいふ御霊なりと云ふ如く凡て神
神は共に同じ坐して現御身をも又伊勢に祭る御
霊をも共に天照大神なれども其神伝ふるは天照大御
如く他神は然なり然申して其御名ふを逢剣ふを
世人の識者此差別を得辨ふ

ざるべし（中）副は皇御孫命に副ふ
ふ賜は授賜ふ崇は尊は異なり（下）詔
者上に天照大御神高木神之命以ておほせて其下
に何ぞ見えざるは是も其二柱の詔ふもいまだ
為我御魂と依ふて唯天照大御神の
詔ふ（○）此之鏡者は許礼能鏡波と訓ふ乃葉三
十四に許礼能水島とあり四十に許礼乃波流田志以て
志を知の草字を誤れるなり此定針
上に云ふが如し此は全く意なり中昔の物語書なる
ふも全く云ふ
云ふ例なり此言軽く見過すべからず（○）為

我御魂ハ出雲國造神賀詞ニ大穴持命乃申給久云
云申天已命和魂乎八咫鏡尓取託天ゆあゝ如く大御
神の御神靈を此御鏡ニ取託て賜いしかば凡て御
靈又用ゆる體の差別有て高天原を照し給ふ廣く御靈
の用ゆる此御鏡ハ其體なり其御靈を專此御鏡ニ
取託て其御躰ハ悉く此御鏡ニ其用も悉く此御鏡ニ
具て坐て然らば其用悉く此御鏡に移て坐て高天原
に坐現御身ハ貽らしうやうに云よりて神御靈
と御靈ハ異なる物なれ共坐ハ悉く此処に
あれども彼処にも減ず彼処に減ず
ども此処にも悉く具て減ずるなり其躰ハ千万処に分るなり
ども何ぞ其の用を欠ることなし
然るに天照大御神の御靈ハ全此御鏡に坐さゞるの
ぞ貴きかの可畏きかの此大御詔に空処なるかの

乎見過ぎ久書紀ニ書紀ニ書て天照大神乎持宝鏡授天忍穂
耳尊而祝之曰吾兒視此宝鏡當猶視吾可與同床共殿
以為齋鏡復勅天児屋命太玉命惟爾二神亦同侍殿内
善為防護ゆあり本書に此事を記さゝるハいかゝそや
を挙ゆゝ此ゆゝを唯其御鏡の御事のみ如此懇ゝ
詔ふるゆゝ此御鏡ハ中ゆゝ貴く坐ゝ著明きかの
を思ふ然ふを本ゝ三種同等なる物に説ゆる或ゝ玉
の趣なれ共本を考ふるものなり吾前ゆゝ大御神の現御身
の大御前ゆゝ前のゝ上傳に二のゝ出る如拜ゆ
ゆ次の拜祭の拜共ゝ伊都久ゆ訓ゝ上ゝ曾形君等

之以伊都久三前大神者也とあるは諸人以拜竈神者也とあるは同くおなじく伊都岐奉干倭之青垣東山上に坐中巻水垣宮段に於御諸山拜祭意富美和之大神前にあるは同言なるを以て知べし○伊都岐奉此言は上に出たる傳六の六十六葉十二の二十六葉三十九葉是すべて皇御孫命に詔ふ御命なるを以て思金神の御霊に仰せまふ事なれども御孫命に詔ふなるべし天照大御神は常に高天原に大坐して下が下なる諸民をも治めの所に贈奉る太御神に坐は御孫命も直に此高天原に坐現御身の御前を以此國に拜祭給

ふ時に別に此御鏡を御霊にして祭給ふて詔ふは如何に云に大御神は高天原に留坐て御孫命は此國に降坐て是に天に國に往来絶る際なく遥に隔て給ふ御別なれば故に今吾御前に侍坐て親近く拜奉て給ひし如く此鏡を祭て給へ此に祭給ふ御事は直に此意を思へ前事は師と御魂の御前乃事なれば皇孫命の御前に仕る事なれば非ず祭祀の行事を云なり非ず譬は朝廷乃政事は如此此大御神の御霊より天下乃萬事は御思の處分ひおきて賜ふ御政を云なり前には上にも云る如く即其神を

指て申次言はゝバ世々此御霊の御政事を云ひが如
し。㊀取持ハ中巻明宮段の詔に大雀命執食國之政以
白賜万葉十七四十三丁に乎須久尓能許等登里毛知底十
仝丁に於保伎見能末伎尓能末ゝ等里毛知底都可
布流久尓能三代実録九九五詔に右大臣藤原朝臣
波内外乃政乎取持天勤仕奉已止夙夜不懈怠ぬ
源氏物語若菜下巻に官ゝの御つかひなど取持
持てせゝ賜ふ御ぜも取
ハ少し意の轉もるものゝ行ふを云ひ。今世他の事を
なる。源氏物語なるか。共に為るを取持ゝ云ふ。是より轉
今世に云方にもか。㊁為政ハ右に別に明宮段の詔

に白賜ふつゝに依て麻表志多麻閑ゝ訓ぎし其言ハ
例ハ彼段傳に二の前に云ひ訓ぎし思ひしなぞ思
ゝバ上に前事をつゝるをもつゝ政ひをバ然訓てハ同
言の重ねるを為政を書ぶ義を以て此
字に招る如此有バ天皇御政を閑白大臣ひぞの取
申賜ふ如くに此思金神ハ天照大御神の御霊の御政
を取行ひ賜ふ神ひぞ故其御鏡に附副て降し賜ふな
ぞ同列に拳ゝ手力男石門別二柱神ハ御霊
實に共に御鏡に附副て降し賜ふ神なるゝ知らと
言ハ義ハ中巻白檮原宮段に委云ぎし。傳十八
石門別神ハ別事云ぎ。其由を上
麻都理碁登ゝ云

此二柱神者拜祭佐久久斯侶伊須受能宮自佐至次登由宇能以音氣神此者坐外宮之度相神者也次天石戸別神亦名謂櫛石窓神亦名謂豐石窓神此神者御門之神也次手力男神者坐佐那縣也

此二柱神は大御神の御魂実の御鏡也思金神乃御霊は古意なり式なれば大神宮座なれば同師説なり思金神も手力男神も云々誤

佐久久斯侶大神宮儀式帳に佐古久志侶也佐古久志留也書紀神功巻に拆鈴五十鈴宮也高津宮段に玉釧書紀継躰

巻に矢自矩矢盧繁釧の着手云鈴を志

節乃崎九二十五丁吾妹児を久志呂に所の手花手の

吾奥手に纏ていかまし又三十一丁玉釧又三十六丁宍串呂

宍串ハ借字なれども見えて此物の事師乃冠辞考さくしろ

なるべの條に詳に説り抑此物後にハ絶かれ

バ今京にだに知りてはその名をだに人知ずなりぬ

や和名抄に釧字をバ拳にて比知万岐と志る

て久斯呂と名を出さず農耕具中に鋤漢語抄云加奈加岐一名久之路也

而るハ若くハ字形の似る故に釧字を訓を誤れ

ばなるべし字ハ附るに文思ふに此鋤字分裂也云注

ハ五十鈴の枕詞乃佐久志呂ハ是なるべ臂ハ

釧にハ非ず思ひしかども猶然ハ非ず

又加乃方葉巻九久志呂乃方葉巻九久志呂乃方葉巻九

と梯の哥巻十顕昭袖中抄此鞆字よりも内典に在指上

名鐶在臂上名釧云ふ物なり見人ハ

書紀に神武云腕

書紀に神武云腕

下巻作字書紀の拆鈴の鈴の釧の誤思

ハ近き世に所り下契沖荷田大人吾師なども

所ら釧ら釧乃真に明かに物なり此佐久

久斯詔ふ今少し詳に其故ハ私記に鈴の

云如拆鈴云如裂鈴裂ハ引云第此事冠辞考に

鈴を一ツ釧ハ鈴を

ナリ。其鈴乃形ヲ考ヘバ、五十鈴ト云ル名ニ合ル心ヤ有ン。故熟思フニ、是ハ古ノ鈴ノ一種ニテ、形樣アリシ物ニテ、今モ驛路ノ鈴ト云ヒ、尋常ノ鈴ノ形ニ甚異ナル古物ノ遺リヲ見テ、其一種ニテ、他ノ鈴ハ異ナリシ事ヲ知ル。釧ノ鈴モ一種アリテ、他ノ鈴ハ異ナリシ事ヲ知ル。釧ハ、其ノ小キ鈴ヲ多ク緒ニ貫テ臂ニ纏ヒ、又玉ヲ貫テ、異國ノ釧ヲ云ヒ、其ノ遠ク異形ナル事ヲ云ヒ、又玉ヲ貫テ、釧ヲ云ヒ、又玉ヲ貫テ、其鈴ヲ除テ別ニ躰ヲ無キ物ヲ云ヒテ、書紀履中卷ニ、此ヲ云ヒ、又手鈴ヲ云ヒ、鈴ノ外ニ躰アリシ、鈴ヲハ云ヒ、然ルニ釧ノ鈴十種有リ、釧即鈴ニシテ、故ニ、裂釧ヲ云ヒ、又鈴ヲ以テ、然手ニ鳴ル音ヲ取リテ、鳴ハ、觀方ノ業ニ、手玉鳴

次ニ、形ハ、故釧ノ如ク、袖ニ隱シ、臂ニ纏ヒ、又下卷遠飛鳥宮段ニ、足結ノ小鈴ヲモ、足ニ著シ、五十鈴卷ニ、故ハ、繁釧ヲモ、ト云ル如ク、此ノ鈴ハ、繁ク貫ル事ニ、五十ノ數ノ鈴ヲ、其意ニ、五十ノ鈴ハ、非ス、文勢ニ、書紀孝治紀ニ、續ク、文伊ヲ轉ル、後ノ事ニ、

○伊須受能宮ハ、伊勢太御神宮ニ、書紀神功卷ニ、五十鈴川五十鈴原ニ、五十鈴ヲ書ル、此ノ地名ニ、云ヒ名ケシ由ハ、詳ナ、倭姫命世記ニ、狹田彦神、齋宇治ノ公祖、大田命參相ス、云ヒ、倭姫命尚絡ク有、部宮處哉答白ク、佐古久志呂宇遲之五十鈴之河ノ者、是大日本國之中ノ仁、殊勝靈地、倭奈利、其中翁世八萬歲之間、仕奉、祝知、留有

靈物照輝如日月奈利惟小緣之物不在忘定主出現御
坐尓時可献止念比弘彼處尓礼祭中勢利即彼處仁住
到給天御覧今礼波往昔太神誓願比天豊葦原瑞穂國
之内仁伊勢加佐波夜之國波有翁宮處利此見定給比
從天上志天投降給比志天之逆大刀逆鉾金鈴等是也
甚喜於懐比天言上給比支也云爾中尓疑ハ
き也ゝ有て
金ハ信られ文
皆ゝ如ゝ御代ゝゝゝ皇御孫命乃国大殿内尓拝祭賜ひ
来ゝ水垣宮御宇天皇御世少ゝ尓ゝ別處ゝハ祭給
ゝ其ハ書紀彼御巻崇神六年先是天照大神
倭大國魂二神並祭於天皇大殿之内然畏其神勢共住
不安故以天照大神託豊鍬入姫命祭於倭笠縫邑仍立
磯堅城神籬云ゝ伊勢仁遷幸垂仁御

巻第二十五年三月丁亥朔丙申離天照大神於豊耜入
姫命託于倭姫命爰倭姫命求鎮坐大神之處而詣菟田
筱幡更還之入近江國東廻美濃至伊勢國時天照大神
誨倭姫命曰是神風伊勢國則常世之浪重浪帰國也傍
國可怜國也欲居是國故随大神教其祠立於伊勢國因
興齋宮于五十鈴川上是謂磯宮則天照大神始自天降
之處也典文ゝ誤ゝ
五十鈴川上也行齋宮即大御神宮ゝ
語拾遺倭姫命世記ゝ
の坐宮ゝ如ゝ記ゝ
宮也申ゝ故ゝ其ゝ
ゝハ其主の坐宮也云意此ゝ大御神を齋奉宮也
意異ゝ柳此ゝ大御神

宮を云ふ。委曲かは記したまふ所なり。其をバ只
祠、立於伊勢國とのみ。太かたは云て、齋王の坐宮をば
也。然るに其は五十鈴川上なる所にて、方業なる人麻呂は長哥に、渡會乃齋宮ゆ出る時、大御神乃
宮ゆ云々と詠たれば、且倭姫命の宮を計て、大御神の祠
ゆ云々とも云ふ。然るに、皇國の社字を用ひ、又
神の夜忠部の宮ゆ云々。其中に此は大御神を申す例なり。又
宮ゆ云々。祠ゆ云々。字義は祭る處なり。其
宮ゆ申すに、給ふ字、雄畧卷に、雅足姫皇女、侍伊勢大神祠ゆ拜
祭給ふ意なり。帶ふ字、書紀に、其故ミヤゆ
訓ふ。然るに、此ゆ訓ふ。定ゆ訓ふ。五十鈴川上ゆ、其宮祠
ゆ訓ふ。此ゆ訓ふ。伊勢國ゆ定ゆ訓ふ。
ゆ云ふ。
十鈴宮ゆ、次ゆ磯宮ゆ、中ゆ
所ゆ。故、思ふに、是謂磯宮ゆ。此外ゆ五十鈴宮ゆ鎮坐
前ゆ。磯宮ゆ坐ゆ。儀式帳ゆ、其ハ神名帳ゆ度會郡磯
神社、和名抄ゆ同郡ゆ。伊蘇郷ゆ磯宮ゆ。但今ゆ磯村ゆ其磯宮ゆ
此地ゆ。

度會郡ゆ云ふ。其ゆ非ゆ。郡ゆ嶋ゆ。郡ゆ氣ゆ。郡ゆ相可郷ゆ。其ゆ伊蘇ゆ。郡ゆ伊
須受ゆ云ふ。名の似ゆ故ゆ混ふ。傳ゆ。
ゆ。然て磯宮ゆ云ふ。謂五十鈴宮ゆ。
ゆ有ふ。
ゆ。心得ゆ。
ゆ。古傳ゆ趣ゆ。
隨ゆ。說ゆ。
ゆ。先ゆ。猿田彦神乃答ゆ。吾先啓行云々。天神之子則
當到筑紫日向吾則應到伊勢ゆ。中賜ふ。
孫命の旦向國ゆ降坐ゆ。その啓行ゆ。神乃伊勢ゆ。
ゆ降給ふ。深き所以ゆ。豐受宮儀式帳ゆ。天照坐
皇大神度會乃伊須ゆ河上ゆ。太宮ゆ奉ふ。時ゆ長谷
天皇御夢ゆ。詔覺賜ふ。吾高天原坐ゆ見志奉ふ。賜ふ。
志都真利坐奴云々。ゆ。
遂ゆ此地ゆ鎮坐ゆ。
て豫ゆ。
の啓行ゆ。此ゆ。
在ゆ。天上ゆ預結ゆ。
幽契ゆ。神先ゆ降ゆ。
深ゆ有ゆ。
ゆ見ゆ。

本より此由縁あり故に此御霊鏡を終に鎮坐ぎ
奇霊先導送奉り年を経て御孫命に附副して此御鏡を戴齎奉り御従神八彼
啓行神の導きに随ひ而おの〳〵おの〳〵鬼此伊勢國に降
者し初め始自天降りし時の事なり若然らば
八日向に降賜ふ御孫命の啓行神乃伊勢に降賜は無
何の由なく徒に此御鏡
八先伊勢に降着賜ひし日向に着賜ふ御孫命の
御許に送奉り置て猿田彦神八御眼を賜ひて又伊
勢に帰り賜ひしなり此間の事わが下に委云ばし神
此御鏡を送奉ばなり皇御孫命に大御許を離ち奉て
給ふ時に伊勢に分き下降着賜
ふ疑ふ人有ば天上より
遥に降賜ふ例なれば日向や伊勢や故なきやの可知も同
じく葦原中國乃内なり
なるべし後に又伊勢に遷奉賜ふ例なれども初の大
御神乃詔旨に違はを賜ひ故なり
同皇國の内なるが故なり
御杖貢奉於天照大神是以倭姫命以天照大神鎮坐於

磯城厳檀之本而商之然後随神誨取其年冬十月甲
子遷于伊勢國渡遇宮柱
ふて其年十月朔甲子十七日に當
作し九月戊申朔に
今に至る勢に九月廿七日
此考に當れる如く皇大神宮神嘗祭に云
五年三月丁亥朔廿六年に信
ぬ六年九月朔戊申に
暦法を以て上代に推て支干に配るに
推て無如
雲を握
説又其年八月戊寅朔
ども定難き
き其年九月十七日甲子に
ども本より其故を以て神嘗祭十七日に定まれる
の非
其ほ委事
彼宮乃延暦の儀

式帳。凡て此大宮ものゝ事ども委く此書に見えたり。又倭姫命世記なども見えたれども。儀式帳ハ真の古書なれども。世記ハ後世の人の偽説多くして。其中にも真と偽とを編き書にて。偽説ども多く。其ハ今世に傳りなる彼宮ハ古書の。儀式帳の外にも有りを取て。偽を多く作りまぜたれば。撰びて取ばなり。又書紀に石屋戸段一書に日神方開磐戸而出焉是時以鏡入其石窟云。此即伊勢紫秘之大神也。と神功巻に大御神の御誨言に。神風伊勢國之百傳渡逢縣之拆鈴五十鈴宮所居神云々。なども。ひて神名帳に伊勢國度會郡大神宮三座。相殿坐神二座。並大預月次新嘗等祭。宮ゝ。相殿坐二柱。儀式帳に同殿坐神二柱。坐左方。称天手力男神。霊御形弓坐。坐右方。称萬幡豊秋津姫命也。是皇孫之母。霊御形劔坐。一説に。天児屋命太玉命なりと云。非なり。此記に相照して思ふに。左方に坐を天手力男神。ハ思金神を誤て傳。物なる説し。然なる思金神の霊。相殿に坐。伝に倭姫の書にも見えたれども。神語記神皇実録なども云。物に見ハ。後に。又此宮の傳。神拝の次第。先大御神を拝。奉て。次に相殿を拝奉る。次に相殿に坐。神五柱を拝奉る。柱ハ手力男命方。幡豊秋津姫命思兼神天児屋根命太玉命。これなり。此内。児屋根命太玉命。二柱を豊受大神外宮に鎮坐て。彼宮乃相殿に坐。然ども此内に思兼神。なかりて拝奉事ハ。此記書紀なども思ひ後に定めたる事なり。なほ本に此神に坐を傳ふ。必儀式帳に載たる式。なれば相殿二座を。二座乃内一座を。此神の御名に挙まれ。但式ハ其神の御名に挙まれ。さて此記ハ手力男神ハ坐佐那縣に記。其神

相殿に坐すなるは、法備て此記を合はせ、故文て、故
ら故人考るに、若くは此記、此に柱神者坐いふ上に、文
乃脱たる歟、はた錯たるか、とい[illegible]
よ、脱たるも錯たるも非ず、此記乃趣は、決く思
金神なりと、さて此記を伊勢の書紀の中に、一方は思金
を手力男命の間まぐひて、誤れるなるべし、何
を正しく定めむ、今定めは非ず、始く伊勢
乃傳の方を、なきて云はば、かの取持前事為政とのる
は、手力男神の事にて、坐佐那縣とのるべき物、やせ、然るべし、
初石屋戸殿よりも、思金神の功殊に高く、又取持前事
為政とのの詔命も、必此神乃任ましこそ有ばれ、手力
男神よりは、似ずかりけ、然るに、然るバ相
殿に、必思金神、てそ坐ばと、其なおきて、手力男神
の坐む位とは、いかゞ好ぞ、且書紀一書に、秋津姫命を、
思兼神の妹とのたまへば、思兼神は、皇孫命は御大舅に坐
て、秋津姫命を御兄妹左右に並バ、此相殿に坐む
も、又由なしとぞおぼゆる、然るバかくに、此記乃
趣も疑ふばかりこそおぼゆれ、こゝを、伊勢は傳の方は、必然るば
はこゝに、こゝを、彼を誤て定めし故、此

神同時に同き方に御鏡を副て降坐故に、如此
なるものなり、又師の祝詞考の説も、此相殿
のことなり、はた誤なり、五十鈴宮に坐神は、かく三柱なるを、此
二柱神者とのたまへるは、如何、此は天照大御神を
思金神とて、二御霊の鎮坐處を注せる詞なりて、五十鈴
宮は神を注すに非ず、そは如此
大宮は、天照大御神の御霊を齋奉る大宮に坐せば、
皇國人も更なり、いはゆる、狛唐天竺其餘、天地乃裏に
うまれる國と、其王を始め、國民まで、まして遥か
に、拜み奉て、恨なき大御徳を、謝み奉る法なき理なる
に、今小至深まで、外國とは人等は、なほ[illegible]

知ぬ不知に過往なるなれ。いせの宮は、神代の事なれば、記紀ぞ所なるかを、世に此大宮を宗廟と申しは、所なるきさまを宗廟と云ハ、我國にて、其王ぐ祖を祠る屋の名なり。我王其祖をば天に配して、ひたすらに尊き物なれば、実ハみな人なれども、然るにうきまりと、いせの宮も畏き大御神の宮なれども、外國なる人を祠る屋に同列に申さむ御ハいかゞ。かきまりなり。

○登由宇氣神。由字ハ用を写誤れるなるやうなれ。御名ハ、古書ども共に豊宇氣と書たれども、由ハ用の字なれば、故由を姑ヨと讀ぶきなり。さるを、登由氣と云る例も見え、故由を姑ヨと讀ぶきなり。師説に、登用宇氣の用字を約めて、登由氣と申、次ぎ古言なり。此の宇字、例乃偏なるを、一行の如く云ふ。又本言はこれ、古言は約めて云ふ。例乃偏なるを、一行の如く云ふ。又本言はこれ、古言は約めて、此御名も、上に豊宇氣と書たれども、此ハいとけなきを訓ぶきさまを訓ぶ。後世に是を、トヨウケヤと訓ぶ。其古言ハ、トヨケヤと訓ぶ。此神ハ、上に豊宇氣毘賣神と、此神の御事ハ、傳五の六に、其所なるを、其所なるを、此段を、五伴緒神も、又思金神等三柱も、皆生ませる事ぞ。

挙て、此二柱神、皆生ませる下は、各其神ぞの注所なり。然るに、此豊宇氣神のみは、上は御名ぞ挙て、ゆゑなき事なり。此ハ、いとけなきを、いとけなきハ、こゝは天照大神の御鎮座をも併せ記せるなれば、疑ふべきこゝなれども、豊受大神乃御鎮座をも、心得べし。天照大御神の鎮坐處を記せるに、其御鏡の御事に上に云るごとく、其御鏡ハ某此に坐せば、其五十鈴宮は、因て、外宮の御事をも記せば、坐外宮之度相神者、登由氣神也、と、ことゝ、ことゝ、ことゝ

神乃御名は有りて後に脱ちたるにやあらむ。此大神の甚尊く坐を以て思ふに、其御名は挙げて挙げ次第に思金神の上に注かるべきなれども、但此二柱神者は先思金神の事を注て、次に此の神の御事を注きたるは、いとよく依らばなるべし。云ふまでもなく二柱神者は八大御神と同じく五十鈴宮に坐故に先に出たるは、如何なれ此かくは云ふなれば、此大神も此時に共に天降り奉り賜ふなり。

思金神等二柱と同例に此に記されば、此大神も現御身の降り坐ふ御霊賢き降り奉り賜ふなり。此御霊躰も御鏡に書坐よりに神宮に見奉るは此豊宇氣大神は高天原に坐て天照大御神の常に拝祭賜ふ御食津神に坐故に已命乃御霊鏡に属添て此御霊をも降り奉り賜ふ故

に神樂の採物幣は哥に美天久良波和加仁波阿良須阿波女佐末須と与遠加比女乃美天久良波美也乃美天久良波美也乃美と云て此与遠加比女乃美也乃美と云て止与遠加比女乃美也乃美と云て此豊宇氣毘賣を誤て其宮に高天原に坐て天照大御神乃此神の首に坐る右の採物哥より此幣帛は篠鏡を挿て此の物を持て此神の事を歌ふなり。如此幣帛は篠鏡を挿て此の物を持て此神の宮を祭る云ふなり。天照大御神乃祭給ふ神事時に必此神のやむ事なり。故に此神は御食を掌る職部なり。御食を掌る職部なる故に此神は知ぬ所なり。然るに皇御孫命の天降り坐時の供奉る臣列なり。現御身を御霊実を云ふ者の差別を考へて外宮を貶さ事なり。又事の縁乃尊かるべき故に此の漫言なり。又豊宇氣毘賣神始成出賜ふ由を説て天照大御神の示給ふ

八柱の神を、外宮に書せるは、國常立尊なりとせる論、今さら論ずるに及ばず、又此神を、外宮に書せるは、強説なり、今云ふ所は、必足らず、又永德神なりとせるは、皆漢意なり、凡て火德水德などいふことは、皆漢人の妄言なる物なれば、其八柱御饌の事に、水の由あらむ、

とおもへども、さて書紀の此段、此神を降し奉賜ふ神なりとせる、

見返り流れ現御身なり、故なり、彼紀

よは、現身なり、五部神、三種宝物、御霊実なり、の、故なり、彼紀

矣なり、ばば、恩金、神なり、を、凡て、挙て、御霊、

を、外宮、尊き、神、非ざるが、故、日本紀、と、載、

ふ、例、乃ち、なり、又書紀、いはゆる、神籬

磐境を、此神、祭る、ゆゑ、なり、云、

次、の、神籬磐境、後、神祇官、西院、八柱、神

祭賜、濫觴、或人の云、宜、其八、古語拾

遺、神武天皇、殿、奚仰、従、皇天二祖、之、詔、建、樹、神籬、所謂、

高皇産霊、神皇産霊、魂留産霊、生産霊、足産霊、大宮賣、神、

事代主、神、御膳、神、

御巫、所、奉、齋、也、云、

や、

従、

皇天二祖之詔、正、

て、右の、八、神、名、帳、

座、と、

を、守、護、給、ふ、ごと、求、応、祭、給、ふ、

吾孫、奉、齋、

も、御、膳、神、

で、そ、の、御、霊、躰、八、別、

因、て、の、神、籬、の、事、

樹、を、

て、楽、室、

三、よ、吾、屋、戸、

虹、の、神、名、火、

乃、河、美、

訓、

を、

師、

て、書、紀、

主、神、事、代、主、

云、代、御、手、祭、此、神、云、

の、神、代、巻、

詔、を、云、

神、祇、官、西、院、坐、御、巫、祭、神、八、

云、る、如、天、皇、大、御、身、

の、神、代、の、記、ふ、為、

此、八、神、中、に、

祭、る、や、二、神、

云、

此、母、呂、岐、や、云、物、八、栄、

祭、る、と、

云、名、

切、て、比、

万、葉、

立、る、を、云、又十、

ふ、尓、波、奈、加、能、阿、須、波、

紀、や、

同、下、磐、境、八、伊、波、

磯、堅、城、

城、神、籬、や、

を、築、周、

石、を、

祭、原、場、

誤、り、

云、

構、

大、物、主、事、代、主、二、神、

係、て、云、係、

故、八、是、時、帰、順、之、首、渠、者、大、物、

其、故、

で、即、以、紀、伊、國、忌、部、遠、祖、云、

太、占、之、卜、事、而、奉、仕、焉、や、云、ま

で續きて文りて皆彼二神乃御靈を祭る次云已然
るに此祭典は殊に重しとを以て大物主父子を祭るに
は非ずして疑多人多々也扨も此二神は他神に異なる
由なれども猶疑ふ説多し疑ふ説多しにあらずして高皇産
靈尊因勅曰を以て因字上を義れば神籬磐境に同
く彼二神乃御靈を祭る料に詔を以て明らけし然
しかば神祇官は神を祭る始めに云る如く違ひなく似れども
彼は神の中に事代主神坐は違ひる説なり抑此
神籬磐境に大物主事代主二神のみを祭る料
なりしかば餘神をも祭れども彼殿は大物主事代主
の本末なりしに記は處なるに故に此二神に係て
云る所なり然るに紀伊國忌部遠祖をして以太占
卜事而奉仕焉を云ふまでは事代主のみ乃
式なれば非ず此二神此式を以て祭る列に預り賜ふ
ことなれば神名帳に某神社大月次新嘗なれども
月次新嘗は其社に限らざれども其社に係てこれが
如しかるに如何に見るべきや彼殿は
きこと也しかるに又既に當主汝祭祀者天穂日命是也
係を又此に諸部乃神をして祭らしむるはいう
ふ疑多人あれども穂日命は主に給ふ祭は出雲杵築

社の事なり此は別に皇朝に祭給ふ事なれば何乃
妨なしなれども猶なれば神祇官に祭る
中には本物主神を坐せ事代主神の
云に書紀の傳は父子共に
也此記は事代主神を御尾前仕奉
見れば神祇官に
加の御神皇孫命は太御身を守護
其方は父子共中に事代主神
故本物主神は三輪に
なり高皇産靈尊の勅に
神祇官は神の中に其神
は坐は
みなり已命は幸魂奇魂
為已命の御靈を祭
又神を定る
後に加る祭
る齋庭の穂の事
新嘗の料の稲
上代の新嘗は神に献
賜ふ中に
饗

○古事記傳十五　○四十二

是、故、さらに、意、なほ、云て、祭、やはいは、即、書紀に、吾高天原所御、やの、字、知、康治元年、天都宮中臣壽詞に、天都、自嗣乃天都御膳、遠平介久安介久、申、庭仁所知食、と、以て、天皇乃所聞食、稲穂、を、思定、給、そを、齋庭、や、云ハ、新嘗ハ、元て、重く、慎み、こと、も、又上よ、なるが如し、さて、大嘗の時、兩國乃齋郡乃齋院に、祭る、後神の中に、大御食神あり、天照大御神の、高天原に、所聞食、新嘗、は、齋庭、に、給ふ、事は、本、より、はと、ず、も、此、勅、に、所、聞、食、は、其、祭乃事を、詔、に、ど、非、ず、其、神の、事に、詔、ば、は、非、ず、是、も、豊宇氣、神、を、祭、賜ふ、ぞ、い、ふ、ば、ふ、ば、ふ、ば

奴然吾一所耳坐波甚苦加以大御饌毛安不聞食坐故
尓丹波國比沼乃真奈井尓坐我御饌都神等由氣大神
乎我許欲止誨覚奉支尓時天皇驚悟賜氏即從丹波國
吟行幸氏度會乃山田原乃下石根尓宮柱太知立高天
原尓比疑高知氏宮定齋仕奉始支是以御饌殿造奉旦
天照坐皇大神乃朝乃大御饌夕乃大御饌乎日別供奉
也見也　是は我御饌都神也　太御神乃朝夕の御饌を仕奉る也
以て大御神乃御食の神を坐せ也を知る　又其御靈
鏡を屬添て降し奉賜ひし神也を知る　比沼
乃真奈井は神名式に丹波郡に比沼麻奈為神
社とあり　此其地なる歟　古は丹後にあて丹波なり
さて其同郡に大宮賣神社二座名神大社式に載る
此神も神祇官に祭る八神の内にて同國同郡に鎮坐

又丹波国多紀郡御名神社三座並名神大社
此段に出て神祇官に同じく祭る神に其て同國に鎮坐
て共に名神大社なる　思ふに豊宇氣神も本此
神なるべし　共に彼神籬に祭る列なるべし　後に所以あ
て三神共に丹波國に遷て祭る也　神祇官に又別
に各其御靈実を図象て祭賜ふ也　若然
ば神祇官に坐御食津神は即此豊宇氣神の御靈
を図象る御躰なる歟　詳に知ず　又書紀神代に天孫降
臨の時共に副護齋鏡を面子鈴十合也　注曰鏡者天
照大神之御靈名懸神也　鏡者天照大神之前御靈
名國懸大神今紀伊國名草宮崇敬解祭大神也　鏡及
子鈴者天皇御食夜護日護齋奉大神今
丹後国与謝郡穴師社宮所坐解祭大神也　此御食津神ハ
此記に合せて思ふに正しく此豊宇氣神の御靈躰也
聞えたり　穴師社は坐ばいかゞ云ふべきか　故思ふに
彼社の鏡也子鈴也二座なる歟　さに座なるべし　彼社也子鈴の方
に鏡は別に伊勢外宮に坐より也　穴師社に混ひ傳へ
方ハ漏て一つは穴師社に坐て

右は御夢の御誨言なれば心得て豊宇氣神は膳夫神なるが故なり非天大御神乃祭賜ふ御饌神小坐が故小其齋祀て其御許まして調るよ

神形のことを曰説あり中古いみやしろ非ずと彼御誨は高天原に小て御親く祭ることの神乃御霊の他國小離て坐に故よ詔事なるとて膳夫神なるが小ハいケでの等由氣太神をへ詔ハ外太神をかるに心を移ぐ法なり

こゝに小て外宮小遷し奉て天照大御神の御饌を旧別小仕奉るも膳夫神なるが故なり

御饌神小坐が故小其齋祀て其御許まして調るよ

礼又齋王の参詣給ふ形ぶて朝廷より行ふ御祭始大御神乃御誨よ依も法よ外宮は書に見ゑ法こゝ信小さ有法きこゝ形り凡て何の御定ゑも皆外宮は太神宮ゑハ減ぜ法ろ小此御定米の先形ろゝ必ずゝ所以あるべきなる法し然る此御祭礼の先後ハ各鎮坐ある日を取るゝ云ハ強説なり記せ法支干ゑ依て上代乃事を云が如ぶ法ぶ法ゑ

上よ云ふ法ぶ如しも或人問ふ尊き答天小ハ地小天照大御天照大御神よりも尊き事ハ

神よ尊ぶ神坐あて形ゝ然ゑ形ゝ其大御神も又祭

地祇を祭ゑ賜ふ尊ぶ神なるゝ尊ぶ神なるゝ尊ぶ

神なるゝ尊ぶ

神なるゝ尊ぶ

照大御神乃外宮ハ豊受大神を鎮祭社なり。万葉
六十二ノ巻ニハ紀伊國時の名番に和期大王之常宮等仕奉
在日鹿鹿毛太兵四月月日攝友久経流三諸之山礪津
宮地感本歌曰敬思都跡津宮地とあるを常宮の意なる
ハ。借字にて。二本共に大宮東常宮とあるを續紀ハ東院
みな外宮なり。常宮と書ハ非なり。外宮の意
明らかなり。こゝに彼天皇の外宮の例なるを外宮ハ
なるこゝ内ハ對ハ意乃名にもあれども内宮外宮
對云ハ後の御宮ハ古に五十鈴宮を内宮
申次に宮ハ無りしを。古書ハ内宮云るこゝ
並挙ハ処ハ。五十鈴宮を。大神宮のみ云て天
皇の御祭外宮をバ外宮を常ハ大宮を内宮

実録五印本に内宮ハ天ハ。古本ハ同宮なり。其
処の文意を考るに同宮なる決て内宮ハ
誤なる。宮ハ豊受宮を外宮ハ云こゝ古書ハ此
ハ。ハ字ハ写
ぞのみなり。其ハ本ハ大神宮の外宮なるを。豊宇氣
大神の鎮坐ハ。ハ。其ハ神の宮なり故なり。此
記ハ本ハ。ハ。其ハ名を挙ハ。此ハ。神其宮に坐ハ云なり。
然るハ師の考ハ。内宮ハ。葵御神乃和御魂を齋奉ハ
外宮ハ。荒御魂を齋奉豊受神ハ。其相殿ハ坐神なる
ハ。云ハ。倭ハ。ハ。ハ。

大和国城上郡狭井坐大神荒魂神社なども大三輪や
並多ばかりに大社なれば非ず小社の列なり然きば必
荒和魂荒魂同等なるべき理なれども齋ふかをりて又神功紀
に別出る津國の活田社も天照大神の和御魂なるべし
云れども必得ず廣由社も天照大神の荒御魂に坐
ずと見えられども活田の和御魂は坐ずと見也
活田社を推日女尊や見也なる推日女尊とは何ぞ
日女尊を推て天照大神の和御魂やいうべき定事
なれども別に論あり又大三輪の大
穴持命乃和御魂に坐やは云ずは物に見え
ずと云ば荒御魂やは此なる
ずと杵築大社は大穴持命は御魂なり荒
御魂なれば非ず凡て師乃説は皆のみなり
に神に如くなるを皆推て和魂荒魂や
定也又一方荒魂なるべし今一方を必和魂やなれば
皆然なるべし
中巻神功段傳に委曲に辨ずべし然るに伊勢の
神名秘書や云書に村上天皇御宇祭主公節之時皇大

神者奥座之故号内宮度會宮者外座之故申外宮始出
自此時也云但此説まこと然るべし今は依きば内宮外宮
申此時不定此御時始まりて延喜式まで此称
見えず大神宮外宮西宮記に内宮外宮や
紀寛弘四年に延て始て二宮
并議宋皇長保元年に延て日
云る伊勢外宮は百錬鈔後
其説乃古乃意いよいよかなるべし
倶大神宮や二宮を合て申意なる伊勢の外宮
謂なれども村上天皇の御世より内宮
外宮や申ばなり外宮や云称の古より有しに就て
新に内宮や云称を始て相對て云ばと然きば外
宮や云称も此時なりて正しく内の相對なる
に成の意なれば外宮に對へ言のみなるべし奥に
外宮や云称より古き如く心得地名の字治

之ハ小云る説なれども非なり内宮字治なる知の
音清濁異に成て通ハず橋倭姫命世記に混ふべきふ非
○度相ハ和名抄伊勢國郡名ハ度會和多良比なりる
是ハ五十鈴宮の御事なり書紀垂仁卷に渡遇宮
といひ神功卷ハ百傳度逢縣之といひ度相ハ上
代より廣き名を通じ古ハ万葉人麻呂の長哥に渡
十鈴宮を詠まるるは此ハ五十鈴宮にむかひて外
と二宮を兼ねる也思ふに其初ハ外宮ばかり
宮を加へ云る説ハ後ぞ也外宮ハ故二宮を並言ふ
宮乃地名にて内宮ハ名ハ也故に名度會宮とは云
大同三年の勅に伊勢大神并度會二宮云々と類聚國史
見延喜式に常會二宮云々と名意也

倭姫命世記の奥に風土記曰決所以号度會郡者畝傍
檀原宮御宇神倭磐余彦天皇詔天日別命覓國之時云
大國玉神遣使奉迎天日別命因令造其橋不堪造畢
于時到令以梓弓為橋而度焉爰大國玉神資弥豆佐
良比賣命參來迎相土橋鄉岡本村云々度會焉因以為
名地也○此大國玉神ハ伊勢の國玉神なり
で神名式に度會郡に大國玉比賣神社あり
る是ハ然るを神宮に書紀に大己貴命なりと
ふを名を因て混ふ誤なり凡て國玉神云ハ國
國ふを當國を尊みて大國玉と申なり
土橋鄉ハ和名抄に度會郡継橋鄉なり是なり岡本村
ハ今山田の坊と呼處なり以て見るべし本ハ外宮の
名なり地名なり此乃文度相之外

宮をかくるなれば也。又内宮を外宮と云ふ事は聞えぬなり。次第也。外宮は坐度相神也。訓は度相の二宮の称なれど度相神と中に云へば度相は二宮の外宮は度相也と云ふ也。渡遇宮と云る渡遇宮は五十鈴宮を外宮と思ふ事也。然るに非也。甚雅なる古語乃ち成りけり。故に如此。此記は文に成りたる也。凡て此記は文に成りたるさるの語乃ち外宮大名なれ。其中に度相神は去意よりは非也。宮八太御神の外宮に地度相なる。其二を並て連言て間に之を辞を置法なり。龍田風神祭祝詞に吾宮者朝日乃日向處乃隱處乃龍田能竜野小野云々。此の朝隱處乃龍田竜野小野の動乃同じ。各立野乃同じ心なる也。

又諸祝詞に金東穂能伊加志穂安幣綿乃足幣帛泉幣云類。好万兼計大三日間出之異山戸出立之妙山叙山之類。此の之の多。此の云る同格なり。師説に坐外宮云々度相豊受氣奉神殿に相殿に坐故に聞得解乃少。度相てふこと意なれば。神名帳に伊勢國度會郡度會宮四座相殿神三座並大月次新嘗儀式帳に常由氣太神宮称度會宮在度會郡沼木郷山田原村。倭姫命世記に豊受大神宮座相殿神亭座大津座火穂杵尊形鏡坐前二座矢児屋命太玉命形鏡坐王大左方坐前二座右方坐相殿神二座並大坐ありと。此世記に大一座云る也。餘二座は大ふ大ふ奉る賜ふる故に分て大也。又本並大なる前や後に其中に次に尊早き差ひ云ふ也。前の事は上に委云ふ。天児屋命の形を。

笏坐ミ云ふ笏ハ外國の物なれバ非是ぞ其形樣の笏の如くに見ゆる物なる故に笏ハ記しるすみやつこ手

○天石戸別神 古語拾遺石屋戸段に令天手力雄神引啓其扉遷坐新殿則天児屋命太玉命以豆御綱迴懸其殿令大宮賣神侍於御前令豊磐間戸命櫛磐間戸命三神守衛殿門是並太玉命之子也

○神武天皇段に彼八神神祇官坐御巫齋神の次に櫛磐間戸神豊磐間戸神已上今御門を見也是彼神籬に祭賜ふる列なり其を即神名帳に神祇官西院坐御門巫祭神八座並大月次新嘗櫛石窓神四面門各一座豊石窓神四面門各一座是ハ神祭る故なり四面乃御門に各一座ハ座

真観元年正月の此二神に従四位上を授奉給ふと見ゆ

○三代実録に見ゆ

○同天皇段に其時祭式の五月十五月の幽面御門祭御門祭ハ是ハ御門神ハ祭ル祝詞式に其祝詞ハ祝部等祭祝詞を御門能御巫能称辞竟奉皇神等能前に白久櫛磐間門命豊磐間門命登御名者白氐辞竟奉者四方能御門に湯津磐村能如塞坐朝者御門開奉夕者御門閉奉長疎夫留物能自下往者不乎守自上往者阻乎守夜能守日能守を守奉故云々

○月次祭ハ詞に右件書ぞ如ふ千杜ふるを此記の傳ハ一神に三の御名ハ例他ふも多し

師説ハ此ノ例ノ荒魂和魂ノ名義ニ準シテ豊ハ共ニ例ノ称名ナレバ
寔ハ借字ノ真門ノ意ニ石ハ其間ノ堅固キヨシニテ石戸ト
云ヲ同ジクシテ石門別ノ名ハ例ノ門倶ニ社ノ名ニ門ヲ省ケルナリ
御名ハ天御門ノ先ニ別ノ坐ス守衛ノ由ニテ
彼石屋戸段ノ時天石窟ヲ開キ分ケ聞シ奉レル此神ノ然ル由
意ノ如ク姓氏録ニ多米連神魂命児天石都倭居命之
後也ト宣ヘルハ此神ノ古語拾遺ニ太玉命ノ子ヤ所ル
ニ高御産巣日命ノ御子神名帳ニ丹波国多紀郡櫛石
窓神社ニ座ス並名ノ事上ニ考ヘタリ

高市郡天津石門別神社攝津国嶋下郡天石門別神社
近江国甲賀郡天石門別神社陸奥国白川郡伊波止和
氣神社美作国英多郡天石門別神社備前国御野郡石
門別神社石根門別神社佐国吾川郡天石門別安国主
主ノ神社同国佐郡朝倉神社ニ天津羽々神ヲシテ天
石戸別神ノ子ト為ル風土記ニ見ヘタリ釋紀ニ見ヘタリ
三代実録ニ貞観五年ニ安藝国賀茂盤門別神ニ
従五位下ヲ授ケラレタリ同七年ニ太政大臣東京
第天石戸開神ニ従五位ヲ授ケラレタリ見ヘタリ
従三位ノ疑ハシ或ハ此城国葛野郡天津石門別稚姫
神社名神大明神他神ト云ヘリ
次新嘗

阿波国名方郡天石門別八倉比賣神社

大月次月なども有る姫神神なども此名に成る由なり。○御門之神也宮は門を守賜ふ神也廣く云ふ例なり。

加の神祇官西院坐御門巫祭神を指て申せるなり。御門巫とは此神を祭る故に云ふ。

○皇御孫命の大御門を守衛坐神なり故に但神代に天降り賜ふ御霊實は他所に遷奉祭配給ひし右に引る如く石門別神社は諸國に賜ふ御躰なり中に西に坐神代に天降り賜ふ御躰なり乃丹波国多紀郡なる社なり神也齋祭配給ひし上代に彼御躰に対て他所に遷奉給ひし前皇太宮は内に齋祭ひし時乃意を以て云ふなり。

㊐手力男神或書に思兼神之子と云ふ古書に見

之。○佐那縣に佐那賀多と訓。那の韻に阿を含れば賀多即阿賀多なり。賀を阿と省ても常なり。凡て年魚市に松浦に多の類乃賀多皆縣なり。皆縣なる事心得ざる事なり。後世に書紀の注に書紀に伊勢之狭長田と云ふ地乃ことなり。

猨田毘古神殺に伊勢之狭長田に此地乃ことなり。此に伊勢と云ふ公上の伊須受宮又外宮の故なり。書紀に狭長田と書紀に狭長田と書紀に狭長田と

宿祢乎汝國名何問賜支白久許毋理國志多備乃國眞久佐牟氣草向國其白支即神御田并神戸進支眞久佐牟氣草向國は竟前迎来前迎て意ふて猨田毘古神の皇御孫命は天降竟國来坐御前に迎奉て賜えし由の称形ぶ竟て此御社に神名帳に伊勢國多氣郡佐那神社座ぶ竟て大神宮式に始て作之神宮七院社十二處云遣使孟冬遣使云佐那社云々見也兼好一度造改ら十二社の中に一つ或説に座手力男神や若佐那賣神ハ上巻傳十二に出那賣神の此社に坐由縁あるにや又地名に因て後人乃おしひらて定ぶ或人此記のおしきに依て天石門別命や手力男命乃猨田毘古神先此佐那縣に到著給ふ所ぞ今一座ハ

此猨田毘古神の御霊実の此地に鎮座ハ非ざるに此手力男神の御霊実の此地に鎮座る由縁あるなり天照大御神の御霊鏡猨田毘古神乃道よりくだりて伊勢國に降著賜ひし時に神の御霊実も附副坐ばそれ其時にやがて此御霊ハ此地に留坐ぬ後に大御神の此國に幸行る時に共に遷来坐て此御社に何きにてる始て由縁ある地なり

社に今多氣郡佐那の在田村に云に在て村の西に在森社に申次に同國内に坐ぬ社に得詣て云

乃大名に八村あ所處に在る又神名帳に紀伊國牟婁郡天手力男神社此神齊衡二年預於官社又伊豆國田方郡引手力命神社に云もの上に手力男神天石門別神に次第て挙ぬ此に其次第

を反さるに出ぬるは、此を鎮坐社を注せる処なりて、右
門別神は、其社乃尊なる故なりや、後の神名帳なども、
社の列まて、月次新嘗に預る賜ひ、祈祷は、小社の
列なり、此社は、必大社なる、なきに、いかに然らざ
ら、又吾れは、五伴緒、神番先なれば、此を其後の出
世なれば、天照大御神の御霊の御事なれば、其鎮坐宮を
注せる因なり、其餘乃神等は御霊なれば、社なれども、別續
けて、注を闕ける、
故なる、

カレソノアメノミコトヤネノミコト

故其天兒屋命者中臣連布刀
等之祖

タマノミコト

玉命者忌部首天宇受賣命者
等之祖伊斯許理度賣命者鏡作
獲女君等之祖

ハラシ

連等之祖玉祖命者玉祖連
等之祖

故其ノ子は、更に端を起せる、上の神なれば、
御霊実なれば、其鎮坐處を注し、是より下は神なれば、現
御身にて、其孫の氏を注せる、趣異なる故なり、
○天兒屋命、書紀、中臣連遠祖、興合産霊兒天兒屋命

所由を興台二字に音を取る故に假字なり古語拾遺に八神皇産霊神是皇親神留弥命此神子天兒屋命即中臣朝臣祖也とあり書紀の傳に誤れり又神皇産霊此神の祠は神祇令神留弥命を神留弥命と誤れり

帳に河内國河内郡枚岡神社四座名神祇令に月次の祭相嘗新嘗

是なり兼和三年五月に正三位同六年十月に従二位齊衡三年十月に従一位貞観元年正月に正一位を授奉る給ふ姓氏録河内國神別に菅生朝臣中臣連とあり此神乃子孫の氏なり平岡連とも云も見

又後に春日に祭る給ふ春日祭祝詞に鹿嶋坐健御賀豆智命香取坐伊波比主命枚岡坐天之子八根命比賣神四柱能皇神等能廣前仁白久大神等能乎賜比能任尓春日能三笠山能下津石根尓宮柱廣知立高

天原尓千木高知氐天乃御蔭日乃御蔭止鎮奉氐神代實録に貞観元年正月に奉授枚岡比咩神従三位是なり何神を祭れるか不詳天児屋命の后神か御子か神か不詳なれども多く然る如天照大神なり中臣氏の祖神なり

帳に大和國添上郡春日祭神四座名神祇令に是なり此春日社名は祭賜ふ鹿嶋香取枚岡の神等なり此地の他社の例なり

名帳に春日祭の後に平野祭神四社なり社例に浮社無社例に似たり故に此春日四座位階は徳実録に嘉祥三年九月に従一位天児屋根命に従一位に授奉賜ふ位に比賣神に正四位上に授奉賜ふ位策に中臣連万葉命あり印本に此に二十七の哥に奈加等美書に名義は中執臣なり理の理を省けり其例なり云なり假字なり又臣の意を省く常なり

此を那加都意美の約まれる名なり云々とあれば其の對し又或人孝德紀の上臣下臣云々とあれば其の對
なる中臣なるべし又大臣の對なる大臣なるべきを称するなるべし然云ることなれども非なり其由は伊勢齋内
親王奉入時宣命の祝詞或御祓代に進給布御命乎大
中臣茂桙中取持豆恐美恐美毛申給久止申延喜奏覽
大中臣本系に按依去天平寶字五年撰氏族志所之宣
勘造所進本系帳云高天原初而皇神之御中皇御孫之
御中執持伊賀志桙不頃本末中良布留人称之中臣者
復舊之由惟其義也康治大嘗會中臣壽詞の台記別記
本末不頃茂槍乃中執持豆奉仕留中臣云々
如祖神太皇屋命本末恐美神の君の御中を執持

下申次職を添へ給へり
真中を首尾を頃を云ふ桙の柄乃正
平の執持を以て神の君の御中に立て宜き
邀群卿者從來如嚴矛取中事而奏請人事也
中臣なるを孫なる命明紀の詔の大臣所
取ハ職員令太納言義解の納言は
下也なり同じ心ばえに諸の祝詞の源中臣
君乃御言以神の納ふ事を掌る神
の御言以君の宣中臣なるべし本占に
紀の天児屋命主神事之宗源者也故俗連
以太占ト事而奉仕焉なるが如し連は上傳の
業の出なり諸の姓の職業に取る地名の依る
祖名を取る又事を取る物を取る種
種ある中の此中臣の職業の因る姓なり
て書紀神武御巻の天種子命種子を
云ハ他の古書にも考へ合

ほみゞ[ヒ]ぐ[ヒ]なり。ぐ云、人見也。是中臣氏之遠祖也。

家系図ハ依ヒバ、天種子、次ハ垂仁巻ハ中臣連遠祖大命ハ、天児屋命乃孫なり。

鹿嶋ハ中臣連祖、探湯主神を祭る法き人を、ぐ[ヒ]ぐ[ヒ]給ひ、ぐ見え仲哀巻神功巻ハ始見て中臣烏賊事見也。

津連ぐ云、人見えぐ別人ぐ。

ぐ恭巻ハ同名ハ見也。

賀都臣ハ支續紀ハ、此ハの四十六葉考ハ、ぐ姓ハ、ぐ職を云ぐ。

ぐ職を聞ゆ。

ぐ[ヒ]ぐ[ヒ]ぐ[ヒ]

訓を借りたるのみにて、知此字を用ひ當らざるに、朝廷の臣等の意況含
れ、唱るハ例の音便なり、後世かなづかひ頽れ、天武天皇十
三年十月朔日に、更改諸氏族姓、作八色之姓、以混天
下萬姓、一曰真人、二曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰道
師、六曰臣、七曰連、八曰稲置、於是、如定第、賜其姓、其後猶
以守山公、為十三氏、真人の姓、大三輪公、五十二氏、朝臣乃姓、大伴連
等、五十一氏、忌寸の姓、大倭連、蘇我臣、物部連、の姓を賜ひ、其後猶
以桑原、村主、訶都、槻本、村主、勝麻呂、の姓を賜ひ、稲置、の姓を賜ひ、
しかるに、見えず、又、春の八色の餘乃姓も、此後、なかりしが、其
多し、然れども、一ッ、ふたつ、定免給ひ、全く、其
如くなるもの、此等、初の五ッ、此より以前、仁德天皇の大御哥の
の中、初の五ッ、此より以前、無き加婆祢、なる、但
人を崇て、阿曾、云ふ、知能、阿曾、見え後、万葉哥、平群朝臣穂積朝臣、
有り、よりて、美を省けり、天武天皇、大御名、瀛真人、称真人、

蘇祢、主、貴、開化天皇の御孫、冊波道主命、の、欽明紀、に、道
君、を、然れども、本、此、称、有、道
師、弟、彦、填、如、何、も、其、称、ハ、も
、、、

の藤原を見えば、然るに其時は中臣朝臣にて、後は藤原朝臣と云ふを以て見るべし、中臣は別号の如くなれども、姓氏録左京の藤原朝臣、出自津速魂命三世孫、天児屋根命也、二十三世孫、内大臣太織冠中臣連鎌子、古記曰、天命開別天皇謚天智八年、賜藤原氏、男正一位贈太政大臣、不比等、天淳中原瀛真人天皇謚天武十三年、賜朝臣姓、と見えたり、或人云、鎌子は訓魚名なるべしと云へり、然るに、此は、近きころ、学者は耳をかたぶけ、ゆめ、天武天皇の御世に、朝臣乃姓を賜ふ、とあるを、中臣連なるべし、不比等公も正しく姓なれば、中臣なるべし、然るに、続紀文武天皇二年八月詔に、藤原朝臣所賜之姓、宜令其子不比等業之、但意美麻呂等者、縁供神事、宜復舊姓焉、舊姓は、中臣なり、宜復舊姓とは、此は、既に藤原なるべし、云々、中臣なるべし、神護景雲三年六月詔に、因神語有詞、大中臣、而中臣、朝臣清麻呂、両度任神祇官、供奉無失、是以賜姓大中臣朝臣、と見えたり、此は、神語なる大中臣、云々、所以なる師の祝詞考に見えたるが如し、是、此人の子孫は、大中臣朝臣なり、此餘、此姓、支別て、中臣、某、云姓多し、姓氏録に見えたり、又天児屋命は子孫の外にも、中臣、いふ由、知らず、○布刀玉命、書紀に、忌部、遠祖太玉命、誰神の子、と見えず、古語拾遺に、高皇産霊神の男、天忍日命は弟にて、天太玉命、齋部宿祢祖也、と見也、

神名帳ニ大和國高市郡太玉命神社四座並大月次新嘗ノ
已三代実録ニ貞観元年正月従五位上ヲ授奉賜フ此社乃坐林ヲ今モ忌部村ト云 又古語拾
遺ニ阿波忌部所居便名安房郡今安房國是也天冨命
即於其地立太玉命社今謂之安房社ト云 天冨命ハ太玉命ノ
孫ト同書ニ此ヲ帳ニ安房國安房郡安房坐神社名神大月次新
嘗ト見ユ 原續後紀ニ兼和三年七月安房国元位安房
忌神ニ奉授従五位下同九年十月奉授正五
位下文徳実録ニ仁壽二年八月特加従三位三代実録
ニ貞観元年正月奉授正三位今世ニ洲崎大明
神ト申ス是ナリ 居神天比理乃咩命神社大比賣ヲ授奉ル同位
階ヲ授奉ル 和名抄ニ阿
波国麻殖郡
○忌部首ハ伊美辨能意毘登ヲ訓ス 後ノ音便カ
ニ忌部ハ伊無倍ヲ訓ス
ニ書ル
正ノ
ニ必伊美辨ヲ書ル

ヒ
ル
ル
ル

玉矛盾木綿麻等を天冨命率諸齋部捧持天璽鏡
劔奉安正殿云々又令天冨命率供作諸氏造作大幣
帛のことを以知るしかるに忌部は神を祭る種々の
物を造る又齋部も凡て齋潔にして事に為る職
を云名にて造殿齋部乃類齋部諸氏なれども諸氏の
齋部なれかくて同書に宮内立藏号齋藏令齋部氏永
任其職と云其次に齋部氏と云ふ名布力玉命の末
忌部首を云又云至於小治田朝太玉之亂不絶
如帶天恩興廢継絶繕供其職至于難波長柄豊前朝白
鳳四年以小華下諱齋部首作賀斯拜神官頭伯也云

云作賀斯之亂不能継其職陵遲衰微以至今云云白鳳
八年雜令に氏の衰を歎き彼書撰見濟
志さて書紀に天武天皇九年正月戊辰朔甲申忌部首
子首賜姓曰連則與弟色弗共悅拜（本脫子首の子字上文に子人
首の意なれども顔に子首故自省かも）古毘登に訓なり同天
武紀に大三輪真上田子人云々文武紀にも兒
首書紀に忌部宿祢色弗知卒も同し續紀に忌部宿祢古語拾遺云至
同十三年十二月朔忌部連賜姓曰宿祢于淨御原朝改
天下万姓而分為八等唯序常斯之勞不本天降之績其
日朝臣以賜中臣氏命以大乃其三曰宿祢以賜齋部
氏命以小乃云々中臣忌部神代に相並
延暦廿二年三月乙丑右京人正六位上忌部宿祢濱成

等改忌部為齋部此ハあゞ字を改米〻ゝ九て古
らかも書落を此ゝろを姓氏録ハ右京齋部宿祢高皇
既ハ其も定まれるゝ姓氏録ハ神別
産霊尊ハ天太王命之後也ゝの續紀ハ天平宝字三
年十二月壬寅外従五位下忌部首黒麻呂等若子人賜
姓連忌部首融麻呂等若子人賜姓造ハ同姓
名宿祢ハもゝ連ハ
下ゝ族ゝ又神護景雲二年七月乙酉阿波國麻
殖郡人外従七位下忌部連方麻呂従五位上忌部連須
美等子二人賜姓宿祢太初位下忌部越麻呂等十四人
賜姓連阿波国麻殖郡ハ忌部乃由縁ゝ三代実録ハ貞
観十二年十月九日神祇大祐正六位上忌部宿祢高

善改忌部為齋部其先出自高御魂命也改忌部の三字
ア古本ハ脱
ハゝ神名帳ハ阿波國麻殖郡忌部神社名神大月次
殖神或号天日鷲神阿波臨
時祭式ハ天日鷲神社ゝ見ゝ和名抄ハ阿波國麻殖郡
忌部伊無郷ゝ見ゝ首ハ上傳九の四
倍
ハ大人の意ゝて姓の下ゝ附るハ加婆泥ハ其部の
長を云續紀宝亀元年九月の令旨ハ以去天平宝字九
歳改首史姓並為毘登彼此難分氏族混雑於事不穏宜
従本字ゝ云ゝ首毘登ゝ
ハ暫ハ
もハゝ
ハ天宇受賣命書紀ハ猿女君遠祖天鈿女命ゝ
あり○猨女君ハ事ハ次巻傳十六の四葉ハ云ゝ
伊斯

許理度賣命は事上石屋戸段に伝て㊀鏡作連書紀に
天武天皇十二年十月乙卯朔忌部連鏡作造賜姓曰連
何とも此よりおきて疑ふ人もあるべけれども凡て此記の諸姓
を記すに例當時の加婆混に加はれる文皆上代の
随に記せるなり此は玉祖連忌部首然なり此鏡作氏を連
記すは如何ぞや若八かの造ふかの造多波後の連
字かも誤るなるべしや中臣玉祖などの例を見て妄に書
紀神代巻古語拾遺にかの鏡作部を鏡作部
かの有て加婆混を挙るに餘は児也故
此氏乃事古語拾遺瑞垣朝段に更令齋部氏率石凝姥

神裔天目一箇神裔二氏更鑄鏡造劔とのみ是にも唯
其裔をのみ云て姓をも其人の名をも挙ず又同書に
神祇官神部可有中臣齋部猨女鏡作玉作盾作神服婇
女療績等氏而今唯有中臣齋部等三氏自餘諸氏不
預考選神裔亡散其業將絶云世々史にも此氏人
見ざるなれば思ふに甚く衰亡なるべし
て姓氏録にも載ざるは既畿内には此氏
絶るもおや畏き大御神の御霊実を奉し神の子孫乃かく絶けむやは
甚哀きわざなりかし和名抄に大和國城下郡鏡作加
都久利加々は下に美字脱るなり美を省きて云るなり式に同郡鏡

作坐天照御魂神社太月次鏡作伊多神社鏡作麻氣神
社或説ニ伊多神社ハ石凝姥麻氣神社ハ天糠戸を祭る也云ふ古き傳ヘなり神也
伊豆國田方郡鏡作加ハ美豆久里○玉祖命石屋戸段
ニ見ユ○玉祖連書紀ニ玉作上祖玉屋命玉作を訓ス
し云見えず又其石屋戸段ニ玉作部あ
り玉作部垂仁紀ニも見ユ
此記玉垣宮段ニ玉作人又仁賢卷ニ難波玉作部鯽
魚女云人見ユ今も難波ニ玉造大殿祭祝詞ニ齋玉
作等我持齋波利持淨麻波利造仕礼弟瑞八大瓊能御
吹支乃五百都御統乃玉尓云古語拾遺ニ櫛明玉命出
雲國玉作祖也傳ハ武段ニ櫛明玉命之孫造御祈玉其裔今
在出雲國毎年與調物貢進其玉作ハ臨時祭式
出雲國造奏神壽詞ニ献ル物の中に玉六十八枚云
云見えて彼詞ニ此玉の事見ユ又同式ニ凡出雲國
所進御富岐玉六十連云ふ毎年以前令意宇郡神
戸玉作氏造備差使進ル見ユ拾遺ニ毎年式ニ出雲
貢進ル物ハ大殿祭詞ニ云ふ是ナリ
國意宇郡玉作湯神社風土記ニ同郡ニ玉造川ヲ云も
ハ是ナリ又式ニ近江國伊香郡玉作神社和名抄ニ陸奥國
玉造太万都郡駿河國駿河郡玉造多万都土佐國安藝
郡玉造多万都久利ハ右ハ書紀ニも玉作ノみ
ハ云ヘリ玉祖ノ云ハ見ユ此ハ玉祖連ノ拳
ゲ書紀ニ天武卷十三年十二月戊寅朔己卯玉祖連
賜姓曰宿禰ノ云ハ此氏本ハ玉作ノ云ヘリ

やゝ後ゝ祖神乃御名を取て玉祖と改ら
れ名ぶし姓氏録ゝ右京神別玉祖宿祢高御牟須比乃命十
三世孫大荒木命之後也又河内国神別玉祖宿祢天高御魂
乃命十三世孫建荒木命之後也又大荒木又大荒田こ
らゝ祖神玉祖命を挙げ大荒木命之後也と
も此人の時ゝ家門興せり然まハ
玉作ゝ玉祖と改名ら也此人の時ゝ
乃ち仁賢紀ゝ玉作部鯽魚女ゝ生ル子ゝ亀寸と云あ
り其父を山寸と云ハ姓ハ見ゑず式ゝ大和
国宇智郡荒木神社乃是なり大荒木森と云ハ是なり
延喜記の久安五年の延ゝ木工允玉祖親宗と云ハ右京
云人見えたり後世ハ此姓乃人多し
神忌玉作高魂命孫天明玉命之後也天津彦火瓊々杵
別尊降幸於葦原中國時與五氏神部陪従皇孫降来是時

造作玉璧以為神幣故号玉祖連亦号玉作連此氏ハ本
ハ玉祖連と同姓なり ゝの天荒木命ゝ孔孫ゝ非ず故ゝ本
のまゝゝ玉作と云ハ ゝ外ゝも續紀ゝ八ゝ玉
作金弓此一ゝ遠江国城飼郡生帳玉作部廣公と云
人見えたり此ゝ天明玉命ゝ別神乃如ゝ ゝも聞ゆ玉祖命と
傳ハの中ゝ八兼ゝ云ゝ又号玉祖連亦号玉作連と云る
ハ此天明玉命の母孫乃中ゝ後ゝ玉祖連と云ゝ玉作
連と云ゝ二色ゝ有り玉祖連と亦玉作連と
云ゝ謂ゝ式ゝ河内国高安郡玉祖神社和名抄ゝ同郡
玉祖多末乃郷又式ゝ周防国佐婆郡玉祖神社二座三代
実録貞観九年三月十日周防国従四位下玉祖神授従
三位日本紀略ゝ康保元年四月二日授周防国坐正二
位玉祖神抄ゝ同郡従ゝ位ゝ多万乃郷ある
玉祖於也

故爾詔天津日子番能邇邇藝命而離天之石位押分天之八重多那雲而伊都能知和岐知和岐弖自伊以下十字以音於天浮橋宇岐士摩理蘇理多多斯

弖自字以下十字亦以音天降坐于竺紫日向之高千穗之久士布流多氣自久以下六字以音

故尓詔この詔字いとゞ上ふ既ふ科詔日子番能迩迩藝命云々物りて其下の趣を見るに此迩々此詔字命の下ゆ而字無くて宜きわり上ふも云ふ如く一事ゆゑ分て別ふ記をる如く凡て此御天降段次第の穗ゆ迩ゆ此詔字ありて其ゆ此ゆ中に殊ゆ此

次ニ其文讀ガ如ト彼此混ジ云ヒ故ナリ其中ハ下ニ云ヒ故今ハ此二字ヲ除キテ訓ム○天之石位書紀ニ皇孫乃離天磐座云ヒ天磐座此云阿麻能以簸矩羅ト皇孫於是脫離天磐座ヲ見迎ヘ引開天磐戸ヲ出ル神代卷ニ此ノ事ハ開ノ誤リ天関披雲路ヲ

座

ハ座ヲ同ジ又羅韋ハ座居ノ意ナリ又八ノ物ヲ居ル臺ヲ云ヒ久羅ヲ云ヒ又倉鞍ヲ云ヒ同意ノ名ナリ石ハ堅固キヲ称ル語ニ石屋戸段ニ云ルガ如クナリ

高天原ニ大殿ヲ造リ此尊ヲ坐ス御座ト云ヒ○離ハ波那礼ヲ訓ジ波那礼ハ自離ル訓ナリ波那知ヲ訓ジ波那知ヲ云ヒ若上ノ詔字ニ依ラバ波那知ヲ訓ジ令離ヲ云ヒ大御神ノ詔命ヲ以テ令離ヲ云ヒ書紀ニ書ニ乃用真床覆衾裹皇孫而排披天ノ重雲以奉降ル云ヒ其趣ノ語ニ然ハ下ニ奉降或ハ依志奉ル云ヒ故ニ其趣ニ訓ヲ宜キ所ニ下ニ然ル言ハ処ニ下ニ天降坐ル云ヒ其ノ皆皇孫命ノ御自ノ御語ニ云ヒ云ヒ語ニ非ル故ニ今ハ詔字ヲ除ク○天之八重多那雲ト讀ム此離ヲ波那礼ヲ訓ム書紀ニ且排分天八重雲ヲ出雲國造神賀詞ニ天能八重雲乎押別ル万葉二十ニ天雲之八重多那雲ト云ヒ天雲之十一二十八ノ八重雲隱ヲ見ヒ八重雲別而十二ノ天雲之五百重之下ニ下ハ多那ハ棚引ニ裏ヲ云ヒ十ニ白雲五百重ヲ云ヒ重ヲ云ヒ万葉ニ多ク輕引ル書ニ輕ル虛空ニ覆ヒ亘ル流ヲ云ヒ字ニ虛空ニ浮ル意以テ書紀序ニ潛陽者薄靡ノ為ニ氣ヲ引ル薄キ意ヲ云ヒ非ル文書紀序ニ訓ヲ薄靡ヲ訓ム

八多那毘久毘云言は本の意かなり軽字薄字
かなり小就て思ひ法うべき多那毘久毘は虚空小霧霧万葉
覆八巨小意なり五十小霧霧万葉七
霸ま陣雲なり書しかり棚霧合雪
毛雪奴可十三二十小棚雲利雪者雪来奴又登能具毛
よ出る多那登能毘久毘輕引
や出書又う薄靡の字かなり依て登能具毛流を薄
薄曇曇得る誤を非又何を棚登同じ棚
雨雪零誤を非又何を棚登同じ棚
書字借字
乃空乃覆乃同じ重字
同意なり此棚云物雲霧
例中間小辞無て空に構ふる故小名け
之此云加武保佐枳保佐枳保佐枳
○伊都能知和岐知和岐豆舊印本又一本知
知岐の三字脱る今真福寺本延佳本依り但
真福寺本八下の岐字脱せり師云小字も脱る
延佳本知和岐三字の補ひて小を脱る
真福寺本小無如此重ぬる詞乃
書紀神祇伊都

の事ハ上傳ての
都を清音なるも彼延小
云流の如知和岐ハ書紀の道別かも如く
道を排行ふ上ふる躰言下ふ用言なり下ふ
依ばハ助雲を分ふ雲を分ふ
助て分通
書紀小稜威之道別道別而大祓詞小天
之八重雲乎伊頭乃千別小手別豆天降依左志奉遷却
崇神祝詞小
雲乎伊頭乃千別小手別豆所聞食武も
十字以音ふ小流十字舊印本ふ七作ハ誤
ふ知和岐三字ふ落ふ本小就今真福寺本延

住本に依れり。○天浮橋上に出る。續後紀興福寺僧寺が長哥に茜刺志夫照國乃日宮能聖之御子曽瓠葛夫能梯建踐歩美天降利坐志し坐る。○宇岐士摩理蘇理多に斯る此語甚心得難し。されど此處書紀に天降於日向襲之高千穂峯矣既而皇孫遊行之狀也者則自穂日二上天浮橋並於浮渚在平處處此云豫企尓磨利陀毘羅而薦肉之空國自頓丘覓國行去穂峯に先降者坐然て都鎮坐ける地を覓ぬ遊行せ賜ふ狀を云るかと。穂日二上天浮橋は其上に下ふ橋に准て高山より下る道を天浮橋云ふ此事なり下て浮渚の平なる處に立賜ふ。其浮橋より薦肉云ふは頓丘より空國を行去て國を覓給ふ文なれども然らず。空國乎訓ること聞え。其の内を行去過て薦肉空國に其あらざる故なり。總て書紀に降到於日向穂日高千穂之峯而薦肉胸副國自頓丘覓國行去。丘於浮渚在平地乃云々。胸借字にて空の意なり。副の事は下に云。一書に到於日向襲之高千穂穂日二上峯天浮橋而立於浮渚在之平地云々。此ら共相照て考るに此記に彼紀に異なる事多く互に疑しき事なり。天浮橋は天上なる往来の道の橋なる故書紀に自二上天浮橋と云るか。心得べし。此記の趣聞えなり。次に余世に高千穂山に霧

嶋山の別あるを以て思ふに此記の高千穂之久士布流多氣の二つの山の云ふ所なるを疑へり此事は委く云ふ書紀々何も乃傳に高千穂の槵日二上の次に宇岐士摩理云云二つの山を見て聞へ云宇岐士摩理を書紀の浮渚在平同じ訓なれば彼訓注の不磨利の字を讀なし此記の字の當れる二つ下りの讀なり書紀の假字漢音を多く用ひしる例なり浮洲有て聞へる皆蘇理を云ふ加の平處なれば必然なるべし然るに解て又於天浮橋とのみ於て此事高千穂峯に降著坐ふ先の次第穩なり聞え此事書紀に峯に降坐て後に二上に降坐ふ然るに斯ては何の故か

言足ぬるなり脫も亂もさる此れは師本に天浮橋を訓て蘇理の傍に其說聞れば槵を見る堀川院後百首に忠越の旅人蘇理に乘て泥の如き物なり宇岐士摩バ地の堅なる故に此物に乘て行去賜ふ多に斯豆万葉に和豆香山御興立之而なるべし此處の如し然も面白き事なり此處に槵の事書紀の傳なる見て槵文天浮橋に云ふ例何も於多に斯に於て斯に用ひ訓ふ斯に即浮橋に並ぶ思ふに孔部に用ひ訓ふ故に思ふに宇岐士摩理の如く聞れば定説なり下卷に平群鮪臣に哥ふ太君の御子の榮垣夜布山麻理斯麻理母登本斯蘇理も麻理同じかり爭ふ思ふに由なり又不ふ思ひよれる思ふに於天浮橋を言ふ

依るか宇岐士麻理云々か浮橋を平定給ひて後の事かを非定方に浮橋を平定給ふ間の事かをば其間の事かを浮橋の傍か浮洲の所を曲て立寄賜ひ道を曲て立寄賜ふ處あるか國を臨観て降到賜ふ其浮洲か暫留定給ふ地を者定給て高千穂峯に降坐しかの中あるを若然らば浮洲と天浮橋の傍か屬て空中かのごとく物の形の曲弧を蘇流と云て浮洲の道を曲て立寄給ふを云いはば蘇理と云の浮洲の道を行を蘇流と云又云蘇理と云書紀一書か高千穂添山峯と云云添山此云蘇理と云なるを鷹ゑ行を蘇流と云又云蘇理と云書紀一書か高千穂添山峯と云云添山此云曾褒里能耶麻と云云添の万葉か山之副山之副又蘇北乃榛原と云云榛原か山之副山之副又蘇北乃榛原と云云榛原か山之副山之副又蘇北乃榛原と云云榛原

名。當到ハイタリテスベシ訓テ到給ヘ教ヘ知ラシム故下ノ告ル故ノ下ノ果ノ云ヒ万葉廿五十ノ歌ニ比左加多能安麻能力比良伎多可知保乃多氣尓阿毛理坐云ヒ此ノ此山ノ日向國風土記ニ臼杵郡内知鋪郷天津彦火瓊々杵尊離天磐座排天八重雲稜威之道別ケテ而天降於日向之高千穂之峯時天暗冥晝夜不別人物失道物色難別於茲有土蜘蛛名曰大鉗小鉗三人奏言皇孫尊以尊御手抜稲千穂為粃投散四方得開晴于時如大鉗等所奏搓千穂稲為粃投散即天開晴日月照光因曰高千穂峯後人改号知鋪今見在鉗字ノ訓ハ鉗ヲ訓ヲ

後人改ル也文字名意高千穂ノ此風土記ノ云ヒ如ク臼杵ノ郡ノ内ノ或説ニ皇孫命齋庭ノ穂ヲ御ノ故ノ其田ノ蹟ノ里ノ云ヒ名ノ昔ノ時稲ノ称ノ聞ヘ又ノ布流ノ霊異物ノ書紀ノ穂日ノ流ノ同ノ穂ノ皆借字ノ布流ノ同言ノ活用ノ多氣ノ万葉ノ高ノ書ノ意ノ竹ノ高ク立ル伸ル物ノ故ノ名ノ物ノ立ル物ノ高サ長サ云ヒ此意ノ物ノ高キ山ヲ云ヒ此山ノ多氣ノ誤ノ其ノ高キ二處ノ有リ其ノ高キ山ノ其ノ今ノ高千穂嶽ノ云ヒ此ノ風土記ノ見在ノ臼杵郡ノ是ノ和名抄ノ日向國臼

杵郡智保郷あり。續後紀十三に日向國無位高智保皇神奉授從五位下、この日向國三字印本にも誤りて皇神の下にあり、今は古本に依て引り。

三代実録に授日向國從五位上高智保神從四位上、現に又和名抄に肥後国阿蘇郡に知保郷あり、日向の智保とは別なり。知らず、かく云て此山を日向國の北の極として豊後國と肥後の宇土八代などの日向の堺に近し、其ありの例の延岡に通る道の北方にあり。今世延岡なる主の領地なり。其延岡を舊名延岡と云し処なり。今一ツは諸縣郡にありて霧嶋山を云。

神名式に日向國諸縣郡霧嶋神社、續後紀六に日向國諸縣郡霧嶋岑神預官社、高代実録に授日向國從五位上霧嶋神從四位下、此山は日向國の南の極、神代紀に上に大隅國乃堺とあるに、神代紀に東西に分て峯二あり、此山は東霧嶋西霧嶋なる峯、大隅國に属し、續紀に延暦七年七月己酉太宰府言去三月四日戌時、當大隅國噴於郡曽乃峯上、火炎大熾、響如雷動、及亥時、火光稍止、唯見黒烟、然後雨沙、峯下五六里、沙石委積可二尺、其色黒焉、とあるは此山の事なり、書紀に襲之高千穂峯とあるは此山の事なり、東に霧山、西に霧嶋山、云云、東は峯に日向国諸縣郡西なる大隅国噴喩郡なり、東なる峯殊に高くして鋒峯なり、頂に神代の逆鉾なる者、詣る者多く拜む、語傳て云く、伊邪那岐伊邪那美命天浮橋の上より霧の海を

見下し賜ふ子嶋の如く見渡る物あるは天沼矛を以て掻き回ぐり其処を降賜ふ其子を逆様に下ち給ふ霧嶋山なり云ふ此迹彼二柱神特御事に混ずて傳ふ記

迹熟命の御古事は彼二柱神特御事に混ずて傳ふ記

ぐ色やい下の谷道入傍る谷に常に火燃ゆ

故なり火氣布峯云日向の言に常に氣布峯云

黒烟天に昇り上る日向大隅薩摩は國人と神火石砂遠く飛散り雲嶋明神の社に蘆は社の内夏の花盛り月も曇りやすく此山乃内夏の花盛り月も曇りやすく

其外あり樹ぎ枯れ樹ぎ焼石の如く山半ばより止り樹

山の内に大蛇池多く有て大なる蛇池に住む

大風吹出地暗かりて路も見分なぬ暗の夜乃如く

者は稲穂を持て行て此霧の中に入て教を手出す者は稲穂を持て行て此

霧の中に入て教を手出す者は稲穂を持て行て此

霧の中に入て教を手出す者は稲穂を持て行て此

穂二上峯ヲ云フトモ二上水白杵郡ノ方ヲ聞ケ
ヲ文書紀ノハ襲ノ高千穂峯ノ大隅ノ地
名ノミ此ヲ高千穂ヲ云モ霧嶋山ノ方ヲ聞ユ
然ルニ文白杵郡ノ高千穂山ヲ今時ノ山ヲ
云フ中央工聲所聞ケ然云ヲ此モ中央
ヲ國人語リ又二神明神ヲ云フ穂日村穂觸
嶽ヲ云名モ知ラ云名ヲ然ル名ヲ後世ノ
ハ證ヲ風土記ハ
古ノ傳説ヲ記ヲ物ヲ小此白杵郡ノ風土記ハ其國ノ
霧嶋ノ方ノ記ヲ思ヒ霧嶋ヲ非ル如
ハ書紀釋ヲ仙覚ノ
高葉抄ヲ引ノ遺レ全キ
傳ノ霧嶋山ノ事ヲ記
彼書ニ其全書ニ
山ノ方ヲ正ニ峯ニ有テ二上山ヲ
云フハ皆峯ニ有ル山ノ又風土記ハ稲穂ノ
事ヲ白杵郡ノ方ノ記レ是ハ今ノ現ニ霧嶋
山ノ又神代ノ地名多ク隅薩摩ノ行ク彼
此ヲ以テ思ヒ霧嶋山モ必神代ノ御跡ヲ聞ヒ又
白杵郡ノ方ヲ聞ヒ古書ニ見ヒ今正ニ高千穂ヲ
云フ疑ハシ直ノ地ヲ聞ユ如ク
ノ何ノ其ヲ一方ノ
ノ決ノ多ク下ノ高
千穂宮ノ処ノ論ヲ
考合ノ
ハ十二葉
古語拾遺ノ高皇産
カレコヽニアメノオシヒノミコトアツクノメノミコトフタ

故爾天忍日命天津久米命二
リアメノイハユギヲトリオヒツブツノタチヲトリ
人取負天之石靫取佩頭椎之
キアメノハジユミヲトリモチアメノ
大刀取持天之波士弓手挾天

之眞鹿兒矢立御前而仕奉故

其天忍日命此者大伴連等之祖天津久米命此者久米直等之祖也

天忍日命名義は未だ詳かならず古語拾遺に高皇産靈神の御子とせり御子とは子孫の謂なるべし姓氏録に知らず下に引る三代実録に貞観十五年十二月廿日授河内國正六位上天押日命神従五位下此も神名式に志紀郡伴林氏神社とある社なり此林氏神社は貞観九年二月預官社姓氏録河内国神別に林宿禰あり大伴宿禰同祖なり又續後紀に美和乙巳集に月神名帳に山河内国人林連馬主賜姓伴宿禰とあり大月次新嘗續後紀に美和元年十一月山城国葛野郡上林郷地名城國葛野郡伴氏神社大月一町賜伴宿禰為祭氏神處とあり又此も此神を祭る社なり○天津久米命書紀には大伴連遠祖天忍日命帥来目部遠祖天槌津大来目とあり古語拾遺も同じ事なるべし此神を記紀には天忍日命と相並べて同列なる趣にしるせり白檮原朝段には大伴連之祖道臣命久米直之祖大久米命二人云々と相並べて云て其次久米命とある事なる處に見えたり然るに書

紀に彼巻に大伴氏の遠祖日臣命帥大来目督将元戎とある大伴氏の遠祖道臣命帥大来目部とあるこれ

大来目とは人の名にあらず人の名にあらずとは人の名にあらずとは人の名にあらずとは

雄廣伎大伴尓於毛有、鞆与殊尓大伴吹米尓由縁あ
る物ぞ。故天刀弓矢ぞ先ず九束の白檀弓鞆取
負而、廿十九の麻須良男能由伎等里於比呈ぞ佩わ
(イ)頭椎之大刀、白檮原宮段の哥の久夫都ゑ伊佐の
是なり。椎を延て郷い哥ふる如し。書紀の頭槌剣云箇輔豆智
と神武巻の頭椎剣神功巻は哥の句夫菟智なり。
是ゑ輕嶋宮段御哥の加夫都久麻肥ゑあるは頭衝
真日ゑ是頭を加夫云流例なり。頭を振る俗の加
と其の久夫と通はせ云ふ。此大刀の書
紀、私記の頭槌剣名、其頭曲
ゑ。嘉疏の頭槌者剣首

如槌也。今俗火所帯之剣有此形也。ゆゑ名が如し。剣の頭石
の槌の形の似て土中に掘出る美麻和、国の在輪山あり。谷川氏云ふ見
(ロ)取佩万葉五九丁の都流岐多智許志尓加利波枳佐都
由美乎多尓伎利物知提卡九十四丁剣刀許思尓等理
波伎多ゑ(ハ)天之波士弓天之真鹿兒矢の共の上
の出傳十三の十九束の四束(ニ)取持万葉十九四十の手束弓
手尓取持而(ホ)手挾向六十四の得物矢手挾十六丁の
比米加夫良八多婆尓弥比四十の二丁の伊乎佐太波佐美わ
ゑあり。書紀云手時大伴連遠祖天忍日命帥来目部遠
祖天槌津大来目背負天磐靫臂著稜威高鞆手捉天梔

弓矢羽ト矢及副持八目鳴鏑又帶頭槌劒而立天孫之前遊行降来万葉十八一十寸の太伴等佐伯氏者云々梓弓手尓茅里毋知豆劒太刀許之尓等里波伎安佐麻毛利由布能麻毛利尓大王能三門乃麻毛利云々

小比左加多能安麻能刀比良伎多加知保乃多氣尓阿毛理之須賣呂伎能可来能御代欲利波自由美乎多尓藝利毋多之麻可朝也乎多波佗美蘇倍弖於保久米能麻須良多祁乎佐吉尓多弖由伎登利於保世山河乎伊波祢佗久美呂布美等保利欧尓麻藝之都々云々

○太伴連太伴多々比伴多帥る以類云

文此氏乃伴ち廣比由ら万葉七卷尓歌懸流伴雄廣伎大伴尓奴十伴緒の中尓も此伴を殊尓崇て称美て大伴ち云う万葉十五尓大伴乃宇治等名尓荅殿流氏ち家持卿のら思ふ塊ち

續紀天平勝宝元年の詔ふ文大伴佐伯宿禰波常毋云久夫皇朝守仕奉事顧奈波太等尓阿礼波多知乃祖止毋乃云来久海行波美豆久屍山行波草乎須屍王乃幣尓去曽死米能杼尓波不死止云来流人等止奈毋聞召須是以遠天皇御世始豆今朕御世尓當豆毋内共止心中古止波奈毋遣須云々万葉十八ち長哥天平

宇字元年詔ハ文大伴佐伯宿祢等波自遠天皇御世内乃兵止為而仕奉来云々見ユ此ハ引用如書紀神武巻ハ大伴氏之遠祖日臣命帥衆来目督將元戎剪除兇渠佐命之勲無有比肩所見元此氏ハ祖神天忍日命ヨリ代々世々武事以テ皇朝ノ御守衛ヲ掌ル職ナリ後世の左右近衛大将左右衛門督左右兵衛督ハ職の如し然ハ後の称ヲ以ておゝかの中臣忌部五部なるハ文官此大伴久米なるハ武官なり然るを後ハ文を尊バ武官ハ御府ハ太政官より卑ク成ル故ハ武を尊バ故ハ此氏なる甚歎かし書紀無伝巻ハ大伴連遠祖武日ヲ云

人見ユ此人倭連命ハ時ハ御従ヒ東國征ヒ給ヒ無伝ハ出ヒ給ヒ五年ハ多其ヨリ景行天皇ノ四十年ハ百済ハ雄略巻御世始ハ太五年なり命長ウシテ心全ク大臣ハ如ク伴連室屋物部連目為大連ハ先代ノ臣姓ハ人ヲバ大臣ハ連姓ハ人ヲバ大連ハ号ハ無巻ハ始ヲ見ユ此御代ハ大伴氏ハ分ヒ佐伯氏云出来ル日代ハ下ハ引用其ヲ大伴佐伯ヲ相並ヒテ後ハ沐弁金村ハ人ヲ太連なりき孝徳天皇の御世ハ大伴長徳連右大臣ハ其子御行卿ハ大納言ハ大宝元年正月ハ薨ヒ給ヒ右大臣ヲ贈給ヒ是贈官の始なり天武天皇十三年十二月戊寅朔己卯大伴連佐伯連賜姓曰宿祢姓氏録ハ神別大伴宿祢高皇産霊尊五世孫

天孫彦火瓊々杵尊神駕之降也矣
押伯命太来目部立御前降于日向高千穂峯然後以大
来目部為天穴磐貫部天穴磐貫之号起於此也雄畧天皇御
世以天穴磐貫大連公奏白衛門開闔之務於職已重者
一身難堪望與愚兒語相伴奉衛左右勅依奏是大伴佐
伯二氏掌左右開闔之縁也此文大来目部の上の師字
無也天穴磐貫ハ大来目
部を云来れるを雄畧御世に至て此号ハ大伴大連の
賜ふ所なり然るに本ハ久米氏の事を此記に依て
已ガ云趣此ニ合ヒ
を共に由ル此乃都加佐云ハ此天穴磐貫ハ云出
なり室屋大連を云ハり書紀景行巻
に日来武尊居甲斐国酒折宮に穴磐貫部賜大伴連之遠祖
武日なる傳の異所なるハ愚兒語なる雄畧
紀に大伴談連云ハり談此云箇陀利

姓氏録衛門門事江家次第御即位儀に開章德興礼門
門伴佐伯帯劔者五位礼服率門部三人入自西門居會
昌門内左右廂胡床云云次伴佐伯西門下壇對北面位
次令門部開門還本座諸門皆應各還云云西氏開門云
大嘗會儀に伴佐伯宿祢開大嘗宮南門云云
續紀文武天皇の大嘗に大伴宿祢手拍竪楯を見
名なり手拍ハ大伴大田宿祢條に高魂命六世孫天押日
命なり佐伯宿祢大伴宿祢同祖道臣命七世孫
室屋大連公の後也佐伯室屋大連の時に分れし此外
故也其後也
姓氏録に大伴連履中神松造大伴大田宿祢佐伯
日奉造高志連高志壬生連林宿祢家内連佐伯首大伴
山前連仲丸子云云姓皆大伴の支別なり
録五乃二十七巻三十三巻に大伴氏の事見たり考
見類聚國史に弘仁十四年四月壬子改大伴宿祢為
伴宿祢觸諱也淳和天皇の御諱を大伴と申せり抑古
姓名なり何ぞと大ハ崇名

美なる物なる故今此氏罪ありて除かれ給ひ大の始はりの美称を添まひ
ものさきとなりて右の引る万葉十巻の哥の詞を日本
紀に天慶六年七月一日癸未賜参議正四位下伴宿
祢保平為朝臣○久米直久米の名義又其地名なり
の事八白檮原宮段大久米命の下傳十九の八に云
直を加婆泥直と上傳七の八に出て此氏の事上
に云ふが如し中巻倭建命段に平國廻行之時久米直
之祖名七拳脛恒為膳夫以従仕奉地とあるは此氏う
書紀に八十掬脛を掬脛の名なりて姓を見ざる此外
為膳夫を此氏に似たるかぬらん此外
に木久米命二記に此氏人見ざる
をかきて書紀に神代

巻此段に来目部遠祖とあるは一の氏を聞ざ
る其外に神武巻に来目部久目
の類なりて武事を以て仕奉る者の職を聞えるるさ
て孝徳紀に来目臣某天武紀に来目臣塩籠また同御
代に来目臣賜姓曰朝臣続紀に久米朝臣麻呂また忍
海手人廣道賜久米直姓久米奈保麻呂賜久米連
姓氏録に見ざる久米朝臣久米臣なども何も皆
異姓なり姓氏録に在京神久米
直高御魂命八世孫味耳命
之後也右京神久米直神魂命八世孫味汙命之後
也この味耳を味日とかは一つの聞
の誤字なるべし天津久米命若くは八大久米命之後也
此氏なるべし天津久米命の次に並びて浮穴直
伊豫国久米郡を浮穴郡を並びて浮穴直なるを続後紀に兼和
元年五月伊豫国人正六位上浮穴直千継等賜姓春江

宿祢千継之先大久米命也伝る人彼此を合て思へば曲りなく此氏なる

於是詔之此地者向韓國眞來通笠沙之御前而朝日之直刺國夕日之日照國也故此地甚吉地詔而於底津石根宮柱布斗斯理於高天原氷椽多迦斯理而坐也

於是詔之云々此處は文為あり於是薦肉韓國眞來通笠沙之御前而詔之此地者朝日之云々の下を

也字詔之此地者の五字錯て上の移り薦字脱て是

書紀に依て姑薦を次る所

其字は如何ふ

所なく

故今は其如く訓る

二字脱たるか其故も書紀に薦肉之空國自頓丘覓國

行去到於吾由長屋笠狹之碕矣其地有一人自號事勝國勝長狹皇孫問曰國在耶以不對曰此焉有國請任意遊之故皇孫就而留住矣一書曰膏肉胸副國自頓丘覓國行去立於浮渚在平處乃召國主事勝國勝長狹而訪之對曰是有國也取捨隨勅時皇孫因宴官殿是焉遊息矣膏肉空國自頓丘覓國行去到於吾田長屋笠狹之御碕時彼處有一神名曰事勝國勝長狹故天孫問其神曰國在耶對曰在也因曰隨勅奉焉故天孫留住彼處矣到于吾田笠狹之御碕遂登長屋之竹嶋乃巡覽其地者彼有人焉名曰事勝國勝長狹天孫因問之曰此誰國歟對曰是長狹所住之國也然今乃奉上天孫矣於是

の文を合せて思ふに文語のまゝに思ふに真来通笠沙之御前云々必地語なるべし詔ふ御言なり非文なり○韓國は韓は借字にて此を正字無かるべき故なり其故は書紀神代巻に既に韓郷之嶋の事見えたれば此段の古事は非也此段の東南に向ふ所なれば向韓國云々なるべし由なけれども空虚國の義なるべし書紀に空國とあるは其内乃物空虚なる故なり書紀の空國なるは昔人の空字を訓むに胸副國の空字を訓むに別に胸字を書れたるを思ふに意も同じくて此延も向空國云々聞もあるべく然るに向字は肉の誤なるべく

又膏の當字の脱と見るべき論なるべし。

○膏宍之空國荒芒地仲哀紀曰熊襲國者膏之空國也膏脊也無肉以譬不穀之地也。纂疏の空國則不毛之地なり。

○神名帳の大隅國囎唹郡韓國宇豆峯神社あり。此韓國も此処なり。

○笠沙之御前

記中地名の字の音訓や雜用ひ他ハ熊曽のきこゆ例なれば此沙も須那の切足なるべし。

訓なるべし。

○長狹の約なるべし。

○長狹を切て此地を書紀

○加多佐

○横の通ふ

○決の笠狹之碕宮崎也云ふ

○又今世日向国那珂郡の日の御崎云処あり。

○笠沙の崎

○書紀の吾田長屋笠狹之碕を吾田狹之御碕とも吾田薩摩國阿多郡阿多郡

○神代の三の御陵も大隅薩摩の

○又長屋之竹嶋を竹嶋とも竹嶋

孝德紀の薩麻之曲竹嶋之門を曲を依る今薩摩川辺郡の竹嶋云

○長屋を薩摩の

延あり云

○彼國なる法し薩摩國人の云今本國乃阿多郡の加世曲之御崎云処あり笠沙之御崎云其地に接きて宮崎云処も云処も其に野間權現云社あり木花開耶姫迹に藝尊彦火出見尊火明命を祭る故に社の皇子御誕生の跡ありて神云云

○真来通真来ハ借字なり書紀の覓國此云始貳磨儀云ふ是なり万葉北五十の山河のはさみて布美等保利久尓麻藝之都度會宮儀式帳の

見志真岐賜志處尓志都麻利坐奴ゆゑ此言
既ゆ上ゆ出て其処に云ふ傳十一の五葉てきの清
濁の事書紀乃訓注ゆ儀字
右ゆ万葉に藝字ゆ書ゆ依もバ濁音なり然る
ゆ又神武段哥ゆ麻加紀乎見也万葉ゆ巻字と書き
又此ゆ来字を借て書ゆ好ハ清音のみ通ゆ書紀ゆ
如ゆ定ゆ例ゆ少ば何放ゆ定ゆ例ゆ
行去此云鵝褒屢字如通足過て往なり元
登本流云言ハ皆此意なり今俗言に行て此処
行を其処を通る云ふに違ふに
の語乃都てゆ意ハ鎮座坐國を覓る賜ゆ為て饗閑
空虛地を通過て笠沙之御崎ゆ到坐なり韓國哀
表を附て讀をし○此地者ハ笠沙之御前ゆ指て詔
ふ形なり○朝日之直刺國なる東方に向て胡田影を

直向に受る地ゆ云○夕日之日照國なる西方
も打晴て夕日影を障ら直刺地ゆ云ふ清し下巻朝
倉宮段哥ゆ麻岐年久能比志呂乃美夜波阿佐比能比
傳流美夜曲布比能比賀氣流美夜大神宮儀式帳ゆ朝
来向國夕日来向國龍田風神祭祝詞ゆ吾宮者朝日
日向處夕日乃照隠處云ふ日隠處を賞ぜきもあ
云ふ日ゆて其對ゆ詞の万葉二十九丁ゆ朝日見流佐太乃
剱辺尓又此丁ゆ日照嶋乃御門尓十六十五ゆ夕附日指
哉河辺尓楠屋之ゆ皆日影のまゆ以て其地を美
ゆ師の冠辞考ゆ宮ハ麗しく日のさ

以宮殿をかくるを云ふ此記の此乃語又万葉の哥をも引て此外にも日影を以て宮殿を測ること多きを思ふに淺く学問の文物の美麗きことを賛ふるも日影をなぞへて云ふ万葉十三に内日刺大宮都可倍朝日奈須目細毛暮日奈須浦細毛云々百磯城之大宮人者云々こも女官等の五十師原行宮の状を賛て云るなり是なり地を以争るに日影を云ふは大方日影の無き地も多く無き物なれども高くうち晴て殊に地を賞ふ故に地を賞ふるは殊に朝日夕日の潔き処を賞ふる中に殊に朝日夕日共に賞ふ

○故此地の下に曾宮云辞を附て加礼許に曾宮訓ふ①甚吉甚字一本に者とあり其も聞えたれども今は真福寺本延佳本に甚とあるが勝れり依て舊印本又一本に作るを誤なり○於底津石根云々此國の地に皇大宮の始て下文又白檮原朝段の首なる高千穂宮なるは即此宮なるを委云ふ傳十七の八十二葉

おひなぎの考

八尺勾璁

横井千秋勾玉考云、吾師の考へに、八尺勾玉は、八尺弥真尺は佐明なり、佐と真と通ひ言なりとされば弥真明の勾玉と云ふ名も、甚明らかなり、さて此説に、此説ふるべき思ふに、八尺の意は、玉なれば、例の借字にて、麻賀流と云ふ古事記帯中日子天皇段に、目之炎耀種珍宝云々、書紀同巻に、眼炎之金銀彩色云々、目炎耀て目赫るなる、約めて麻賀流と云なり、眼炎耀て目赫るなる、物語書なるべし、俗言にも、まぶゆきかがやくを、

古事記傳十六之巻

神代十四之巻　本居宣長謹撰

故爾詔天宇受賣命。此立御前所仕奉猨田毘古大神者專所顯申之汝送奉。亦其神御名者。汝負仕奉是以猨女君等負其

猨田毘古之男神名而女呼猨女君之事是也

此立御前云々此ハ彼書云むう如し先ハ天降坐し時の事ハ指なり中昔の物語書ハ皆ハも彼ハ又此時猨云ふきを此ハ云るうハ多し

田毘古大神大前ハ侍り坐を直ハ指て詔ふハとを

○猨田毘古大神書紀ハ自名告賜ふ言にも大神ハ

古事

何ぞ本ハ尋常なるぬ神ハ本名坐ぬ故○專ハ

他神ハ得問ぬ此宇受賣命ぬ獨よく問顯せ

意なり其処ハも專汝云ぬ故○顯申ぬ彼大神乃御名ハ又其出居賜ふ所以を問聞て顯世を云上に顯白其ハ名毘古那神所謂久延毘古云々

○同申ハ云々奏世を云顯ハ附て云書紀ハ天鈿女還詣報狀ハ當ハ非ず

○送奉書紀ハ猨田彦大神云ハ因曰發顯我者汝也故汝可送我而致之矣ハ果如先期皇孫云々其猨田彦神者則到伊勢狹長田五十鈴川上即天鈿女命隨猨田彦神所乞遂以侍送焉ハ此記ハ傳乃異ハ

○此記ハ猨田毘古神何處ハ往坐も云ず

ふて送奉りたまはば其本郷に還りなまかるべし本郷に還賜ふは非ず必是に依て見まば伊勢は初より其本國なり伊勢も書紀に其趣云へり

往坐處を云ハ事足はず

天宇受賣命に送りに書紀の趣なれの御前に立て

天降賜ふをりの如く

此記の趣も然

ふたつに猨田毘古神に先伊勢に降到て伊勢より

一度日向の宮に朝参て

此事は傳十五の巻に云へり

暇を賜ふ日向に伊勢に帰給ふ時の事を聞

書紀に遂以侍送焉云へり

天孫降臨之後の事に云へり

口決あり

猨田毘古神に日向に参賜ふ

此記に書紀

ふに見えたり

若日向に参給ふ事無ふ

ふに

既に天降坐て後に宇受賣命に送ふ何處より

ふに合せ

ふに必日向に

ふに聞

○其神御名

者汝負ふ名に負云ふ他人に名に物名に

ふ取て己が名に云其名を負持

○

仕奉に皇朝に仕へ奉て猨田毘古神は仕奉に心得ハ甚く違へり

並に猨女の職なり是猨田毘古神躬に

ふに皇朝に侍て仕奉に賜ふ侍ふ此神は幽契に

て罷退て伊勢に坐ふ故に宇受賣命此神の代を

て其御名に負持て近世に身の代を名代を

云ハ此義よく當れり仕奉れ

之詔ふ事なり。汝負其神御名者は云ふなり。其神御名者は、其神の代は、汝仕奉と語勢に必ず著く味はひ語ふ意なり。○猨女君等は、猨女君氏なり。等は指て云ふ。○男神の名を負ふ者は、男なり。猨田毘古神の代なるに、其御名を負ふ者は、男なり。

きなり。然るに、守受賣命より、後まで皆女にして、其職は供奉ふ故に、女なり。男は代を供奉ふ云意なり。男神なるに、次に女なるは、相應を言ふ。師説に、日本紀古語拾遺に考るに、男神とあ係男字、下の女字は、錯れるなり。云云といふは、男字の上なる之字をも置る

○女呼猨女君上乃女字表美那袁訓法、先に書紀古語拾遺なるに、男女皆呼ばるに、依て表美那袁訓て、男も女も云意なり。然るに、此は女なるに、男神乃名を負て仕奉ふ所由を云延ふ故なり。男にも用ふ。女を主とは云ふ。猨女云は、男神の名なる故、女なる須て、猨女と呼なり。然るを、男字乃脱なるか。中に思ふ中に呼字師は伊布と訓とし、与夫云は、かれそもそも然るに、訓を、おなじ。さて此處書紀は時皇孫勅天細女命、汝宜以所顕神名為姓氏焉因賜猿女君之號故猿女君等男女皆呼為君此其縁也。此々漢文を修はしなり。古意の主なる所

を失ふ事此記に合せ見て曉るべし其此文おのづから心得
ぬ事なれども上に姓氏を云て下にも號を云
ふ姓氏號を忽に違ふべきにあらず此時いまだ姓氏を云
ばば此二字は此うかがはるべし
號をいふべき宜き故也此は猨田毘古神の名に取て號とせり猨
女を云主君に非ずその尊稱のかの猨女を
乃由縁に関せり何乃由ぞ故思
ば畧君を呼ぶ君なり
本は是も呼為猨女君なり
等なる故に類ひ
かしこ猨女二字に削るにあり
遺ふも天鈿女命者是猨女君遠祖坂所顕神名為氏姓
今彼男女皆号為猨女君此縁也書紀に云此書
云陰と陽とを男女皆呼ぶ其故を男女皆呼ぶ萬姓の常なり
是は乃姓氏は然なれども殊更に云ふ
且此号は女に局れる事なり男は猨
女君を云ふ諸の書に見ざる故思

本は此記乃如女の字の
文のごとく何の意も物にて
云ふ男女を云意なり
事違ふ書紀に依れば此號は即宇
受賣命に賜ふ號なり其を後に嗣と傳
る物なり上に天宇受賣命者猨女君等之祖書紀に猨
女君遠祖天鈿女命猨女上祖天鈿女命なり
加佐なり猨女君云は尋常乃姓氏は如前也
杵も鏡作連祖伊斯許理度賣命此宇受賣命は女
神なる故子孫乃氏なり疑し天照大御神の皇統の御
祖神に坐ば殊なる所由なり殊に天上乃
事なれば例乃は申しがたし同じく神代なり

御天降り乃後に萬の事やうくに人代のまゝ遂げきば此神達も失ぬ孫のかうを孫のかうを若くハ夫神あり功あるを以て皇朝に仕奉給ひ後まで其家の職業神を功あり皇朝に仕奉給ひ後まで其家の職業世々女子に仕奉る氏ハ故殊に此神を以て祖ぞ

兼摂津守小野朝臣野生等解偁獲女之興國史詳矣其
後不絶今猶現在又獲女養田在近江國和迩村山城國
小野郷今小野臣和迩部臣等既非其氏被供獲女熟搜
事緒上件兩氏貪人利田不顧恥辱拙吏相容無加督察
也乱神事於先代穢氏族於後裔積日經年恐成舊貫望
請令所司嚴加捉搦斷用非氏然則祭礼無濫家門得正
謹請官裁者搜換舊記所陳有實右大臣宣奉勅宜改正
之者仍兩氏獲女從停廢定獲女公氏之女一人進縫殿
寮隨闕即補以為恒例（この小野氏主等の解文西宮記類聚國史にも載せり）
小猿女（依縫殿寮解内侍奏補之）裏書に貢猿女事（弘仁四年十月廿日）獲女公氏之
女進縫殿寮（延喜廿年十月十四日）昨尚侍令奏縫殿寮申
以韓田福貞子請為韓田海子死闕替云々（天暦九年正
月廿五日）右太臣令奏縫殿寮申被給官符於大和近江
國氏人令差進猿女三人死闕替云々貞観儀式踐祚大
嘗會卯日儀に大臣一人率中臣忌部御巫猿女前行（大臣
在中央中臣忌部在左右）延喜大嘗祭式に大臣若大中納言一人率
中臣（中臣立左）忌部（忌部立右）御巫獲女（左右）前行（江次第にも見ゆ）
治三年十一月十三日今夜大嘗祭也云々（平戸記に仁
之間又多違例等云々）（希代勝事也）鎮魂祭
儀式に縫殿寮率猿女升自東側階就座（まさに御巫舞訖）
次諸御巫猿女舞畢（延喜式に縫殿寮式に鎮魂齋服新
嘗

祭同用之云々獲女四人緑袍四領別三丈緑表帛裏綿八也別二兩
面紐四條別長一尺九寸廣五寸汗衫四領別三緑裙四腰緑表帛
丈裙腰料縹帛四條別三丈綿八也別二下裙四腰裙別三丈
腰別一丈五尺袴四腰別三丈綿四也別一縹帶四條別長六尺廣
四寸五分
細布髣髴四條別二尺緋帔四條緋表帛裏別一丈五尺細布袜四兩
別三尺線鞋四兩大嘗祭の時服儀式略か見え
中卷末に此者神宇礼豆致之言本者也の注略云
然らば見え文書紀に多く云給之縁也や
同意なり其事の所由始云々事は下に本字の脱か
此略か其意多し意さて此延ち丈止か是以云云是也

故其猨田毘古神坐阿邪訶此三字以音地名時爲漁而於比良夫貝
自比至夫以音其手見咋合而沈溺海鹽故其沈居底之時名謂底度

久御魂。度会二十五座。字以音

其海水之都夫多都時名謂都夫多都御魂。自都下四字以音

其阿和佐久時名謂阿和佐久御魂。自阿至阿阿阿

毘古神乃此阿邪訶に坐しは日向より還賜ふ道の次なりと云ふ説に坐時なりと思ふ以下思ふに其後或時の事なるべし○注に地名二字ハ例の後人の加ふる所なり除かるべし○師の云ふ然るに○為漁而ハ須那杼理志弖と訓ム○和名抄に漁説文云捕魚也訓須奈度利書紀欽明巻に捕漁万葉四に奥辺往辺去伊麻夜為妹吾漁有藻刈東鮒を師伝に那取と伊須那取乃伊を略き須佐の上條はし宣べ如通ハ即鯨魚取なり然るに鯨魚を取る事なれば何の魚取を云ふ冠辞考いさなとりの條に見ゆ阿邪訶地ハ今の海辺やゝ遠ゆを云ふ今の村なり海辺まで一里餘許あり○古ハ海辺から廣き谷なりしを次第に遠かりて出て漁に給ひしなり○比良夫貝ハ古世に多かりし物なりて人名に負ふ書紀続紀に数多見ゆ書紀に大伴見比良夫額田部連比羅夫阿曇連比羅夫倭漢直比羅夫河部引田臣比羅夫続紀に民忌寸比良夫采女朝臣枚夫田辺史比良夫石川朝臣麻呂比良夫なども見ゆ然るに和名抄に見ゆ後に名を変ずるかやうなり今詳に史に那ゆ貝云ふ説のさる月日に似て是ハ思ふに殼のさる月日に通ひて平日に意なるべし○比良岐や云貝なり又多く比良岐の切

ふるて平貝の意ぞ是ぞ平貝ガ乃故事ぞ依て此ぞ獲潮ボて意うて此ぞ皆其名ぞ名付て是ぞ
や名ぞ付て後ぞ志摩國の海邊乃
こ云のみぞ云のみぞ云く比良夫貝ハ月日貝の
人和此貝ぞ事問ふに稀ぞ物ぞ云
ぞ此貝ぞ乃海ぞ
乃ぞ國ぞ尋ぬ古ぞ名乃殘ぞ書て
辺ぞ有ぞ飯高郡の海邊ぞ平生
此貝ぞ阿坂村ぞ迎ぞ
壹志郡乃堺ぞ
ぞ東ぞ出ぞ地名ぞ
此貝ぞ乃故事ぞ
ぞ海鹽ハ
ぞ神鳳抄ぞ平生御厨ぞ
ぞ處ぞ

鹽ハ借字 齋明紀の御哥ぞ干之良ぞ依て然訓ぞ
下ぞ海水ぞ同じ師ハ
ぞ訓 ①沈溺ボ淤類
礼ぞ訓ぞ此神ぞ如此ぞ是時ぞ甕坐ぞ然
ぞは非ぞ決ぞ ①底度久ハ底著ぞ底ぞ沈

著ぞ不ぞ日子穂手見命ぞ御哥ぞ加毛度久
ぞ云ぞ書紀ぞ輒茂豆向鴨著ぞ是度ぞ著
ぞ證ぞ ②都夫多都ブ師ぞ説ぞ物ぞ沈ぞ時ぞ水
の鳴音ぞ云ぞ藤原実方集ぞ物ぞ岩間乃
水の物ぞ伝ぞ行ぞ思ぞ心ぞ五百番哥合頭
口ぞ雨ぞ判詞ぞ世俗ぞ
ぞ軒ぞ玉水ぞ万葉十八ぞ
可治能於登乃都波良都婆良ぞ樽ぞ水ぞ觸て
鳴音ぞ都婆ハ都夫ぞ同じ此ぞ師ハ
ぞ云ぞ舟ぞ摩ぞ音ぞ
然ぞ今世言ぞ物乃水ぞ沒て沈ぞ都夫
理ぞ入ぞ云ぞ又多都ぞ就ぞ思ぞ
音ぞ物ぞ沈ぞ時

ホ水都煩乃發を云に、や水都煩ハ万葉ニホ見えたり。水上ニ圓ホ浮ぶ泡ホ上ニ又宇治拾遺物語ホ大柑子ハ麿のやうホ形ホ云ヒ。然もなほ此処モ次ホ阿和佐久ハ同じ許やうに重ホ多都ハ上ホ云ホ烟のやうホ形ホ云ハ。なほ音ホ多都ハ上ホ云ホ烟のやうホ形ホ云ハ。みなの底ニ音の鳴ル上ホ泡ホ云ハ。時下ホ名字多くハ本に無きハ落ホ前後の例ホ違ヒ今ハ一本ホ有ホ依ル。○阿和佐久ハ沫咲ハ花の咲ク同ニ沫の起出ル状ニ云ヒ師の説ホ浪の立ち咲ク云ホ同じ。書紀ホ秀起浪穂秀起此云左岐陀豆屢ヤ云ヒ。さて若は三の状ニ獲田毘古神の御身の底ホ沈ム着生ホ依て海水ホ都ブ夫ホ鳴上ホ沫の起ル時ホ三件の次序も如此。○阿和佐久御魂諸本ホ阿和二字無きハ後ホ脱ヒタル。故今補ヒ。延佳沫字ヲ補ヒ。擬舊事紀ニ補ヒ。詳ニ上ホ阿和佐久ハ疑ル。舊事紀上ニ沫字ホ宜ハ此ニ必其字ホ作ル。沫佐久ハ作ル。此ハ其字ホ註ホ阿字諸本ホ作ル。非ヒ。阿ハ誤リて佐ハ誤リ。本文の阿和二字ハ思ひて後人の誤ホ佐ホ改メ。ホ佐久ハ字ホ注ヒ。自ニ某字至ニ某字ニ沫ホ佐ホ改メ。ホ佐久ハ字ホ注ヒ。上字以上の時ホ例ホ倣ヒ。ヤ二字ホ然注ヒ。此ホ以て本文ホ脱ヒ。字ハ非ヒ。故今ハ阿和二字ホ改メ。○此三の御魂ハ此時の事ニ就て各分れ坐ス。獲田毘古神の神霊ホ。或伊勢人の説ホ此三御魂ハ

猨田彦神の三人の妃を云ふ所なり由なく論ずべき足らざるか
云るハ
神名帳に伊勢國壹志郡阿邪加神社三座並名大
やつろ續後紀に義和二年十月奉授阿邪賀大神從
五位下此神坐伊勢國壹志郡文徳実録に嘉祥三年十
月授伊勢國阿邪賀神從四位上齊衡二年正月以伊勢
國阿邪賀神預於名神同月加從四位下寸代実録に貞
観元年正月奉授伊勢國阿邪加神從四位上此三
同八年十月伊勢國阿邪加神授從三位
の御魂を齋祀るなり今世阿邪訶神社大阿坂村や
小阿坂村や二處あり天社や申なり共に同じ所
森なり共に古く見也神殿も各三宇あり何方の古き
本なるの御社なるや別まる
縁起に小阿坂の神社昔行基僧が勸請せる寺の
記なり是実なり大阿坂なるや本

添なり此阿邪訶神上古の荒ぶる坐し事の如く倭姫命
世記に十八年己酉遷坐于阿佐加藤方片樋宮積年歴
四箇年奉齋是時に阿佐加乃弥尼に坐而伊豆速布留
神百往人者五十人取死此人往人代人取死如此伊豆
速布留時に倭比賣命於朝廷大若子乎進上而彼神事
乎申之者種々大御手津物彼神進屋波志志豆目平奉
止詔遣下給支于時其神乎阿佐加乃山嶺社作定而其
神乎夜波志志都米止奉天勞祀支初は歴四箇年奉齋
の御事
一書曰天照太神自美濃國廻到安濃藤方
片樋宮坐于時安佐賀山有荒神云々因茲倭姫命不入

坐度會郡宇遅村五十鈴川上之宮云々即賜種々幣而返遣大若子命祭其神已保平定社於安佐賀以祭之矣而後倭姫命即得入坐宮中是時加乃儀式帳云悪神平定而永也此事有り阿那加神社ハ正坐神を祀る社也聞えさせ給ひ荒び給ひ云々荒び給ひ三ッの御魂ある三ッ

きバ猨田毘古神ハ非ず神即此の猨田毘古神の三ッの御魂ある三ッ座ハ坐も必然思ひ給ふ猨田毘古神乃御魂ある事みハ皇太御神乃幸行乃前途を妨げ給ハむと疑ふ以ても知るべし人心あり其ハ疑ふ以ても知るべし人心あり其ハ疑ふ以ても知るべし人心あり其ハ

天宇受賣命謂海鼠云。此口乎不答之口而。以紐小刀拆其口。故於今海鼠口拆也。是以御世嶋之速贄獻之時。給獲女君等也。

於是此下に天宇受賣命答詞の五字脱ち。還到還字ハ。罷を誤れる歟。法ハ麻加理伊多理豆を訓ぶ。伊勢ハ到を倒とかき。其由ハ下に断ずべし。若本の如く還ハ時向京ハ。

(中)鰭廣物鰭狹物ハ波多能ハ此ハ毋能波多能佐毋能訓ハ。然るハ廣瀬大忌祭祝詞ハ毛能和支物毛能荒支物鰭能廣支物鰭能狹支物ハ此の如く使ハ師ハ辞を添て訓まさるべし。使ハ云ハ使ハ云ハ。ハ必ずしもの云ハ書ハ祝詞ハ多からず。何ぞ此言ハ。故ぞ。

支ハ。右の廣瀬祭ハ。魚の太きなる。小きなる。心得ぬ。

云ハ。古の雅言ハ。獻ハ毛和物毛鹿物云ハ。下に見ゆ。鰭乃夏ハ。上ハ云ハ。傳十四の万葉廿二十ハ。鷓河立取左牟安由能

我波多波吾等尓可伎无氣念之念婆三の句爾之鰭
そ多づゝ云
むがごゝ。とゝ。魚にも鰭を主ゝ。かゝ云ふ。
書紀ゝ鰭廣鰭狹祈年祭祝詞ゝ青海原住物者鰭能廣
物鰭能狹物春日祭祝詞ゝ青海原乃物者波多能廣物
波多能狹物此餘龍田風神祭平野祭鎮火祭道饗祭鎮
御魂祭遷却崇神ゝゝの祝詞ゝと如此あるゝ童蒙抄ゝ
海源ゝ底まゝ次ゝる月影ゝ数ゝ於ゝゝゝゝゝや鰭乃せば
物古哥ゝり鰭のせば物ゝゝゝ小き魚ゝゝゝ狹ゝ世婆
の切ゝゝゝゝゝ
バ。せゝ物も同ゝ追聚魚ゝゝ故ゝ追ゝ云ゝ魚ハ方ゝ
追寄せて集ゝゝ海神宮段ゝ召集海之大小魚問曰云ゝ書

紀同段ゝも盡召鰭廣鰭狹而問之。ゝ思神御ゝ仕奉乎
ゝゝ皇孫命の太御饌の御贄ゝ奉ゝ否ゝ波問
ゝゝ万葉ゝ云ゝ為鹿述痛哥ゝ俵男鹿乃来立嘆久
頓尓吾可死王尓吾仕牟云ゝ為蟹述痛哥ゝ葦河
尓乎玉召跡何為牟尓吾乎召良夜云ゝゝゝゝゝゝ御
贄ゝゝゝゝゝ云ゝ。○諸魚諸ゝ毋呂毋呂能訓ゝし。
ゝ。ゝゝ訓ゝゝ。○海鼠ハ和名抄ゝ崔禹錫食經云海鼠
似蛭而大者也和名古本朝式加熬字云伊里古ゝゝり。
今世ゝゝゝゝゝゝ

り係延ふ乎也云ふ。余考云、爭が如し。例主小出。傳五の六十四

葉○紐小刀は、紐字諸本に細小誤れり。真福寺本小は鈔なれば、延佳本小改出せり。今は依

也。比毋賀多那波訓佐ヒモガタナ。此物、海神宮段に見え。中巻

玉垣宮段に、八塩折之紐小刀ヒホリノヒモガタナ。書紀には紐首

書れあり。史記刺客傳云く、索隱曰、匕首、劉氏云、和名短劍也。塩鐵論以為長尺八寸云云。

抄に、大刀太知、小刀加多奈。大刀を加多那、

葉に加多那は片刃なり。紐を云は、懷中に佩て

云ふ。

下帶に挿て故の名なり。此小刀を、彼玉垣宮段に見え

る。密注、天皇を刺奉り料なる。必懷中に隱し賜へ

り。書紀に、是匕首佩于倭建命段に、以劍納于御

懷中云云。

懷中行なり。

佩る故、或云、今世は脇差なり。物は、脇差なり。

て、古のは、六七寸ばかりにて、長き物にて、懷中

に隱し、佩る物なり。脇の方は、此は敬て、脇差

云ふ。中心乃ち巻に、小隱身を守ほ刀なる故

に、守刀とも云ふ。東山殿の下部の者なども、顯

腰に、さしなり。初見は、見ず。今世の脇差は、其形大に

変れり。云ふ。此中昔の脇差、物云物。

即上代は紐小刀なり。傳へ

鼠は小き物なり。其口を拆料なり。故に小刀を用ひ

ふ。此は海鼠乃事なり。記を見は、

仕奉仕奉らぬと、此は関らず。此物の口は裂さ

る事本の談なり。○是以ては、上の追聚鰭、廣物鰭、狹物

云ふ事を兼て云ふ。海鼠の事は、係らず。○御世は、御世

なほ重なれるなり。脫なるべし。舊事紀に御世
御世速贄とあり。○嶋は志摩國なり。舊事紀に嶋の字無きは、作者の
ちがひなるを脫なるべし。然るを此舊事紀に依て此記の嶋字を御世二字の誤とせる
ことは、其由下に云ふべし。○速贄和名抄に唐韻云苞苴裹魚肉也。日本紀私記云於保迩倍俗云阿良方岐。苞苴の注に
肉を裹へ限なきを云ふ。書紀神武卷人名の訓注に苞苴裹魚肉
苴を理倍と訓ずるは、亦閑なり云々。名は亦比阿閑の切まるに
此事傳八の六巻に
太嘗の巫よ云々。新物を神にも人にも饗みなむ
も食ずして出る。苞苴又贄、字の義は未詳。さ
朝廷に貢る御贄を大亦閑なり云々。中巻に大贄
仁德巻に苞苴を訓て矢皇の献と云ふ。故かく又大嘗に云々名の本は一つ
なれども事は異なり。其御贄は御食津國土産物種々貢
る事なり。師云、御食津國は大御饌の御贄を内膳司式
に貢る國を云ふ。食國とは異なり。
諸國貢進御贄云々。右諸國所貢並依前件仍收贄殿
擬供御。其品物多く挙げたり。西宮記云、贄殿在内膳中。太宰及諸
國所進御贄納備供御。
速贄初物を意通ずるなり。波都カ。即速津
初物走云も速き意なり。又は定まれる時節にも
同じかるべし。内膳式に五月五日山科園進早瓜一捧
云ふ。今も古へも殊に賞する物を云ふ。
思ふに初物なる此、日此迄より外に古書に

未見ヘカラズ。源俊頼朝臣集ニ垣根ヲハ百舌鳥の早贄ゝ云ヘリ。法師田長ニ志のびうのおとゝ

志摩國ハ。殊ニ御贄ヲ献ズ。國ヲ以テ御食國志摩神風ニ此國ハ贄嶋ヤ云ヲ。十三五仁御食都國神風之伊勢乃國。志摩伊勢ノ内ヲ以テ。今京ニ奈ヲ以テ。三代實録ニ元慶六年十月廿五日。志摩國年貢御贄四百三十一荷。令近江伊賀伊勢等國驛傳貢進。内膳式ニ諸國貢進御贄旬料云ゝ志摩國御厨。鮮鰒螺。起九月盡明年三月。月別上下旬各二擔。味漬腸漬蒸鰒。玉貫御取夏蝮等。月別惣五擔。雑魚十三擔。並以偽運進云ゝ節料云ゝ志摩國

正月元日。新嘗會二節各八擔。正月七日。十六日。五月五日。七月七日。九月九日。五節各三擔。年料云ゝ伊勢國。鯛春酢二擔。二十籠。二度鮎。年魚二擔。四壺。二度蠣。磯蠣。志摩國。藻海松。主税式ニ志摩國供御贄潜女。人云ゝ。見ヘカラズ。又此國ヨリ大神宮ニ御贄献ル事。後世モ絶ズ。伊勢の書ニモ見ヘタリ。今世ニ給ふのことハ事ナカレシ。○給猨女君等此事。上代ハ例ナリ。後ニハ絶ヤ。此処乃外ニ物ヲ見ヘカラズ。但シ事ハ有ルモ。漏テ記ヲ止ル。還到ル。罷到ル。其ヲ拆其口ヲ云ヘリ。伊勢國ニテハ。本如ク。還到ル。此段。日向ニ還ル事ナリ。後の事ナリ。若然ル。猨田毘古神ヲ送ル事ナカレバ。別ニ端ヲ更ニ云ヘリ。縁ナキ事ナレバ。別ニ端ヲ記ヘカラズ。彼神ヲ送ル引連テ云

永八送て伊勢に到て其故其処の志摩に速贄を献
國て此事をれば如是若舊事紀に依て嶋
を時に給ふ例やはあれる字に御世二字の誤
字に此速贄は何の國より献るや爭
速贄を云海やはあらざるべし必嶋なるべ
そ宜しきを志摩は伊勢の内なる嶋くの多
くの処に分て一國やかの嶋なるべ後世の
も伊勢に附る國なり然るに伊勢
の海の嶋は如此て此段の趣を明らかに
即志摩國なり
給は其内を分て給
ふを云歟是みなが給ふ
よりは

於是天津日高日子番能邇邇

藝能命於笠沙御前遇麗美人爾問誰女答白之大山津見神之女名神阿多都比賣此神名亦名謂木花之佐久夜毘賣此字以音又問有汝之兄弟乎答白

我姉石長比賣在也爾詔吾欲
目合汝奈何答白僕不得白僕
父大山津見神將白故乞遣其
父大山津見神之時大歡喜而
副其姉石長比賣令持百取机
代之物奉出故爾其姉者因甚
凶醜見畏而返送唯留其弟木
花之佐久夜毘賣以一宿爲婚
爾大山津見神因返石長比賣
而大恥白送言我之女二並立

奉由者使石長比賣者天神御子之命雖雪零風吹恒如石而常堅不動坐亦使木花之佐久夜毘賣者如木花之榮榮坐宇氣比豆四字以音貢進此令返石長比賣而獨留木花之佐久夜毘賣故天神御子之御壽者木花之阿摩比能微此五字以音坐故是以至于今天皇命等之御命不長也

遇麗美人ハ加本余伎袁登賣能阿幣流ニ尓ヲ訓法ハ是雅言の格ニ近世かゝかゝ係延ハ美人尓ヲ云例なきぞと雅言ハ然らず美人尓ヲ云ヲきハ此方ニ美人ニ遇ふ云ヲきハ其美人の方よりの遇ふかゝいまバ尓てふ辭のるヲ彼ヲの違ふあるおいふヲばよう雅語みハ允て尓ヲハ云ざるに例なこと加と挙ふ万葉十三二十三丁ふ裏觸而妻者會登人曽告鶴妻者ヲ云も妻之會ニ古今集春端詞ふ志賀ゝ山越ふ女の多く遇ニふ伊勢物語ふ宇都の山ふ至ニ云修行者遇ふ拾遺集又六帖伊勢に散散ら文聞まゝ紀ふ故郷の花見て還ふ人も遇ハなニ人も云も人のふ云こゝ道ふ知ふ人ありふ兼盛集ふ旅人いひぞふぬに人あひふ赤染衛門集ふ同じ道ふ恥

かげ形る男乃いき宇治拾遺物語ふ如道ふ狐のかゝりあを又ら佐の山ふ白髪の武士一騎あひに依ふ細道ふて馬に乗ふ女の行遇ふ云徒然草ニ云其ふまを失ハ云ざるを以て心得ニ尤道形ニて行遇ふ事をハ皆如此云ニ然る近き此にハ某ふ遇ヲ云ふ漢文ふ遇字上ふ在て返ニて故ふ尓ヲ遇字を上ふ置るハ漢文の格ふ依ふ今此記ふ中巻輕嶋宮段大御哥ふ許波多能美知迩阿波志斯袁登賣下巻若櫻宮段大御哥ふ淤富佐迦迩阿布夜袁登賣ヲ此ら此遇も袁登賣ら方ニ遇ふて同じ袁登賣ふ遇給ふヲ云意ハ文ヲ麗を加ふ訓ふ万葉十四十三ふ可抱

ヨキ吉ミ見エ書紀ニ麗又美麗又艶妙不容姿麗美ナリ
みな然訓フ美人ハ記中ニ嬢子嬢女媛女ナドアルトキハ
同クテ並ミナ美ナリ訓ケリ例ナリ○太山津見神之女
こゝ何地ニまれる此神乃鎮坐社の御霊ニ現壮士ニ化
テ婦人ニ婚テ生賜フ依御女ナル故し其例ナリ上ニ淤
迦美神之女ニ傳十世の孫ニ延ヘ七十二葉ニ云るが如し○神阿
多都比賣御名義ハ神ハ例の美称阿多ハ地名和名抄
ニ薩摩國阿多郡阿多ナリ故し○木花之佐久夜
毘賣上に大山津見神之女木花知流比賣ナリ云もの
名意木花ハ字ノ意乃如し佐久夜ハ開光映の伝波ヨ

切ル意ニ加ル波通ハ久ハ芸勝フ若子ヲ和久ハ碁
ニ云類ナリ光映ヲ波夜ニ云ヒ上ニ出る其思ヒ賣の寄ニ阿那
陀麻波夜ニ云ヒ波夜乃如し此事傳中ノ末ニ委し加ク
萬の木花の中ニ櫻ハ勝テ美キ故ニ殊ニ開光映テ
名ヲ賜フ佐久良ハ云フ夜ニ良ハ横通音ナリ
小児乃ヒまゝ舌ハ云ヒ良理流礼呂ヲ夜ニ使ヒ由延余ニ云テ櫻ハ佐久夜ニ云
こゝ通ふの例ナリ音ハ勝ル故ニ此御名も庭
鳥かゝ野鳥ハ鳥キゝの例ナリ櫻ハ木花の
櫻ハ云ヒ知流比賣ニ云もの
ハ合テ思フ佐久夜ハ開光映の意ニ云
ル故ニ即櫻ハ
阿摩比ナリ云延も直ニ如佐久夜之榮ナリ木花之
阿摩比ハ云ヒ榮ハ下ニ如木花之榮ナリ佐久夜之
ハ此佐久夜ハ花名ナハ非ズ故ニ

色何の花ぞハなくばぬば木花咲光映ぞが即主ぞ
櫻花ハ因て然云ハ淺しやい後ハ木花ぞ云て即
櫻ぞせ流もの是古今集序の哥ハ難波津ハ咲や木花
ぞ何の是なる是なる是ぞ然ぞ何も何乃花ぞ咲ぞ木花ぞ咲
ハ由なるそハ冬隠今ハ春淺ぞ云語を何に心得
て如もあるに定ぞ云ふ云ずあぞ咲ぞ然る波其説ぞ
泥みる此乃御名の木花ぞ咲ぞ梅又万葉ハ丁ハ藤
ぞ云説ぞいよい云ハ云ハ
原朝臣廣嗣櫻花贈娘子哥ハ此花乃云ハ和哥ハ也此
花乃云ぞ云ぞ是ハ贈ぞ花ぞ指て字の此花ぞ云
名物ぞがら櫻を木花ぞ云ハ其を兼ぞ聞也
流ぞ是ぞいよ後ハ花ぞハ櫻

のぞ云ぞ云れ是云れも上代乃意ハ叶是ぞ此書紀ハ
帖到於吾田長屋笠狭之碕云く故皇孫就而留住時彼
國有美人名曰鹿葦津姫亦名神吾田津姫亦名木花之
開耶姫皇孫問此美人曰汝誰之女子耶對曰妾是天神
娶大山祇神所生児也ぞ乃是彼國有美人ぞ
由ハ聞ぞいかなる神娶大山祇神ぞ云ぞ聞に問賜ふぞ又天
ぞし若然ハ此傳ハ大①兄弟ハ此ハ波良賀良ぞ訓
山津見神乃外孫ぞ
淺し。イロネ。イロド。訓ハ乃ぞし。②答白我の白字諸本ハ田ぞ作
ぞ今ハ真福寺本に依ぞ前後の例皆白ぞ
是。○姉ハ和名抄ハ不雅云女子先生為姉女兄和名阿

祢○石長比賣名義下知る宇氣比詞の如く常磐
堅石の長久き由なり さて此二女の御名石も木花も
主ぞ山乃物の如く父神の縁あり書紀一書に云く天孫
又問曰其於秀起浪穂之上起八尋殿而手玉玲瓏織紝
之少女者是誰之子女耶答曰大山祇神之女芽太號磐
長姫少號木花開耶姫亦名豊吾田津姫也云々○目
合ハ麻具波比ぞ訓げり此言は事上の云々傳十の三
十五業
○僕不得自云ハ上乃建御雷神の問給ふ大國主
神の答に僕者不得自我子八重事代主神是可白云
如同じ此も殊の父の心に隨て賜ふ也ける
傳に書紀一書云皇孫後遊幸海濱見美人皇孫問曰
汝是誰之子耶對曰妾是大山祇神之子名神吾田鹿葦
津姫亦名木花開耶姫因白亦吾姉磐長姫在皇孫曰吾
欲以妾為妻如之何對曰妾父大山祇神在請以垂問
乞遣ハ許比ハ都加波志ぞ訓ぜり○副
ハ並げて云ぞ如中巻黒田宮段の今柱相副而
明宮段大御哥の伊蘇比袁流迦母續紀の歌垣
の処の男女相並分行徐進歌曰乎止賣良ハ乎止古多
智蘇比云々皆同じけるに並び配ふ蘇布
云ぞ世の言の夫婦を在を某曾布云も同じ
ば此も木花之佐久夜毘賣を主ぞ志て其

か附副る意かハ非文○百取机代之物百ハ其数の副字か拘るなり〻ば甚多きを云なり必しも百に限ハ非文取ハ書紀神功巻か荷持田村荷持此云能登利ノ持の如し書紀ハ百机ありとも〻ハ机の数多云なり又紀か百人共挙机言其高大也云ハ殊かゝみしき机を坏居か下枝頭か以飲食ハ器を居る由ハ名なり和名抄か唐韻云机案属也和名都久恵坏居を本か又和名抄丈書具か書案俗云不美都久恵ハ机ハ坐卧具か几和名於之万都岐を机ハ於之万都岐ハ押坐几の約ハ名か了脇足のなきひなり古書か字ハ案几机うゝ通用して皆坏居の意なり代ハ書紀崇神巻か倭國之物實物實此云望能志呂ものあり實か了何か其物か其物か指て因机代を机か居ハ代を祝詞か礼代を云なり是ハ此礼代を出雲國造神賀詞か礼自利を行る術師の考ハ自利を志流志の約なり物を現物を云て物か云て然ハ志呂も其意か了其物を現物か云て物か云て然ハ志呂も同じ志流志を志呂志も同じ又社御船代御舳代の類又苗代なゝ乃代ハ是より出なり又物の代ハ是云ハ是より出なり貞観儀式及臨時祭式の鎮魂祭條か大膳職造酒司供八代物其品目ハ大膳式か見ゆ遷却崇神祝詞か云く横山之如久八物か置所足立奉留なゝ乃ハ八字ハ几を誤る歟八物を師のヤトリの訓ハ誤

なるべしと考へらるゝ書紀保食神段に夫品物悉備敷之百
机而饗之万葉十六に高坏に盛机に立而太神宮
儀式帳に御饌奉机二具かゝる書紀孝徳巻に共代
云浄御原に見えたる文續後紀に出雲國造奏神壽時
に献る物の中に倉代物五十荷とかゝる臨時祭式
に御贄五十舁とかゝる同物を聞ゆとあり置座に置く
物を云ふ又同じかゝる又大神宮
儀式帳に机の代貳佰拾前机代七十一前とかゝる
々机の代とかゝる云意一器の名に名付る別
なるべし今如此て献る
段に天皇為大長谷王子太日下王の妹若日下王を聘
之為賜ふ日下王恐隨大命奉進云々白て即
為其妹之礼物令持押木之玉縵而貢献の事
奉出

多豆麻陀志伎訓し使例の辞なり出類聚國史天長四
年十一月告柏原山陵詞に云差使天奉出須止申賜
布狀乎同五年八月祭北山神詞に礼代乃幣乎令捧齎
天献出事乎續後紀承和三年五月宣命に云令捧持
豆奉出事乎同八年五月宣命に奉出狀乎同六月宣命
に奉出此狀乎嘉祥三年四月宣命に云差使天奉出
須此狀乎聞食天三代実録貞観十八年五月宣命に云
云差使天聞江奉出之賜不元慶元年六月渤海國使に
賜ふ太政官宣詞に彼國王此制に違天使乎奉出世利
なり見也書紀に奉遣十四の十四丁十七の遣十九の
二丁二十四の一丁遣十四丁

奉十七の遺十九の九奉施三十の頒幣帛於諸神祇二十九の四十八丁の二丁の四の三十七の五十八丁の奉有廿一の藤原高光集の二丁の万葉の奉四の三十七の五十八丁の忠清の布衛門督五節の舞の云云と

永入月下旬ごと次第に見ゆ貞観儀

式奉山陵幣儀の条の貴所称献出凡所称奉出祭の

文字は実録一つ奉出流ハ外ハ奉出と皆多テ。ツル。ツル。

訓ずきの訓ずきの思ふ上の引る宣命ずと奉出須ま

奉出世利清紀の詞の奉入哥祝詞式の齋内親王奉入の時天長五

年の宣命に大神御杖代止之旦奉入多猶ら奉入

ハ外ハ反対る

ガ如し又同意の同ガ参出ガ参入ガ同じ

然ども奉出ハ奉入意同じ

麻陀須ゆゑ云言の万葉十五三十の麻都里太須可多

美乃母能平ゆゑ師の此須を流の誤ると手部云

音の假麻都理陀須の省言なり然ハ非ず太も必濁

字なり麻都理陀須の省言なり然ハ奉出を草

訓ずき今如ハ訓ずきハ然ハ訓ずきハ万葉

二長哥に遣使御門之人毛なる訓ハ云なり

此遣使ハ訓ずき処なり此外も麻陀

須をバ訓ずきハ此の古言ハ心得て遣字を凡て

ハ訓るバ皆非ると麻陀須ハ奉ハ云

意なきバ敬ふ處ハ遣ハ事なりと云ぬ言なり書紀

一書ハ皇孫因謂大山祇神曰吾見汝之女子欲以為妻

於是大山祇神乃使二女持百机飲食奉進甚醜ハ

甚字諸本に其ハ作るハ誤なり今ハ真福寺本ハ依ると

師ハレコメケル。訓ずき。書紀神武巻に大醜此云鞅奈瀰你

向ひ見ること中巻玉垣宮段に其弟王二柱者因甚山醜返送本土○見畏而此詞の例何にも怖れに事況見るに処に云、祇は此と石長比賣乃顔貌とて尋常の醜きをみるは非ず可怖畏しかりしにやありけん○弟は於登を訓ては宜きもいかに和名抄に尓雅に於登を訓ては伊呂妹なり所に云男子後生為弟和名於止宇止女子後生為妹とあり於登は男を表字登妹を伊毛宇登と云ふ於登宇登と云ふは夫弟人夫人妹人なり加くの人も尓雅云女子後生為妹添て云ふ後の人の和名伊毛宇止とあるも古は姉に對て後に生るを妹と云て妹とはいはず記中の例皆然

心を著て現情し中昔歌に然なりけり後に生るを妹と云ふ妹は兄に對て云ふ弟は姉に對て云ふ妹は姉に對て云ふ姉は妹に對て云ふ後世は弟は姉を云ふ姉は妹を云ふ漢籍は姉妹を云ふ和名抄に尓雅に云ふ皇國乃古称なりけり実に中昔は古今集雑上詞書に妻の弟を侍ふ人と云ふ古は姉に對て弟を侍ふ人に御ふ源氏物語花宴巻に朧月夜君の女御の對て妹と云ふ類なり姉に無かりき○一宿に比登與を訓ては一夜なるを○為婚に美乃阿多波志都を訓ては上に故は上比賣者如先期美乃阿多波志都と言は意は彼処に云

傳十六の六書紀云時皇孫謂姉為醜妹有國

色引而幸之則一夜有身○白送言は麻袁志游久理賜
比祁流許登波を訓なり○送は贈なり○言並は布多理那良
倍袁を訓なり○万葉三十五に水鴨成二人雙居五丁
亦保鳥能布多利那良比為を訓なり○思ふは二人を書なり○二を書
紀應神卷の大御哥は淡路嶋異柳數多那羅賀
小豆嶋いやなつかしく云々万葉九は並筑波乃山
を訓なり○物の二は並なるを布多那良比云々ばは人
の二人並なるを云ばはいかや然らばは此も直は布
多那良比を未見ばきば姑く上の如く訓なり○立奉を立字
の例を考へからばなり○人は然云○立奉を立字
を添て書は例上傳九の
仰せ。下。仰せ。訓を
は例を考へからばなり○使は者は都迦波志
豆婆を訓なり○婆は濁る訓なり○婆は濁
都迦比賜豆阿良婆を云意なり

都迦波志は都迦比を延て尊む言なり○都迦波志
は書紀推古卷大御哥の宇倍之訶茂蘇餓能古羅鳥於
朋枳弥能兎伽破須羅志枳續紀天平元年八月立正三
位藤原夫人為皇后詔は加伊加以称年乃六年乎試賜
使賜五此皇后位乎授賜書紀安康卷は天皇為大泊瀬
皇子欲聘大草香皇子妹幡梭皇女云々大草香皇子對言
云今陛下不嫌其醜將滿掬菜之数是甚大恩也所仰
已なり○玉垣宮段は茲二女王浄公民故宜使也やうの
処を考合はるべし○傳十四の六十葉の○天神御子は此も迹の藝
命のみなるべし大御末をまでぞうたまひて申せるなり書

紀に生児永壽とあるが如し。万葉二十三丁に大王之御壽者長久天足有。○雖雪零風吹は雪字は雨を誤れる形なり。舊印本又一本又一本舊事紀舊印本なども雪雨を作れり。今は妹に真福寺本延佳本に依れり。然れども雪はいうべからず。其由は次に云へり。故阿米を訓ては其故を此云へり。木花の雨風に移落るに對ては云ふなれども必雨をいふべし。木花は春の物にて雪は降る時は非ず。雨は風に傷るに系ぬ物なれば云ふなり。又木草を枯れ物に云ふなれば雪霜をも云ふなれども霜は誤れるなり。然れども雪は雨に並ぶて雪は雨に云ふなれども必一ツは宜き物なり。文の如く布の如く非ず。風一ツを云ふなれども必一ツは宜き物なり。然れども此は雨は風に誤れる本に就て。又雨は雪に誤れる本を是合せて。さかしらに其字を加へたるなり。雪は雨を降らす。雪は雨を降らす。雪は雨を降らす。雨は風を降らす。其は石の如く恒なる意なり。○二に云へる如く雖雨雪風吹恒石の如く字雖の上に有る意なり。阿米布理加是布氣杼毋を訓て布氣杼は氣杼を若布のまゝに心得るなり。此言の意は書紀に書に弟則雖逢風雨其幸不惑。○恒如石は登許志幣那流伊波能碁登久を訓て恒は雨ふり風吹を移落と恒なるとよりて止に屬る言なり。是は風をも切て恒石を心得ては違ふなり。○常堅不動此四字は登伎波尓加伎波尓を訓て登伎波は常石の切なるなり。常は常に

磐書許伊万葉六に伎波久人皆乃壽毛吾毛三
吉野乃多吉能床磐乃常有沼鴨ゝ訓床ハ借加伎波
ハ堅き石の多の省かゝ多を切て色
韻に行紀ハ省て書紀雄畧巻に堅磐此云柯陀之波
ゝ共に常堅を書て二共に石字を畧
ゝ此に如ゝ常堅ハ漢文の方の
乃系ハ上に既に如石字面を思ふを
の為又不動二字紙添へ意を以て
石不動ゝ訓ゝ舊事紀に如ゝ延佳本に
さかしらに二ッの石字を加ふ諸本に石
字なし真福寺本に常の上に石字
ハ上より石字より誤り衍なるべし常の
下より誤て上に書るべし堅の下に
き堅の下ハ然ハ行ゝ文師ハ不動

を別に訓ゝ古雅信ゝ
元文後の宣命又哥に
言字ハ南色紙然ハ
意を以て添へ字ゝ次
石室五十の時伎波奈周迦久斯毋何毋詩十一九に常
石有命哉ゝ祈年祭祝詞に皇御孫命御世乎手
長御世登堅磐に常磐に齋比奉春日祭祝詞に常石に
堅石に福所奉利出雲國造神賀詞に天皇命能手長大
御世乎堅石に常石に伊波比奉ゝ餘の祝詞ゝ
に此言多見色人に上に如石に云ゝ又登
伎波加伎波ゝ云ゝハ石ゝ云言煩ハ重に似
ゝ此ゝ行ゝ云ゝ壽詞ゝハ然も云

常ゝ事なり。万葉六ゝ春草者後波落易巌成常盤ゝ座貴吾君月次祭又神嘗祭祝詞ゝ御壽手長乃御壽止湯津如磐村常磐堅磐ゝ尓ゝ毛然ゝ毛。佐久夜毘賣ハ、此毘字諸本比ゝ作ゝ今ハ一本ゝ依ゝり此御名前後なる皆毘ゝ比ゝ比ゝ。

◎如木花榮榮佐加延ハ咲光映ふて。伎波ハ切ゝ。佐久夜ハ久夜の義ゝ考合ゝ。御名ゝ佐久夜ゝ榮ゝ花ゝ本ゝ他ゝ物ゝ言ゝ上卷沼河比賣ゝ哥ゝ阿佐比能恵美佐加延ハ朝日ゝ人の顔ゝ花の開ゝ共ゝ咲ゝ字を書ゝ榮ゝ咲光映ゝ意ゝ万葉二三五下ゝ木綿花乃榮時ゝ七下ゝ安志ゝ故ゝ。此成榮之君之三ゝ青冊吉寧樂乃京師者咲花乃薫如今盛有ゝ。佐加理毛ゝ咲の延ゝ言ゝ。

◎咲光映ハ甘ゝ下ゝ同ゝ。

◎字氣比ハ上ゝ。

ゝ出ゝ傳七の四十四葉ゝ。

◎此今ハ心ゝ姑ゝ加ゝ流ゝ尓ゝ伊ゝ麻ゝ訓ゝ。

の如き延ゝ此ゝ云ゝ尓ゝ訓ゝ。爾字ゝ准ゝ許ゝ。

ゝ。然ゝ訓ゝ。流ゝ訓ゝ。

ゝ。加ハ流ゝ尓ハ如此有ゝ。今ハ今字を誤ゝ。

ゝ。

◎書紀ゝ木花之ハ此ゝ木花乃如ゝ云意ゝ。其之如ゝ云意ゝ古語ゝ常ゝ。

◎薄摩比能微ハ微字ハ諸本並微ゝ作ゝ。決ゝ誤ゝ。

◎文ハ古書ゝ微字を假字ゝ用ひ。且微字ハ一字ゝ音ハ官兩韻微羽ゝ。

ゝ時ゝ。

ゝ假字ゝ用ふ。

舊事紀舊印本ゝ微ゝ作ゝ

ぞ正しかりける故今は然改まれる書紀の故磐長
姫大懸而詛之曰假使天孫不斯妾而御者生児永壽者
如磐石之常存今既然唯弟獨息御故其生児必如木
華之移落云云磐長姫恥恨而唾泣之曰顯見蒼生如木
華之微暫轉當衰去矣此世人短折者縁也此詛を石長
比賣の自の言なり此記傳乃異なるかり
傳乃異なるかり
を相照合て考ふるに阿摩比
を脆く不堅固き意なり聞え
或説に脆弱也と云甘
同言なり然相違なり
例へば花の脆く移ひ落る類の
ならを阿麻云
ふ斷輪徐則甘而不固注に物の堅固
云ふ云は漢籍なり
甘の事を身の病無く健
の如

堅い病あり弱き柔甘き
ふ近恨又天の清く晴て雨の
ふ無きを日の堅
うるみる脆く不堅固き其意遠
ふ兒ふ髪固く髪甘
云言乃ふ乃正
ふ乃さ孔童乃其ふ甘
乃沙比を云ふ其甘き狀を云ふ辞
活用言ふ比云ふ例
ふ阿治波比業ふ那理波比
ふ異意乃ふ無
濁る清ふ讀て荒き
夫流活用く備
ふ阿良備云
ふ聞ふ言の意
其意ふ清音の比
ふ比ふ互ふ誤ふ例
ふ云ふ荒備の類ふ記中
備字をのみ用ふ毘を用
ふ例を見え万葉五

訓ハ水沫奈須微命ト微命ヲ訓ハ六四ノ三丁ノ
春花乃遷日易七四十ノ比ノ玉粹之妹者花可毛足日木乃
此山影尓寐氣者失猶邪ノ世御世ノ天皇何ノ心皆然而已坐ノ然ラバ無ラ
学ノ云意ノ而已ナリ。○至于今ノ此ノ氣比言ノ驗
乃遠き代まで延及ぼす事ノ云ハ。○天皇命カ
ノ如ク命字を添テ書奉れる事ノ出雲國造神賀
詞ノ中ノ二処ノ続紀ノ巻三ノ詔詞ノ中ノ
見也ノ三字ノ須賣良美許登ヲ訓ノ儀制令義解
ノ須明樂美御德ノ此ノ假字ノ異國人ノ書物ノ具也ノ好字ノ

ノ如ク御字ノ清濁共ニ通ハ此字ノ據テ許を濁るハ例ノ此假字ノ事ハ駁
戎慨言ノ云ヒ。書紀竟宴歌ノ数女良美已度又須女羅乃支美
ノ数梅羅機涤
ノ須賣良ノ須賣良ノ須賣良ノ須賣良藝ノ
を申奉れ。須賣良朕ノ御自ノ詔ノ。続紀廿七巻の詔ノ高天原由
天降坐ノ天皇御世始而ノ迹藝命を天皇
ノ申ノ事ノ見えノ若ハ仁德天皇ノ御世ノ和迹
ノ如き博士乃申定奉ノ云ハ漢國
孔丘ノ春秋ノ云ノ王ノ天子ノ書法ノ本ノ
皇ノ天字をバ冠ニ奉ノ
の後ノ唐高宗ノ時ノ天皇ノ號ノ新ノ立ノ遥
ノ末ノ彼國ノ
此御號ノ真ノ理ノ
ノ往通ノ足ハ動ク御ノ地ノ横
御號ノ変ノ大
ノ。○御命不長也ノ上代ノ天皇等ハ百歳

かゝ多く餘らせ賜ふが故に坐はゆきては天代の百
ハ御壽長かりしかども神代の人の壽ながきよ
れく長かりし時を以て云ばバ甚く短き事なり此詔の
後日子穗〻出見命ハ坐高千穗宮五百八十歳坐
ぎもこれを不長ずして同じく短
しといはゞ云て不長坐云るを天照大御神の皇統を
兼傳て坐て天津日嗣所知看天皇に坐せば大御壽
ハ必長かるべき理なるを如何意を含て書紀に世人短折
あるに人代の中に短命なる云はなに非ず神代
の長壽かりし時に比て云ばなり此記ぬ
を天津神御子の御命を詔ひしかばかく諸人の
命なれば詔ひ由ありて非ず天皇の御命の長

坐ばなり天下にあらゆる人の命に隨ひて短
き事なり然るに後世に書紀の
纂疏の皇胤蒼生短壽者謂定業不可轉也豈由磐長姫
を詔ずして得べきや神御典を說を
て其古傳ふるを惑ひ給ふ
命の神代の如く長かりしを此時の詔に由
故後木花之佐久夜毘賣參出
白妾妊身今臨產時是天神之
御子私不可產故請爾詔佐久

夜毘賣一宿哉妊是非我子必
國神之子爾答白吾妊之子若
國神之子者産不幸若天神之
御子者幸即作無戸八尋殿入
其殿内以土塗塞而方産時以

火著其殿而産也故其火盛燒
時所生之子名火照命此者隼人
君之祖次生子名火須勢理命須
理三字以音次生子御名火遠理命
亦名天津日高日子穗穗手見

命三柱

参出て迩々藝命の御許に詣る万葉十八廿丁に麻宇為豆枳尓之乎なぞ傳麻宇為泥許之比三十に麻為豆枳尓之乎云ハ音便にて言なり○臨産時ハ古字牟倍伎時尓那理奴

訓なり○佐久夜毘賣命ハ其名に呼出て嘲り賜多なり○宿哉妊ハ比登用尓夜波良米流登訓ベし一夜みて妊ることかと嘲り詔ふ故書紀一書に天孫見其子等嘲之曰妍哉吾皇子者聞喜而生之歟の詞ふ意ハ同じ皇孫未之信曰雖復天神何能一夜之間令人有娠乎ハ

此ト宿妊哉と書き或字妊の上に加へる也其意ハ少し異なるべし又同書に天孫報曰我知本是吾児但一夜而有身應有疑者欲使衆以皆知是吾児并亦天神能令一夜有娠云々故有前日之嘲辞也ある也一の傳ある

ばかりなれど此も然らず只実に疑ひて詔ふ故の詞なり書紀雄略巻に童女君者本是采女天皇與一夜而娠遂生女子天皇疑不養云々物部目大連曰此娘子以清身奉與一宵安輙生疑臣聞易産腹者以褌觸體即便懐胎況與終宵而妄生疑也天皇命大連以女子為皇女以母為妃○産不幸ハ宇牟許登佐伎加良士と訓ベ

真福寺本延佳本ハ産の下ノ時字アリ其ハ佳シ

此歌ハ佐伎加良牟ヲ訓ベキ幸ヲハ無恙

平安ノ代云ヒ万葉五三十ノ佐伎冬伊麻志弖十

三十ノ真福寺ノ福ヲモアリ此ハ幸真幸ノヲ

多ク見ユ　○尋殿ハ上傳四ノ小出ノ無戸ヲハ土

以テ塗塞ギシ上ヲ以テ云ヘル書紀ハ何モ

ノ傳ヘモ土以テ塗塞ギ事ハ見エズ無戸室ノミアリ無

戸室ヲ云ハ必塗塞ギ室ニテ今ノ世俗ノ牟呂ヲ

云物ノ如シ故塗ヲ初ヨリ出入ベキ口ヲ

ノミヲハ殊ニ云ヘリ　○ふの無ハ下ノ如ハ

訓ベシ　○土ハ波

迩ヲ訓ベシ塗ヲハ必埴土ヲ用ベシ　○塞ハ

布多岐ヲ訓ベシ塗ハ塗塞キ給ヒ故ニ火ヲ避テ外ヲ

遁出ベキ由無カリケレバ構ヘテ○方産時ハ宇

麻須登伎ヲ阿多理ヲ訓ベシ　○以火著其殿ヲ其殿

ヲ肥衣著ヲ訓ベシ火ヲ師ノ説ヒ皆本ノ訓ベシ　其ハ外

ヲハ塗塞ギ内ヲ放ル故ニ書紀ニ故鹿葦津姫怨

恨乃作無戸室ヲ居其内而誓之曰妾所娠若非天孫之

胤必當焦滅如実天孫之胤火不能害即放火燒室一書

也吾所娠是若他神之子者必不幸矣是実天孫之子者

必當全生云々ト又一書ニ一夜有身遂生四子

故吾田鹿葦津姫抱子而来進曰天神之子寧可以私養

平(アラズ)故告狀知聞云々(ニテシレシニシメサス)(ニ)其火盛燒時盛燒ハ麻佐加理(サカリニモユル)尓毛由流(ニモユル)を訓(ヨム)ことし火方燒(モユ)ル時ノ當(アタ)リテを云

也(ナリ)如(ノ)書紀ノ顧眄之間此云美屢摩沙可利尓(ミルマサカリニト)を見光間字麻沙可利(マサカリ)て又方產(ミナカリニコウスト)を也(ナリ)麻(マ)を美(ミ)を同(ジ)方(ミナカリ)を訓(ヨム)ことし然(シカ)ハ此(コレ)を言柱(ミハシラ)御子(ミコ)ノ生(ウ)ル時を廣(ヒロ)く元(モト)云(イフ)を火折命(ホヲリノ)は坐(ヰ)坐(ヰ)を時ノ事ノ係(カカリ)を言(イフ)ノみを分て云(イフ)ハ(ノ)ことし然(シカ)ハ始起烟(ハジメオコルケブリ)ノ柱(ハシラ)生出云(ウミイフ)ノ次避熱而居生(ヒルヲサケテヰル)ノ次火盛時云(ホサカリノトキイフ)ノ次火衰時云(ホヲトロヘノトキイフ)ノ次避火其(ヒヲサケテソノ)狀を別て云(イフ)ノ事ノ如(ノ)聞(キ)ハ二柱(ハシラ)ノ事ノ如(ノ)脫(ヌケ)ノみ云(イフ)ノ次ハ(ノ)ことし聞(キ)ハ(ノ)ことし然(シカ)ラ(ム)事を考(カンガヘ)ハ(ノ)ことし

此(コレ)ハ書紀ノ如(ノ)各別(ヒトツヒトツ)ノ事(コト)を云(イフ)ノ中(ナカ)ニ盛(サカリ)ノ時(トキ)を云(イフ)ハ必(カナラズ)初起時(ハジメオコルトキ)ノ事(コト)を云(イフ)ノ中(ナカ)ニ衰(ヲトロヘ)ノ時(トキ)ノ事(コト)を對(ムカヒ)て云(イフ)ノ事(コト)ハ書紀ノ如(ノ)異(ヒトツ)ノ字(ジ)ノ泥(ナヅミ)て勿思(ナオモヒ)惑(マドヒ)ノ事(コト)を然(シカ)廣(ヒロ)く云(イフ)ノ中(ナカ)ニ其火ノ初起(ハジメオコル)ノ事(コト)を中(ナカ)ニ盛(サカリ)ノ事(コト)を言(イフ)ノ後衰(ヲトロヘ)ノ事(コト)を云(イフ)ノ次序(ツイデ)ハ(ノ)ことし然(シカ)ルに三柱(ハシラ)ノ生坐(ウマレヰ)ノ事(コト)を書紀ノ傳ハ其狀(ソノサマ)を細(クハシク)云(イフ)ノ中(ナカ)ニ(ホ)火照命本傳理(ホデリノミコトモトツタヘワリ)を訓(ヨム)ことし本能(モトヨリ)豆流(ヒルル)を訓(ヨム)ことし此(コレ)皆直(ヒタ)ノ火(ホ)其(ソノ)を訓(ヨム)ことし此(コレ)ハ御兄(ミアニ)第三柱(ヤヒコノミハシラ)御名(ミナ)を訓(ヨム)ことし火之(ホノ)を之(ノ)添(ソヘ)を加(クハヘ)ノ次此記ハ火之夜藝速男(ホノヤギハヤヲ)火之炫毘古(ホノカガビコ)火之迦具土(ホノカグツチ)皆之字ノ訓(ヨム)ことし必(カナラズ)豆理(ヒルル)を以て知(シル)ことし扨(サテ)此(コレ)を初(ハジメ)ノ火ノ燃起(モエオコル)て照明(アカ)を乃時ノ生坐(ウマレヰ)を故ノ御名於(ニ)書紀一書ノ初火(ハジメノホ)明時生(アカミゼル)ノ時(トキ)ノ火明命(ホアカリノミコト)又一書ノ其

火初明時踊誥出児自言吾是天神之子名火明命也
係即此御子ノ下照ヲ明ヲハ同意ノ所ノ書紀ノ火明命ヲ
けりて火照命ヲ云る傳ノ無キハ彼天忍穂耳命の御
子尾張連祖なる天火明命ヲ混ノ故此段の
火明命お本書ノ尾張連等始祖也ヲ云ハいよ
いよ混乱ノ然此ノ御名ハ此記ノ火照
ヲあるを正ノ○隼人阿多君之祖隼人ハ波夜毘登ヲ訓
法ノ和名抄ノ隼人司波夜比乃豆加佐ヲ訓ノ後世
ノ波伊登ヲ云ハ夜毘ハ伊ヲ約ノ訛ノ書
法し又書紀の訓ノ仁トヲ云ハいよ正
ノ又参世ノ波夜登ヲ云ハ波伊登ヲ云ル
云ハ波伊登ヲ云ル隼人ヲ云者ノ今ノ大
隅薩摩二國ノ人ノ其國ノ絶て敏捷く猛勇き
ノ故ノ此名ノ有ノ古言ノ猛勇き波夜志ヲ登
き意もあノ所ノ書ノ迅速きヲ此
鳥の如く又波夜知佐ノ名ノ合ル所ノ景行
仲哀の御世ノ熊襲ヲ云ル者ノ是ノ即其國ノ
熊曽國ヲ云き熊曽國ノ事ノ傳五又其ノ隼人國ヲ云
係ノ續紀二ノ大寶二年先是征薩摩隼人時云く唱更
國司等今薩摩国也言云く唱更ヲ
名所ノ部ノ薩摩国元唱更ヲあて職員令隼人司義解
ノ隼人者分番上下一年為限云く唱更ヲ意ノ以て其
ノ唱更ハ書ノ国也ノ續紀撰ノ時の注ノ万葉三十五ノ隼
人乃薩摩乃迫門六二十ノ隼人乃湍門ヲ云ル国
名ノ書紀孝德巻ノ薩麻之曲右ノ引ル續紀ノ薩摩
隼人万葉ノ薩摩乃迫門ヲ薩摩ハ国名
ノハ非ず隼人国の中の地名ノ後まで
薩摩郡あるバ其ノ薩摩国

ゝは後に改められたるなり。さて隼人國は今の大隅
なる隼人國云しは今は薩摩國の域なれば大隅
も和銅六年に日向國より分れ出たる國なれども猶
上古に薩摩と共に日向國なりしかば其中
に薩摩より大隅かたへ別れたる故殊に隼人國と云しにしも
別れたる國名乃薩摩と改まりしは大宝二年の紀に
なれども間なるを以て其故は右に引る大宝二年の紀より
は唱更國名ありて養老元年の紀に始めて大隅薩摩
二國隼人と唱へたる此薩摩は既に國名なれば
乃此隼人乃皇朝に仕奉る事は海神宮段の末に
其由縁の見えたる彼処に委曲に云たり傳十七の阿
五十七葉
多君は清て讀なし濁るは非なり地名に由れる姓なる書紀海神
宮段に其火闌降命吾田君小橋等之本祖也上に是隼人
等始祖也と云へり此は又始云る同本書の内なれ
前と後と違ひあるやうなれども小橋の事は中巻に

橿原宮段傳北
の部に云へり姓氏録に右京阿多御手別神
世孫薩摩若相樂別神後也山城國阿多隼人冨豆須佐
利乃命之後也見えたり續後紀に嵯峨和三年六月山城國
人右大衣阿多隼人逆足賜姓阿多忌寸と見えたり
の京畿に遷住せしなり上に降りて皇朝に仕奉れる
業に云へる火闌降命乃後なる右の外にも太和國に
二見首大角隼人津國に日下部和泉國に坂合部
姓氏録に見えたり さて火照命は廣く隼人の祖と聞えたるか
分て阿多君の祖なりと云はれたり隼人の諸姓乃中に殊
に顕なる氏なりとの事なり或説に此乃隼人阿多君を隼人と阿多君と
二つとし又は隼人國の阿多君と見るなれども皆とるに
足らず阿多君は隼人なりと云るなり さ

て阿多と云ふ地名和名抄に薩摩國阿多郡阿多郷あり
是なり此名今存す書紀に吾田長屋笠狭之碕神武巻に日
向國吾田邑古に薩摩国に日向国云々上に云るが如し日向国臼杵郡英多
郡其ふ所なり皆此地名天武紀持統紀に
は阿多隼人なる此地名隼人なり文持統紀に
紫大宰率河内王等宜遣沙門於大隅与阿多可傳佛教
出之児號火闌降命是隼人等始祖也次云々次生出之
児號火明命書に焔初起時共生児号火酸茎
命次火盛時生児号火明命次云々
云々此記に此神乃生坐ふ所吹第に違ひ又隼人祖も異
なれ後の生坐る次第に就て第差なる者隼人

祖なる故なり同じ紀に又一書に此御兄弟を火
酸茎命を火折尊を二柱を火明命無き火酸茎
を火明を本は同神を云ふ傳なり本書に火折命を別
神とし傳とも云ふ此火酸茎を火明とも或は一神
とし或は二神とし其生坐ふ所前と互に
後は也なり加れば此子柱乃間の此隼人祖の錯のあ
ふ所なり如此曲ある事なれ
ども火之字訓に取なし其中は上に云ふ如然に
須素里を云る能字は後の訛訓注に火闌降此云褒能
かしらの加なる者なるべし又姓氏録に人の佐
利を云ふ是いろいろ同書の二見首此は火の熾
條に冨須洗利命を云ふぞ正しかりける
加進み燃る時に生坐ふ故乃御名なり書紀一書に次

火炎盛時生児火進命又曰火酸荇命また一書に次火盛時蹶詰出児亦言吾是天神之子名火進命なる故以て心得べし須勢理毘賣の名は皆同言進なり同意なり万葉十七四十丁に越國立山長哥に之良久母能知辺乎於之和神氣安麻曽に理多可吉多知夜麻乎の乎安麻曽理此山の甚高く峻て天に進み登る狀なる故思合へし俗に人の心浮立進む然なるを書紀に此御名を火闌降と書れしは文字に撰者の誤なるべし

其故は此神の生坐る始起烟末焔初起時意なれば一書に次火炎衰時云名火折命なる火折字

は衰降の意なるべし

〇火遠理命

遠理は訓ハヒロと訓ハヒロは火の衰ぬる時に生ませる故の御名なり火弱ぬる義なり書紀に火夜織命なる例なり

又一書に次避火炎時生児火折彦火火出見尊また一書に次火炎衰時蹶詰出児亦言吾是天神之子名火折命なる面也

右の三柱の中に終に火乃衰ぬる時に生坐る御子なり天津日嗣を所知看

小きをうるを如何なる故ぞと知がるを此ぞ此
みは云ば此御子等は父尊は御疑を明先奉むとして
かく火中に在て産坐るは初の火乃發るほとは御
疑いまして明ずるほどに織の燃るほとも焼む焼け
ぬる未定まかうるほどき其火既に盛過て衰る時
に至りてぞ御母御子も終の所焼坐ける由定よ
りて実に天神の御子は坐徴験は明らかなる故
に終に生坐ぬ貴きあるわりもかの伊那
乃阿波岐原の御禊の時も最後に生坐る三柱御子ぞ
殊に貴く坐るを其も漸の織の除て後清明かりし
ばば系似る ⑤ 天津日高日子穂々手見命穂々は稲穂
に出る傳に賀賜ふる故ぞ ⑥ 即字は如く重初云ふ
に大穂に意は省て富栄云ふ例傳に穂々は云例書紀
忍穂耳命乃処に委云ふが如く善に迩々藝命を天之杵火置瀬尊を此火
火に稲穂に依る稲穂は天津日嗣に重祀由縁ある
上に迩々云ふが如し考合は
然は富ぶを書紀乃字に依て火の意
なれ非る生坐る時乃火に因る御
名は亦御名は天津日嗣に
て彼火に因る
勢理火遠理は火に因る御名
同じ故に此記に火照火須
以て知べし但書紀に
て火折て御名
御名は
並て火の義を取る傳へ

誤りの事正しかるべし此記及び書紀に火折手ハ根尊亦号彦火々出見尊とあるぞ正しかるべし

通見ハ耳と同じく並美称なるべしてふ例ハ八嶋須佐之男命乃御子手ゐて書紀に見也なる所乃又宇麻志麻遅命を書紀ハ可美真手とあるバ手ハ遅と通ずるなり

し其も同じく美称なり根又遅ハ乃称名の例も常多見耳ハ意と傳七の五十四葉五十五葉手見と連けるに例も浮宮御宇天皇の御名師木津日子玉手見命と書紀に火折命を二柱とし亦書に書紀に彦火々出見尊と彦火々夜織命次に彦火々出見尊とあるとの傳なり火夜織と火折彦火々出見尊と二の御名を一に連ねて挙げる傳も乃なり

白檮原宮御宇天皇を彦火々出見尊と申せる

より書紀に見えたり天津日嗣に由ある稲穂を以て美称奉れる御號なる故に又傳負賜ふなるべし

圖書寮文庫

美濃奉ル神御魂ヲ始メ諸ノ文書ノ類ヲ悉ク焼ケリ。天皇日隅ノ由ヲ詔ヒテ書ヲ作リ給フ。

文部省圖書

国立公文書館
National Archives of Japan